

川西町 都市計画マスタープラン

都市拠点（羽前小松駅周辺）



川西まちなかテラス



川西町役場

広域拠点（公立置賜総合病院周辺）



メディカルタウン



川西インターチェンジ

令和7年3月
川西町

川西町都市計画マスタープラン

【改訂版】

目 次

序章 計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 計画区域と目標年次	1
3 都市計画マスタープランの位置づけ	2
4 都市計画マスタープランの策定体制	3
5 計画改訂の背景と必要性	4
6 町民意向の把握	5
第1章 現況の整理	9
1 上位計画・関連計画の整理	9
2 現行計画の進捗状況	20
3 現況の整理	24
4 都市計画区域内の現状	32
5 課題の整理	43
第2章 基本構想	49
1 町の将来像	49
2 将来都市構造	51
第3章 基本計画	55
1 土地利用計画	55
2 交通施設計画	60
3 公園・緑地計画	66
4 河川・下水道計画	68
5 その他の都市施設計画等	68
6 景観計画	69
7 防災計画	70
第4章 地域別構想	75
1 地域別構想の位置づけ	75
2 計画の構成	75
3 地域別構想	76
第5章 実現化方策	81
1 都市計画の実現	81
2 用途地域の決定・変更	82
3 都市計画道路の見直し	83
4 実現化のための役割分担の構築	84
5 町民主体のまちづくりの推進	84

序章 計画の概要

序章 計画の概要

1 計画策定の目的

○市町村が策定する計画

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法第18条の2により、都市計画区域を有する市町村に策定が義務づけられたものです。

○都市計画法第18条の2【市町村の都市計画に関する基本的な方針】

- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

○都市整備の目標・指針となる計画

都市計画マスタープランは、今後の都市整備の指針として、長期展望に立った目指すべき将来像やその実現に向けた都市計画の方向性を明らかにするものです。

具体的には、都市の実状・特性を活かした将来の土地利用の方針や、道路、公園、公共施設等の将来の目標を定めるものです。

○町民と行政が一体となってまちづくりを進めるための共通の指針

都市計画マスタープランは、町民と行政が一体となってまちづくりを進めていく上での共通の指針としての役割を有しており、町民の意見を取り入れながら策定するものです。

町全体の望ましい将来像を明確にし、まちづくりの方向性を具体的に示すことで、町民の都市計画に対する理解と参加を容易にします。

2 計画区域と目標年次

(1)計画区域

都市計画区域及び市街地（用途地域）に重点を置きながら、川西町全体での一体的かつ効率的な都市づくりを進めることができるように、行政区域全域を計画の対象区域とします。

(2)目標年次

本計画の目標年次は、令和7年度（2025年度）～令和25年度（2043年度）とします。

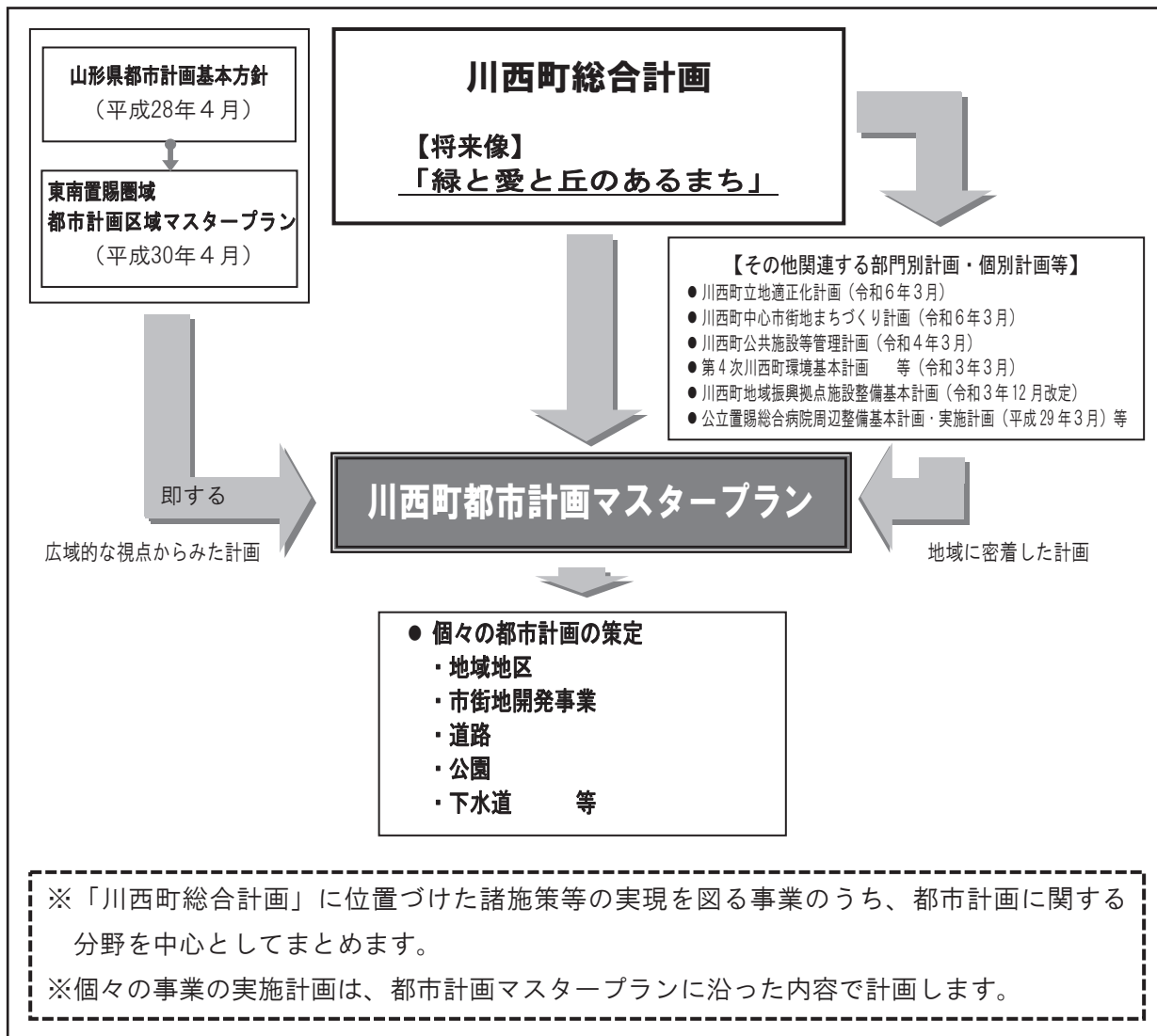
なお、本計画に位置づける計画の全てが目標年次までに完了するものではありません。また、本計画は、今後の社会・経済情勢や町民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行い、都市計画の指針としての性格を維持できるようにするものとします。

※現行計画の目標年次は、平成24年（2012年）～令和12年（2030年）

3 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、国や山形県の各種計画、川西町総合計画等の上位計画を踏まえ、今後のまちづくりの方向性と各種の都市計画の目標を定める計画として位置づけられます。

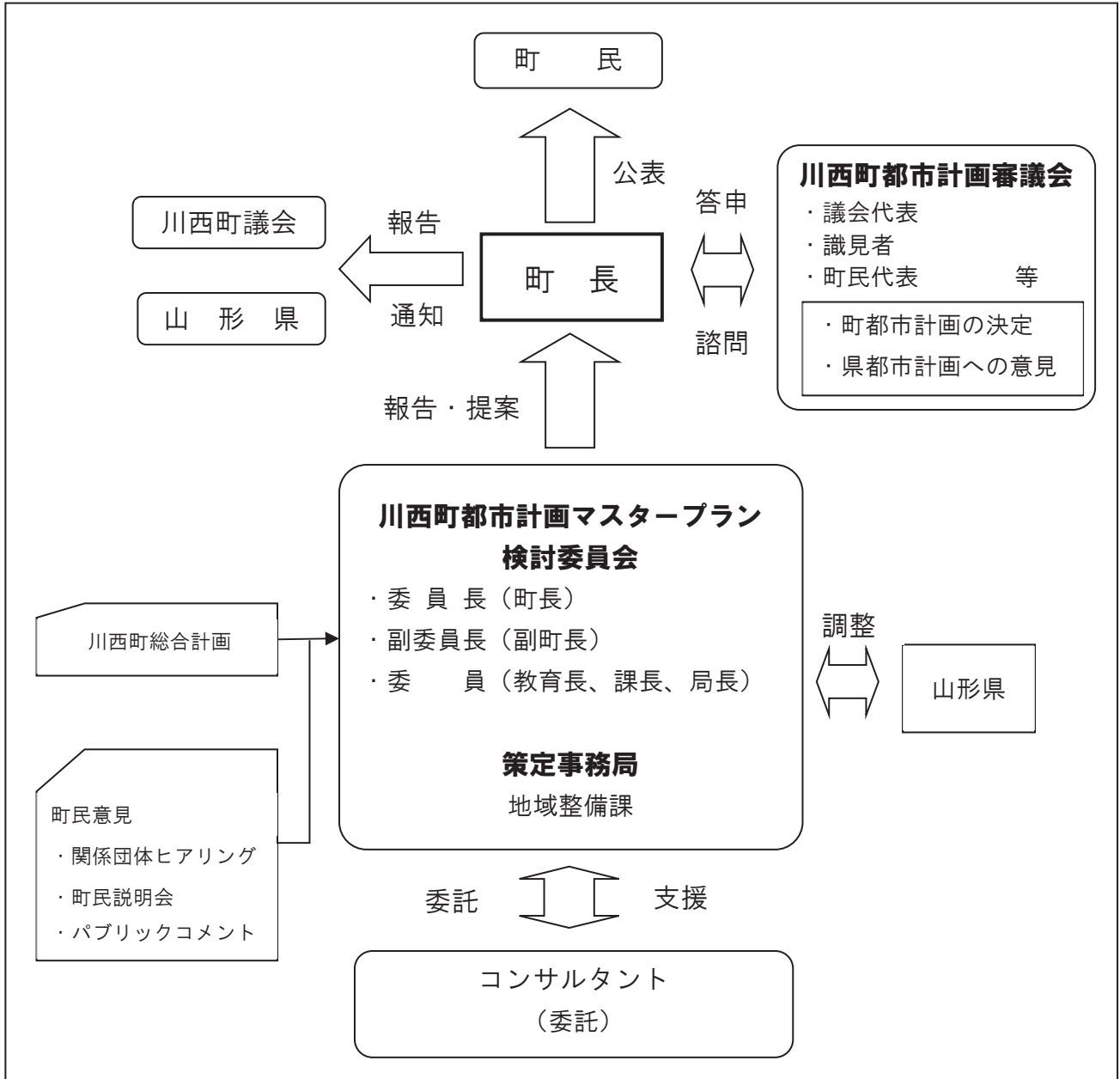
○都市計画マスタープランの位置づけ



4 都市計画マスタープランの策定体制

本計画は、下図に示すように町民と行政が協働して策定します。

○都市計画マスタープランの策定体制



5 計画改訂の背景と必要性

本町では、置賜地域の医療体制の拠点となる公立置賜総合病院が町北部に開院し、人や交通等を吸引する大きな拠点施設になっていることや、東北中央自動車道や日本海東北自動車道等の広域幹線道路にアクセスし、置賜地域の軸となる新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や米沢長井道路（国道287号バイパス）等の主要幹線道路ネットワークの整備により、公立置賜総合病院周辺や幹線道路沿道地域のポテンシャルを活用し、町の活性化を図ることと合わせ、良好な自然環境が無秩序な土地利用や開発によって喪失してしまわないように、土地利用を適切にコントロールしていくことを目的として、平成25年3月に「川西町都市計画マスタープラン」を策定しました。

策定から12年が経過する中で、都市計画に関連する法令・制度の改正、上位計画・関連計画の策定や見直し、目まぐるしく変化する社会情勢への対応等、当初の計画策定から目標年次までの中間年次を経過したと併せ、経年による変化への対応が必要となっています。

■人口の減少と超高齢化社会への対応

- 本町の令和6年3月31日現在の人口は13,588人（住民基本台帳）であり、本計画を策定してから12年間で約2割の人口が減少しています。また、高齢者比率は40%を上回っており、置賜圏域で二番目に高く、令和27年（2045年）には65歳以上が約5割に近づく見通しであることから、超高齢化社会への対応に向けた取組が喫緊の課題となっています。

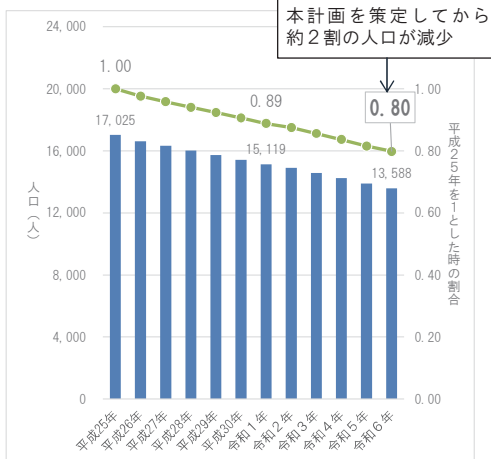
■活力が低下し、空洞化が進む中心市街地の活性化

- 本町の中心市街地は、人口の減少に伴い、世帯数・事業所数・従業員数ともに減少傾向にあるとともに、羽前小松駅東側の市街地に商業業務施設等の立地が進んだことから、中心市街地の空洞化や商店街の活力の低下が懸念されています。このため、地域振興の核として地域振興拠点施設「川西まちなかテラス」の整備を進めており、その周辺地域の面的な整備や地域に根付く文化的・歴史的資源を活かしながら、町民・事業所・行政が連携した取り組みを展開し、中心市街地の活性化を図っていく必要があります。

■公立置賜総合病院周辺における新たな広域拠点の形成

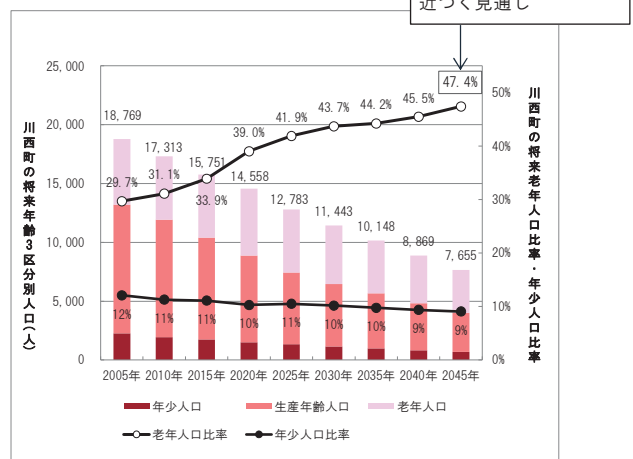
- 公立置賜総合病院周辺は、公立置賜総合病院が置賜地域の中核医療施設として発展するための医療、住宅、商業等が融合した都市的機能を持つ新エリアを形成し、定住人口の創出と交流人口の拡大を目的とする「メディカルタウン」の整備が着実に進んでいます。また、主要幹線道路ネットワークの整備により、さらなる都市機能の集積が見込まれることから、新たな広域拠点として計画的な都市づくりが必要となっています。

○川西町の人口動向



資料：住民基本台帳
※各年3月末現在

○年齢別人口動向と推計値



資料：国勢調査

6 町民意向の把握

(1) 町民意向調査

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡した市町村マスタープランの高度化版と位置づけられている「川西町立地適正化計画」の策定と、本計画の改訂を視野に入れ、都市計画に関する町民意向を把握するために、令和4年度に町民意向調査を実施しました。

○調査の目的

本調査は、都市計画マスタープランの改訂及び立地適正化計画の策定にあたり、町民のまちづくりに関する意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

また、当初計画の策定の際に平成23年に実施した「まちづくりアンケート調査」の結果を活用し、町民の意向の変化を把握しました。

○調査の設計

調査の設計は以下のようになっています。

調査対象	令和4年住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の町民1,000名
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和4年11月2日～11月21日

○回収結果

回収率は43.8%となっています。

対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000	438	438	43.8%

○設問構成

【あなたご自身のことについて】

・回答者の属性調査。(性別、年代、世帯構成、職業、居住地、居住年数の全6問)。

【川西町全体の課題とまちづくりの方向性について】

・川西町全体をみて改善すべき点や今後のまちのあるべき姿についてお聞きします。(全2問)。

【地域の住みやすさと課題について】

・居住している地域の住みやすさ、施設や環境面での満足度についてお聞きします。(全4問)。

【これからの土地利用のあり方について】

・これからの町全体の開発の考え方や土地利用のあり方についてお聞きします。(全5問)。

【今後のまちづくりの方向性について】

・将来的に心配なこと、公共施設、商業施設、交通施設のあり方についてお聞きします。(全4問)。

【まちづくりへの参加について】

・まちづくりへの興味や参加方法についてお聞きします。(全2問)。

【中心市街地(小松地区)について】

・中心市街地に求めることや利用時の交通手段等についてお聞きします。(全5問)。

【まちづくりに関する意見・提案について】

・川西町のまちづくりについてのご提案・ご要望についてお聞きします。(自由記述)。

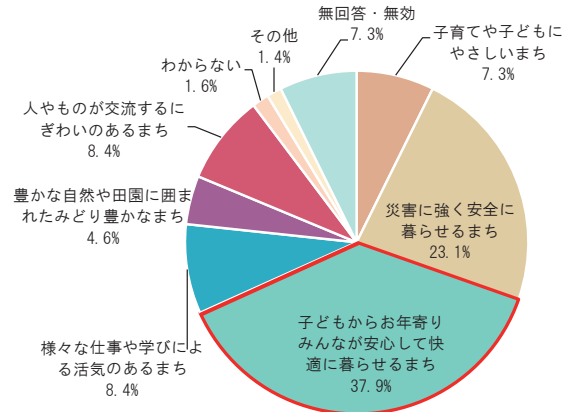


○調査結果の概要

● 将来の町のあるべき姿

将来のあるべき姿として「子どもからお年寄りみんなが安心して快適に暮らせるまち」37.9%で最も多く、次いで「災害に強く安全に暮らせるまち」が23.1%となっています。

○将来のまちのあるべき姿

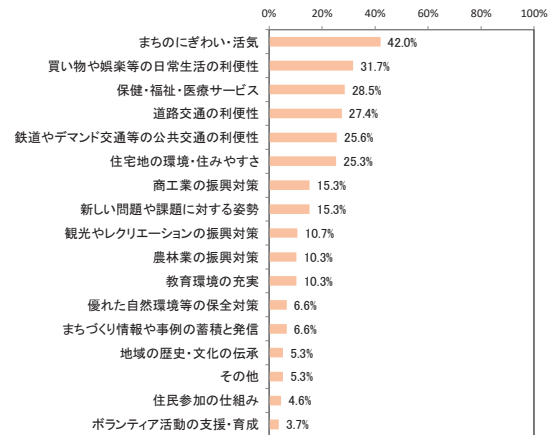


資料：令和4年度町民アンケート調査

● 現在の町で優先的に改善すべき点

町全体をみて、今後、優先的に改善すべき点は、「まちのにぎわい・活気」が最も多く、次いで「買い物や娯楽等の日常生活の利便性」、「保健・福祉・医療サービス」、「道路交通の利便性」が求められています。

○優先的に改善すべき点

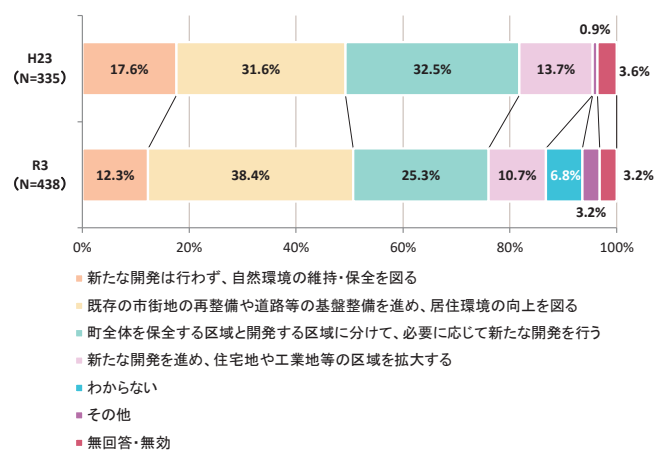


資料：令和4年度町民アンケート調査

● 今後の整備、開発の考え方

今後の整備・開発については、「保全区域と開発区域に分けて必要に応じて開発」が最も多く、次いで計画的に「既成市街地の整備」を図ることが求められています。

○今後の整備、開発の考え方



資料：令和4年度町民アンケート調査

● 今後の土地利用の考え方

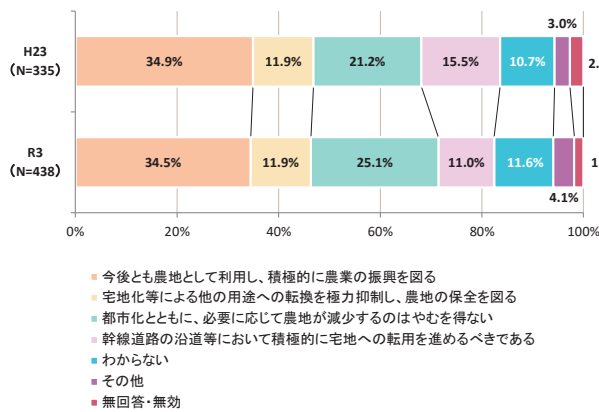
基本的に自然環境を残しつつ、市街地の土地利用の有効活用等、計画的な整備を図ることが求められています。

農地は、「今後とも農地として利用し、積極的に農業の振興を図る」が 34.5%で最も多く、次いで「都市化とともに、必要に応じて農地が減少するのはやむを得ない」が 25.1%となっています。

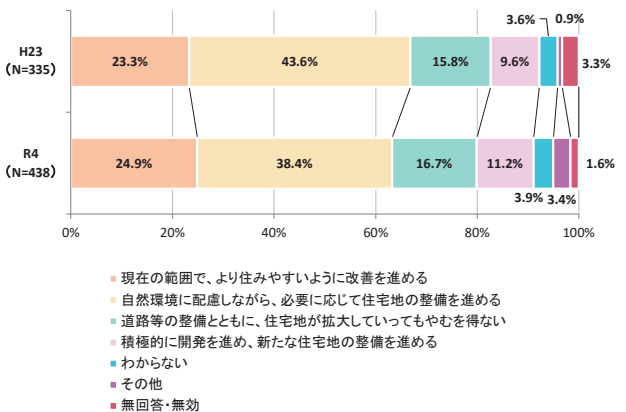
住宅地は、「自然環境に配慮して必要に応じて住宅地整備」が1位、「既存の範囲で改善」が2位になっています。

商業地のあり方については、「幹線道路沿道や駅前等の既存の商店街の活性化」が上位になっており、環境面で改善すべき点は、「買い物等の利便性」が2位になっています。工業地のあり方については、「自然環境に配慮した新たな工業地整備」、「就業の場となる工業地整備」が上位になっています。

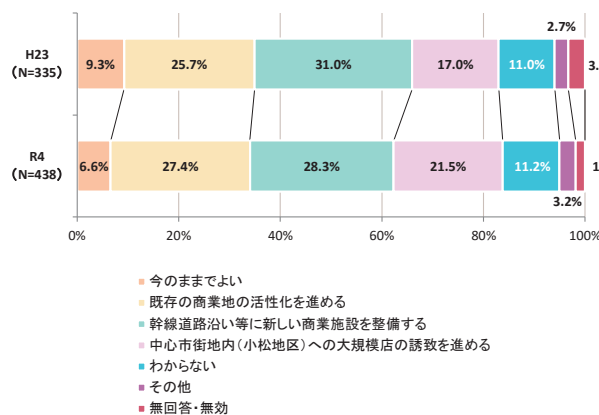
○将来の農地のあり方



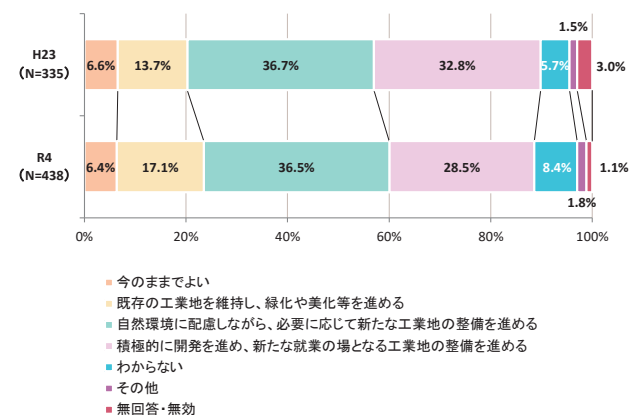
○将来の住宅地のあり方



○将来の商業地のあり方



○将来の工業地のあり方



資料：令和4年度町民アンケート調査



第1章 現況の整理

第1章 現況の整理

1 上位計画・関連計画の整理

(1) 第4次山形県総合発展計画

○策定主体

山形県（令和2年3月）

○目標年次

令和12年

○基本目標次

【置賜地域の発展方向】

- 地域の技術力を結集したイノベーションにより新たな価値が創出され、ブランド力を活かして産業の収益力が向上している。
- 「人生100年時代」の到来に向け、多様な主体と連携した健康づくり活動拠点の形成が進み、誰もがいきいきと活躍できる地域づくりの取組みが進展している。
- 宮城・福島両県や関東・首都圏との近接性を活かした「県南ゲートウェイ」としての発展基盤の確立に向け、交通アクセスの強化が進展している。

○整備内容（置賜地域）

(i) 「置賜」地域の総合力を結集した高付加価値産業群への進化

- 地域の基幹産業である製造業の競争力強化に向けた新たな強みや特色の創出を促し、ものづくり企業間のネットワーク強化や産学官金の連携により地域の稼ぐ力を向上していく。
- 園芸作物や米沢牛等のブランド力強化、道の駅等の観光分野との連携強化により、「農と食」の魅力を高め、これを支える収益性の高い産地を形成していく。
- 置賜地域を彩る「花々」や米沢牛・地酒・ワイン等の「美食・美酒」、冬の魅力としての「雪」等、置賜ならではの資源を戦略的に活用した誘客の促進とインバウンドの拡大を推進していく。

(ii) 「置賜」の持続的発展を支える、活力あふれる地域社会の形成

- 市町との連携による広域的な結婚支援活動を展開するほか、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援体制を充実させていく。
- 米沢栄養大学をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、高齢者はもとより幅広い世代が住み慣れた地域で、健康かつ安心して暮らせるための取組みを推進していく。
- 若者と地域の活躍人（びと）、U・I・Jターン者との交流の機会を提供する等、置賜に対する愛着と誇りを醸成し、互いに輝きあう地域づくりを推進していく。

(iii) 人々の交流で賑わう「置賜」を支え、地域の価値を高める社会基盤の形成

- 新潟山形南部連絡道路の早期整備に向け、隣県等との連携を強化するとともに、一般国道287号米沢長井道路の整備を進め、置賜地域の高速交通ネットワークを充実強化していく。
- フラワー長井線等の地域公共交通の充実を図り、町民の利便性を向上させるとともに、関係交流人口の創出・拡大を加速していく。
- 置賜の地域資源を活かした風力発電やバイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進による脱炭素社会の形成を推進していく。

(2)川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン)

○策定主体

山形県（平成30年4月）

○目標年次

2035年（令和17年）

○基本理念

【東南置賜圏域の基本理念】

- 「県境を越えた新たなネットワークにより、次世代の産業創出に向けた活力と魅力あふれる、人・歴史・文化が織りなす産業都市圏」

○都市づくりの方向性

【東南置賜圏域の市街地像】

- 1 「広域連携」 ～都市間連携を推進する都市づくり～
- 2 「多様な交流」 ～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～
- 3 「まちなか賑わい」 ～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～
- 4 「安全・安心」 ～いのちを守る都市づくり～

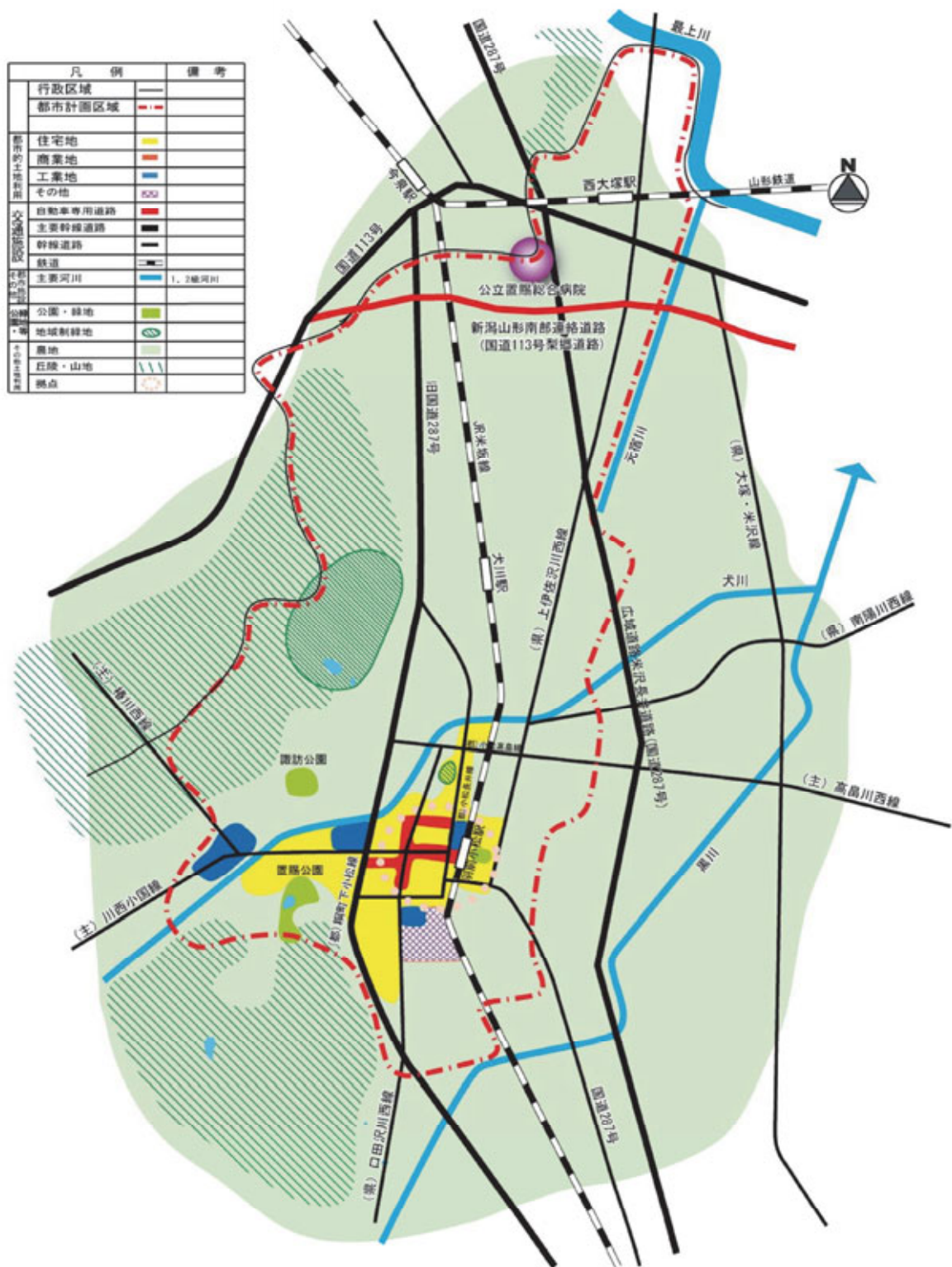
○主要用途の配置の方針

区分	配置方針	配置計画
拠点	● 行政や商業、医療機能等が集積する米沢都市計画区域を核に、各都市がそれぞれの特性を活かし連携することで共存・共栄できる圏域づくりを目指します。	羽前小松駅周辺地区
商業・業務地	● 現行の商業系用途地域を商業・業務地として位置づけ、土地の高度利用を図りながら、買い物、業務の利便性の向上を図るとともに、飲食や文化・スポーツ・教養等の機能の充実を図り、中心商業地の形成を推進します。	羽前小松駅周辺地区等
工業地	● 工業系用途地域を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら、機能の維持・増進を図ります。	もみの木町周辺工業地等
住宅地	● 住居系用途地域を住宅地として位置づけ、居住環境の向上を図ります。 ● 住宅地に配置すべき人口等を適切に収容し得る規模とし、世帯数や適正な人口密度の設定についても十分考慮しながら適切に配置します。 ● 地域の特性や地域の目指すまちづくりのニーズに応じた良好な住宅環境を確保するため、必要に応じて地区計画制度の活用等により、目指すべき土地利用を図ります。	
その他	● 高速道路のインターチェンジ周辺は、産業拠点形成の開発ポテンシャルを有していることが多いことから、用途地域指定や地区計画制度の活用等を図り、周辺の土地利用や農林漁業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的な産業系土地利用を促進します。	

○都市施設の配置の方針

区 分		配置方針	配置計画
道路	自動車専用道路	● 都市計画道路を中心に配置します。	新潟山形南部連絡道路[梨郷道路]
	主要幹線道路		国道 287 号[広域道路米沢長井道路]、(都) 桐町下小松線
	都市幹線道路		(都) 小松高畠線、(都) 小松長井線
駅前広場			羽前小松駅前
下 水 道		● 河川、汚水及び雨水排水施設の各整備計画と整合を図りながら、治水安全性の向上及び生活環境の改善を図ります。	川西都市計画公共下水道
緑 地		● 都市の近郊や市街地に残された緑地等は、東南置賜らしい豊かな自然と共生した魅力的な住環境を創出する貴重な資源であり、市街地に残る緑を維持保全し、潤いあふれる都市づくりを進めます。	置賜公園、諏訪公園

○土地利用構造図及び都市施設配置図



出典：川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン）（平成30年4月 山形県）

(3)川西町地域防災計画

○策定主体

川西町（令和5年4月）

○計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、川西町に係る防災対策に関し、町・県及び関係機関やその他町民がその有する全機能を発揮し処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

○計画の構成

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急計画
- 第4編 震災対策計画
- 第5編 災害復旧・復興計画
- 第6編 個別災害対策

○防災ビジョンの基本目標

1. 地域防災計画の充実と周知

ハード面における生活環境は年々改善されているものの、少子化・高齢化、過疎化の進行は本町にとって大きな課題である。また、社会経済の発展に伴い、地域社会の変化も早まり災害も多様化してきていることから、本町地域防災計画も常に検討を加え、時代に即応した計画にするものとするとともに、広く町民に周知し、町民一人ひとりが、平素から災害に対する心構えと備えを行い、被害を最小限にする。

2. ハザードマップの整備

風水害、土砂災害等にかかわる危険区域を常に点検し、ハザードマップ（災害危険区域図）を整備し、町民に対して周知徹底を図り、発災時の警戒避難活動の手順化の指針とするものとする。

3. 地域防災体制の整備

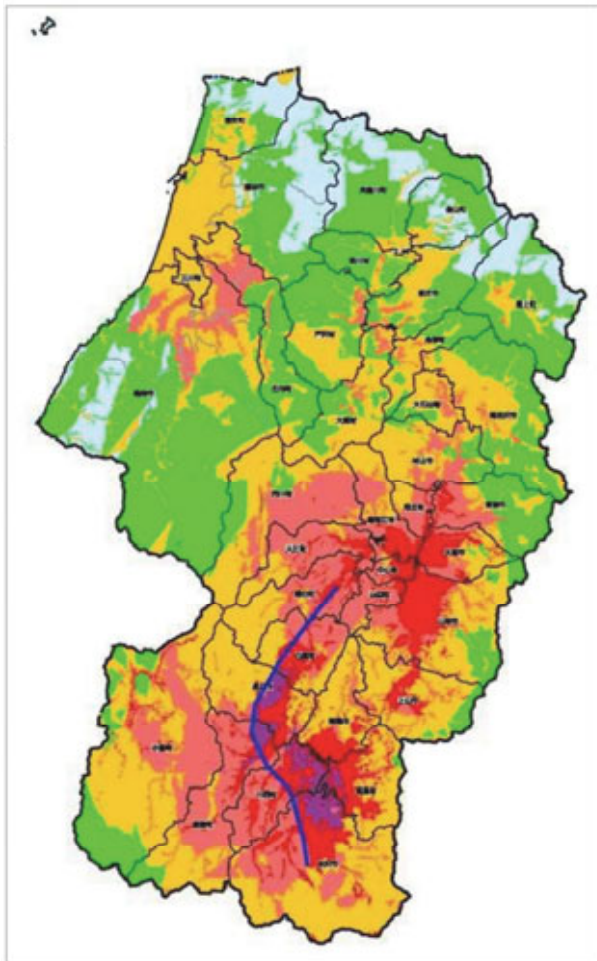
町民の生活を災害から守り地域を保全していくためには、町と関係機関・団体、地域住民が一体となった取り組みが重要である。そのためには、地域ごとに組織された自主防災組織との連携が重要であり、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を高め、災害状況に応じた体制を確立するとともに、消防団、関係機関・団体との連携強化を図る。







4. 情報施設の整備・活用

地震、風水害等の災害時において、地域への情報伝達を迅速かつ的確に行うために、防災行政無線（同報系）施設を平成27年度に整備しており、同無線の有効活用を図る。

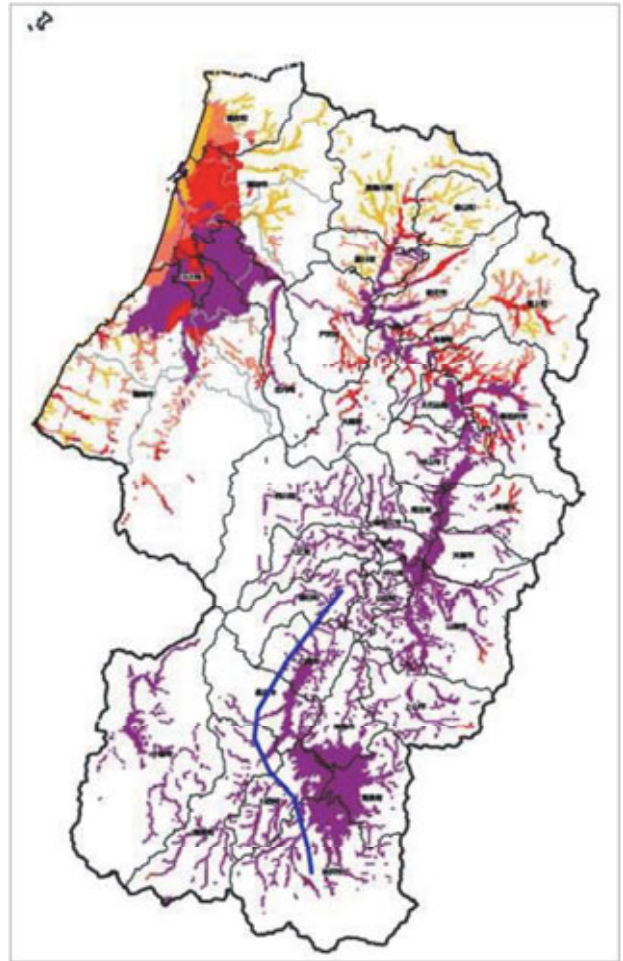
○想定される被害

○震度分布図



凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

○液状化危険度分布図



凡 例	
	液状化の危険度低
	液状化の危険度(小)
	液状化の危険度(中)
	液状化の危険度(大)

(4)川西町土地利用マスタープラン

○策定主体

川西町（平成23年3月）

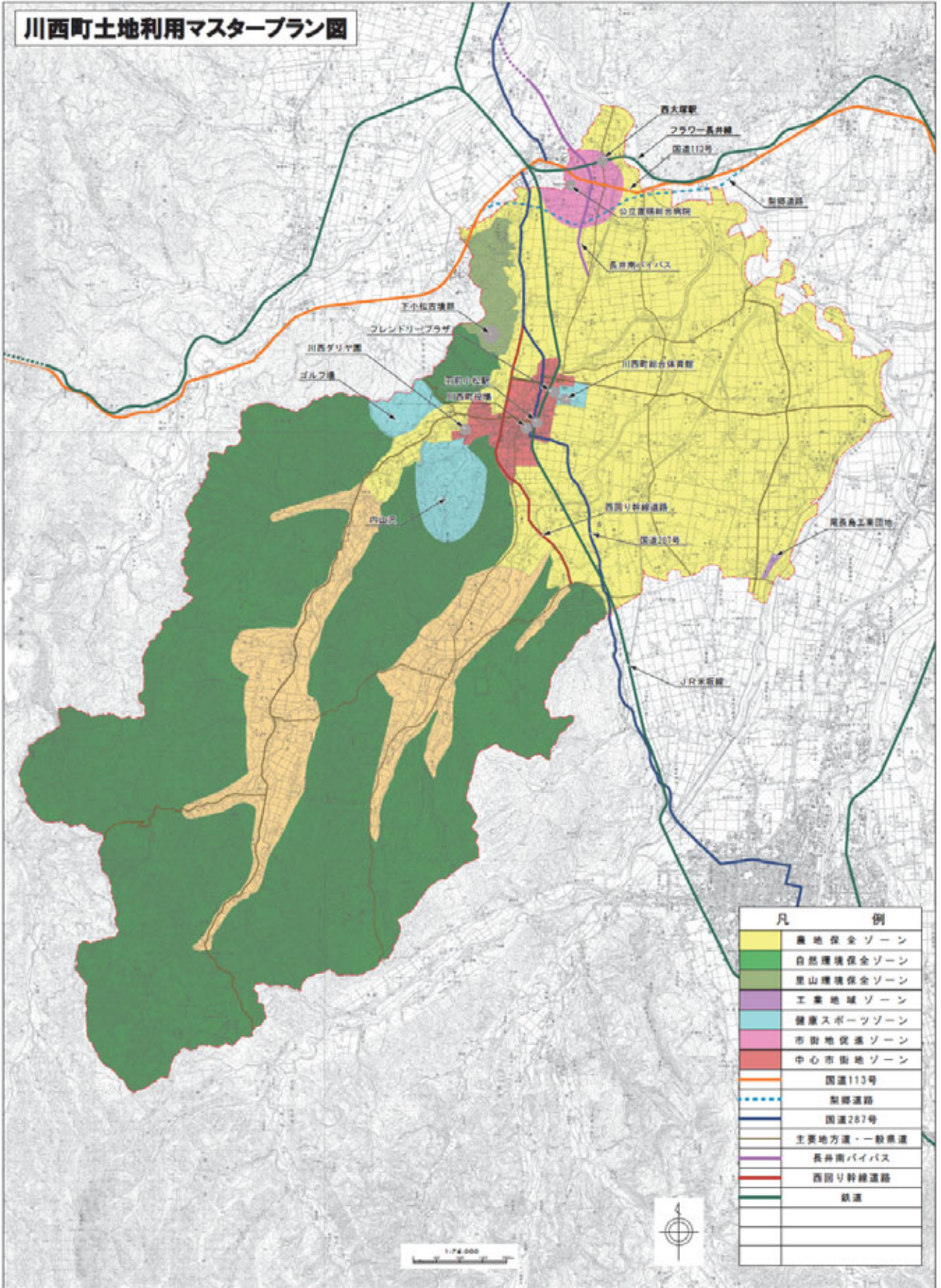
○土地利用の基本方向

1. 自然環境を守り継承できる「保全型」土地利用の推進
2. 新たな活力を生み出す「開発・整備型」土地利用の推進
3. 交流を促進する「地域資源活用型」土地利用の推進

○各ゾーンの考え方

ゾーン名	土地利用の考え方・誘導方針
① 農地保全ゾーン	基幹農業である農業基盤として、優良農地の保全に努めるゾーン。 農業振興地域整備計画に基づく農地転用の抑制や担い手への農地の利用集積により耕作放棄地の抑制に努めるとともに、生産性と効率性の向上を図るため基盤整備に努めます。
② 自然環境保全ゾーン	豊かな森林と動植物が共生するために保全と再生に努めるゾーン。 町民との合意形成を前提とした自然と親しむレクリエーションゾーンの形成や自然に負荷を与えない開発については関係法令等に基づきながら適切に対応し、周辺の自然環境を維持します。
③ 里山環境保全ゾーン	国指定「下小松古墳群」等の指定された地域を保全していくゾーン。 人々が集い自然と歴史に親しむために、これらの地域資源の有効活用に努めます。
④ 工業地域ゾーン	地域経済の活性化や若者の定住促進を図るため、公害防止に配慮しながら既存の工業団地の充実や企業誘致に努めるとともに企業の支援に努めるゾーン。
⑤ 健康スポーツゾーン	スポーツやレクリエーション活動を通して町民の健康増進を促進するため、関連する施設を集積し活用するゾーン。
⑥ 市街地促進ゾーン	国道287号バイパスや新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）の結節点となる地理的優位性を活用し、交流開発を促進するゾーン。 宅地整備や商業施設等の開発は、周辺の自然環境に配慮します。
⑦ 中山間地域交流ゾーン	自然環境を活用した交流事業や移住・定住を促進させ地域振興を図るゾーン。
⑧ 中心市街地ゾーン	人口と都市機能の集積を図るとともにゆとりと安らぎのある居住環境を形成するゾーン。 市街地の形成にあたっては、歴史と文化が感じられる街並みの形成や賑わいと活力ある市街地づくりに努めます。

川西町土地利用マスタープラン図



(5)川西町中心市街地まちづくり計画

○策定主体

川西町（令和6年3月）

○目標年次

令和25年度

○中心市街地の将来像

中心市街地は、子ども、子育て世代、高齢者も含めた全ての人にとって暮らしやすく過ごしやすい多様な機能がコンパクトに集積し、歩いて暮らせる生活空間の実現と、町民・事業所・行政が協力して取り組む「協働」と「共創」の理念のもとに社会的、経済的、文化的活動の活性化を図り、住みつづけたい街をめざします。

【中心市街地の将来像】

～ みんなで創る住みつづけたい街 ～

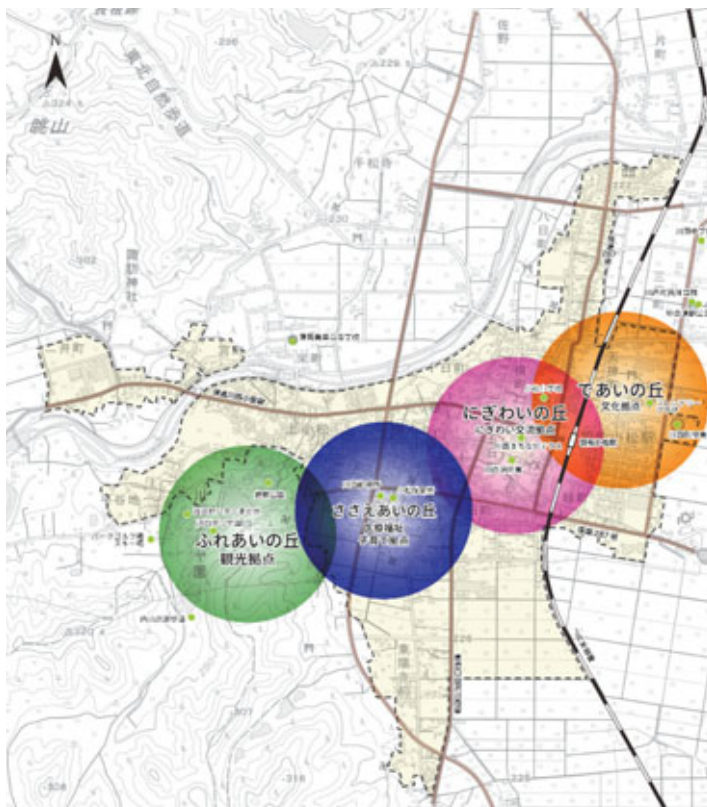
○中心市街地の基本方針

基本方針1 子どもからお年寄りまでみんなが安心して暮らせる生活環境づくり

基本方針2 若者が魅力を感じる生活環境づくり

基本方針3 誰もが楽しめるにぎわいづくり

○中心市街地の方針図



凡 例	
	文化拠点
	にぎわい交流拠点
	医療福祉子育て拠点
	観光拠点
	観光資源・公共施設
	主要交通軸

(6) 公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画

○策定主体

川西町（平成 29 年 3 月）

○土地利用に関する方針及び建築物等の整備方針

(1) 土地利用に関する方針

計画策定区域周辺の住宅地及び優良農地との調和を保った土地利用を目指す。

(2) 建築物等の整備方針

周囲との景観に調和した建物の建築を誘導する。

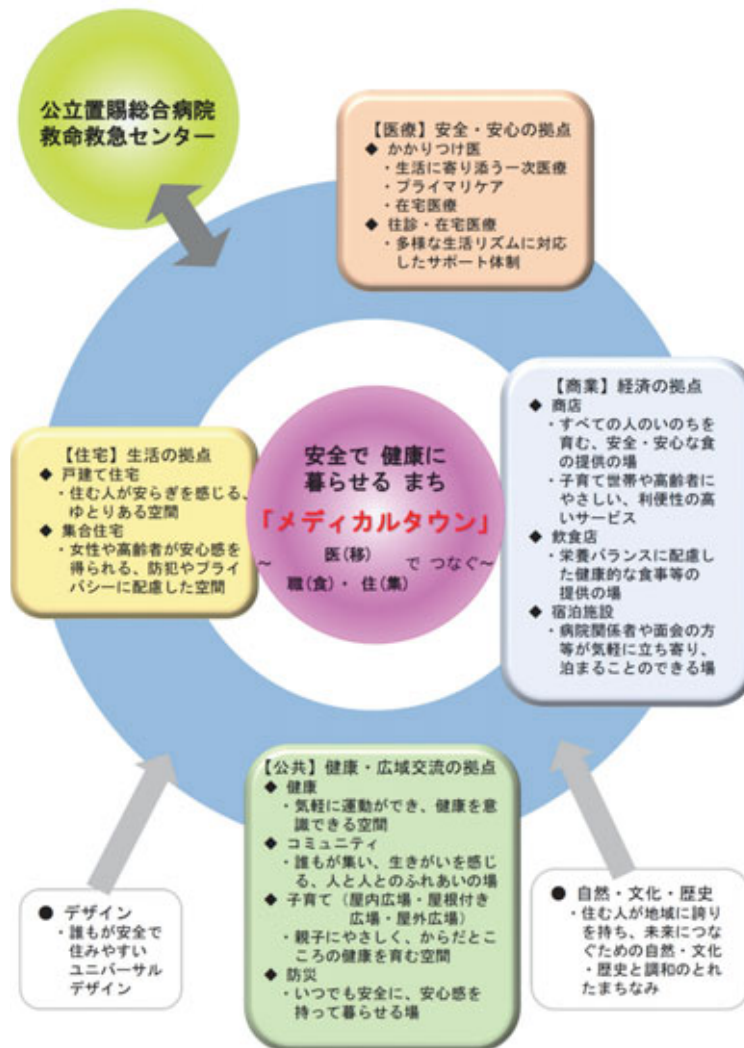
○整備コンセプト

『メディカルタウン』の形成

① 公立置賜総合病院が置賜地域の中核医療施設として発展するための医療、住宅、商業等が融合した都市的機能を有する「メディカルタウン」の形成を図る。

② 「メディカルタウン」への定住人口の創出と交流人口の拡大を目指す。

○基本的機能及び連携イメージ



(7)長井市都市計画マスタープラン

○策定主体

長井市（平成 30 年 3 月）

○目標年次

令和 17 年（2035 年）

○都市形成（まちづくり）の基本理念

- 長井の豊かな自然環境や文化を未来につなぐ
- 市民がしあわせを感じられるまちを創る
- 市民と行政がともにまちづくりに取り組む

○将来都市像

みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井
～人にぎわい 心かよう 水のふるさと～

○都市形成（まちづくり）の基本方針

- 暮らしの活力と魅力あふれるまち
- みんなで創りあげるまち
- 命を育み、「長井の心」を未来につなぐまち
- 命を守り、快適で安心して暮らせるまち

○川西町と接続する地区周辺の考え方

○集落地域

- ・交通の要衝となる今泉駅周辺を地域中心集落として位置づけます。
- ・地域中心集落を小さな拠点とします。
- ・交通の要衝となる今泉駅周辺に居住、自然、営農等の周辺環境に配慮した新産業団地を配置します。
- ・用途地域外の集落を集落地域として位置づけます。
- ・既存の営農環境、集落環境を維持します。

○田園地域

- ・集落を取り囲む田園や里山を位置づけます。
- ・農業生産基盤としての農地、身近な自然を維持・保全します。

○将来土地利用計画図（抜粋）



2 現行計画の進捗状況

(1)土地利用計画

現行の都市計画マスタープラン（平成24年度計画）の改訂作業の参考として、現行計画に位置付けられている土地利用の方針の進捗状況を整理し、現行計画の成果や改訂に当たっての課題や見直しの方針を検討する資料とします。

○住宅地

	計画内容(平成24年度計画 P66)	進捗状況
公立置賜総合病院周辺	公立置賜総合病院周辺について、総合病院等の医療厚生施設で働く人や、高齢者等の医療厚生施設利用者の住宅、若い世代の定住を促進するための多様な住宅地整備を誘導していきます。	公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画を平成 29 年3月に策定し、メディカルタウンの整備により、宅地を整備・供給しています。
羽前小松駅周辺	羽前小松駅を中心に、土地の有効利用を促進しながら、商業・サービス機能と居住機能が共存する歩いて暮らせる生活空間の形成を図ります。	立地適正化計画を令和6年3月に策定し、居住や生活サービス施設等の都市機能に係る立地の方針を示し、関連施策を進めています。

○商業地

	計画内容(平成24年度計画 P67)	進捗状況
公立置賜総合病院周辺	公立置賜総合病院周辺について、主要幹線道路沿道に立地する沿道サービス型商業施設や医療厚生施設等を周辺環境に配慮しつつ計画的に誘導し、総合病院等の医療厚生施設等の本地区従業員・居住者にサービスする近隣商業施設等を誘導し、新たな商業地形成を誘導していきます。	公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画を平成 29 年3月に策定し、メディカルタウンの整備により、医療施設や商業施設等の誘導を進めています。
羽前小松駅周辺	羽前小松駅の西側は、古くから多くの人が集まる商業・サービスの集積地としての役割を担っており、駅東側に計画的に整備された美女木地区一帯に立地した商業施設とともに、町の中心的な市街地を形成しており、引き続き公共・商業サービスの中心として、にぎわいのあるコンパクトな商業地の形成を図ります。	立地適正化計画を令和6年3月に策定し、居住や生活サービス施設等の都市機能に係る立地の方針を示し、関連施策を進めています。

○工業地

	計画内容(平成24年度計画 P68)	進捗状況
二井町周辺	二井町には既存の工場等の集積があり、今後とも工業機能の維持・集積を検討していきます。	令和3年8月に用途地域(工業地域)を指定し、工業機能の維持・集積を進めています。

もみの木町 周 辺	用途地域内で工業地域に指定されていますが工場施設の集積が十分でないことから、本町の第二次産業の拠点のひとつとして有効活用を図るために、工場等の誘致を検討していきます。	町内を取り巻く主要幹線道路等の交通ネットワークの改変に伴い、当該地の在り方について慎重な検討が求められています。
尾長島工業 団 地	既存の工業団地として、引き続き本町の産業を担う工業地に位置づけ、周辺の農用地や自然との調和を図りながら、工業機能の集積を図ります。	立地環境は、東北中央自動車道米沢北インターチェンジから約3kmに位置し交通利便性に恵まれているため、立地環境をPRし、工業機能の集積に努めています。

(2)交通施設計画

現行の都市計画マスタープランの改訂作業の参考として、現行計画に位置付けられている交通施設計画の方針の進捗状況を整理し、現行計画の成果や改訂に当たっての課題や見直しの方針を検討する資料とします。

○主要幹線道路

	計画内容(平成24年度計画 P70~71)	進 捗 状 況
新潟山形 南部連絡 道 路 (梨郷道路)	梨郷道路の整備により、現在の国道 113 号の通過交通が減少し、国道の交通流動が円滑になるとともに、広域からの公立置賜総合病院への到達時間が短縮され、病院の存在価値が向上します。 国道 113 号は、国道 287 号バイパスとともに、公立置賜総合病院周辺の新たな市街地において、土地利用を誘導する骨格として機能します。	梨郷道路は、令和6年3月9日に開通し、長井市今泉を起点とし南陽市竹原に至る延長 7.2 kmの自動車専用道路で、地域経済の活性化や交流人口の拡大が期待されるほか、救急医療搬送等にも大きく寄与しています。
国 道 287 号バイパス	国道 287 号バイパスの整備により、既成市街地から通過交通が排除され、市街地での歩行者の安全性や交通流動の円滑性が確保され、交通環境が向上するとともに、積雪時の交通流動への影響も緩和されます。	国道 287 号米沢長井道路のうち、川西バイパス I 期区間の川西町大字西大塚から川西町大字中小松地内に至る延長 2.9 km は、令和6年3月9日に開通し、地域経済の活性化や交流人口の拡大が期待されるほか、救急医療搬送等にも大きく寄与しています。

○幹線道路

	計画内容(平成24年度計画 P72)	進 捗 状 況
主要地方 道・県道等 の主要道路	日常的に利用する市街地周辺の生活道路は、災害時の避難路や誘導路として、また、積雪時においても十分な通行スペースが確保できるように、車両及び歩行者の通行に支障をきたさない十分な幅員の確保が図られるように要望していきます。	生活道路の機能を併せ持つ区間は、人優先の安全・安心な歩行空間の確保のため、歩道の整備が順次、行われています。

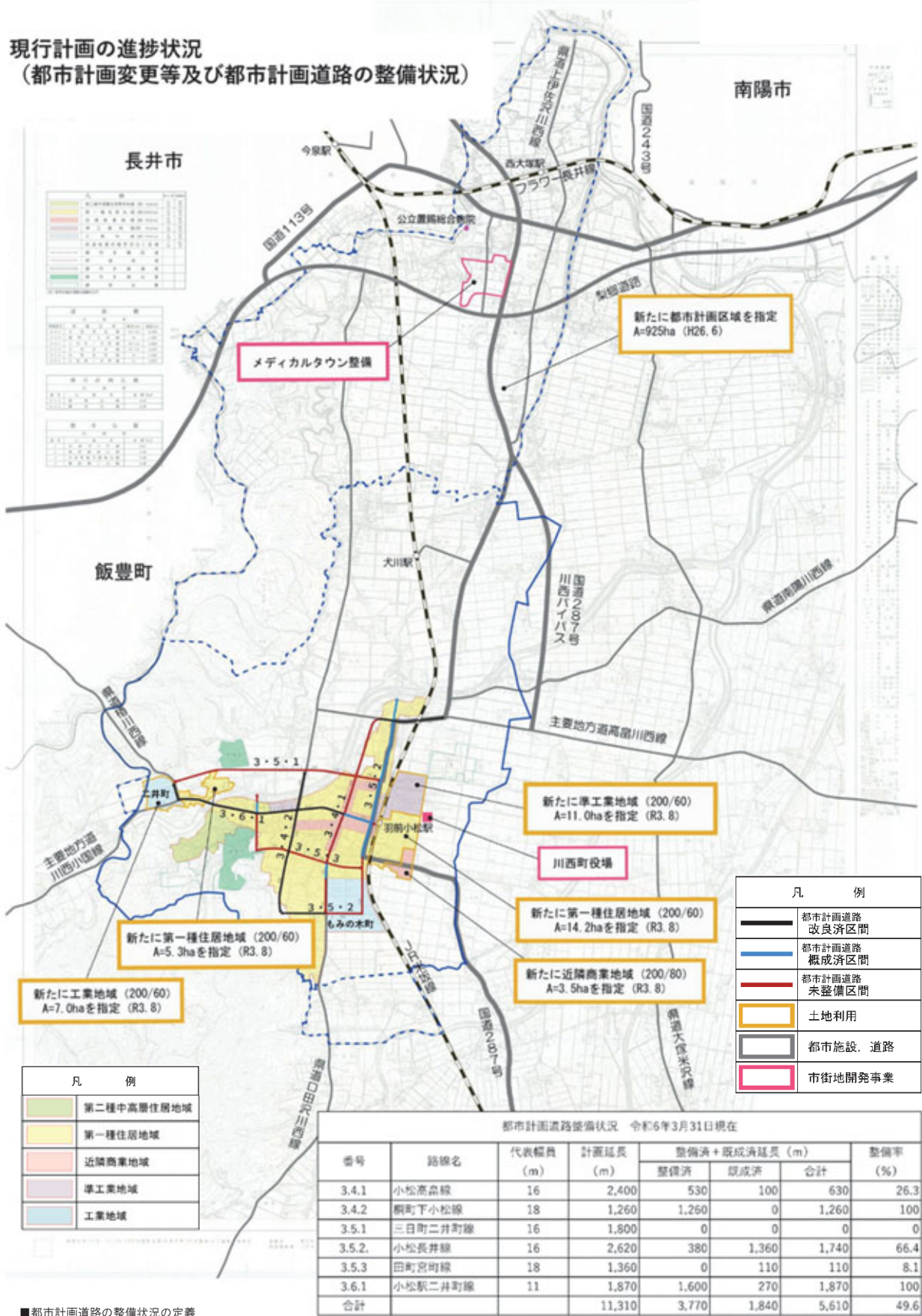
○公共交通

	計画内容(平成24年度計画 P73)	進捗状況
鉄道・バス	通勤・通学や、子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者の交通手段として重要な役割を果たす JR 米坂線、山形鉄道フラワー長井線は利便性の向上を働きかけます。	町内のバス路線は令和5年3月31日に廃止となったため、JR米坂線、山形鉄道フラワー長井線の利便性の向上を働きかけています。 また、デマンド型乗合交通は町民の公共交通機関として、利便性の向上に資しています。
駅前空間	羽前小松駅等については、駅にアクセスする自家用車、タクシー及び歩行者の利用を考慮し、町の玄関口にふさわしい空間づくりに努めます。	羽前小松駅西口の空き地を令和5年度に町が取得し、町の玄関口にふさわしい空間とするため、検討を行っています。

○都市計画道路

	計画内容(平成24年度計画 P73～75)	進捗状況
都市計画道路	未整備の路線については、国道 287 号バイパスの整備による交通処理負担の軽減を勘案しつつ、通学路や観光ネットワーク等の歩行者ネットワーク整備の必要性、積雪時の対応等を勘案して、路線の必要性や幅員の見直しを行います。	都市計画道路の未整備区間は、近年の人口減少、社会経済情勢の変化、梨郷道路や国道 287 号バイパス等の整備による広域交通ネットワークの改変等を受け、都市計画道路網の適切な見直しの検討が必要となっています。 また、中心市街地と国道 287 号バイパスを連絡するアクセス路の検討が求められています。

現行計画の進捗状況
(都市計画変更等及び都市計画道路の整備状況)



3 現況の整理

(1)人口・世帯数

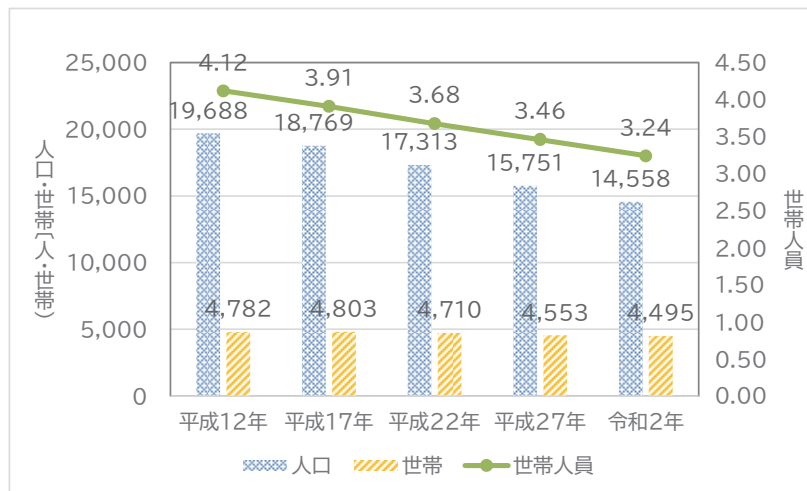
人口は、減少傾向で推移しており、令和2年の国勢調査で14,558人となっています。

世帯数は、平成17年以降、減少に転じています。

令和2年の老年人口率は、県平均の33.8%より高い39.0%になっており、高齢化が進行しています。高齢者のいる世帯は、令和2年に74.6%で、県平均の55.2%を大きく上回っています。

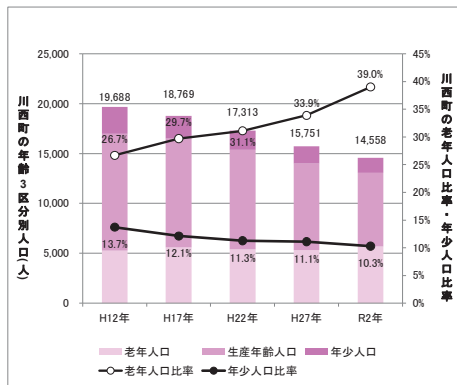
通勤流動、買物流動は他市に依存しており、米沢市に依存する割合が最も高くなっています。

○川西町の人口・世帯数の推移

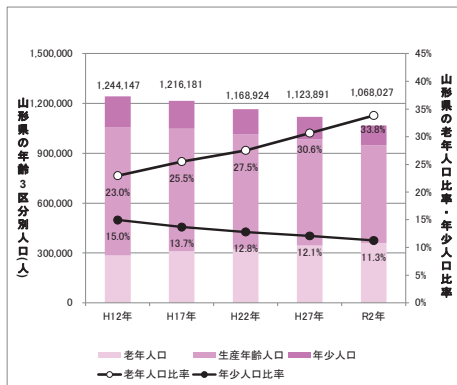


○年齢3区分別人口の現状及び推移

(川西町)

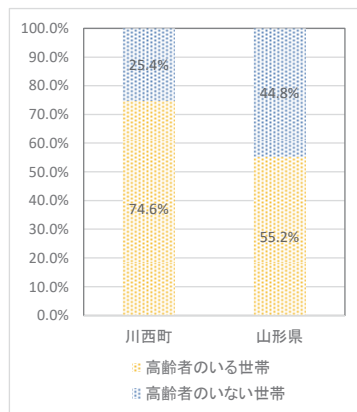


(山形県)



資料：国勢調査

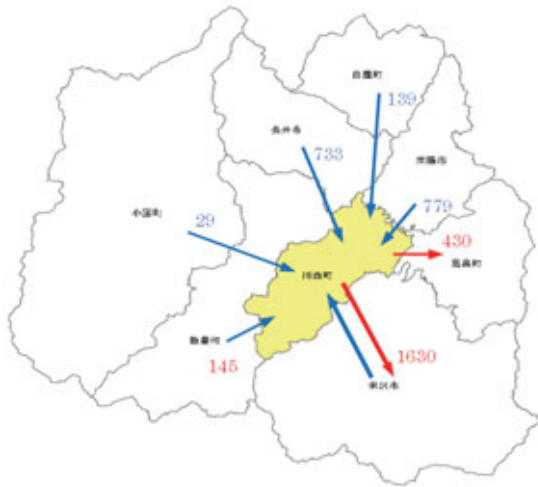
○高齢者の有無別世帯数構成比



資料：令和2年国勢調査

○通勤流動、買い物流動

＜通勤流動＞

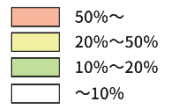


資料：令和2年国勢調査

＜川西町民の買物先（最寄品）＞



凡例



＜川西町民の買物先（買回品）＞



凡例



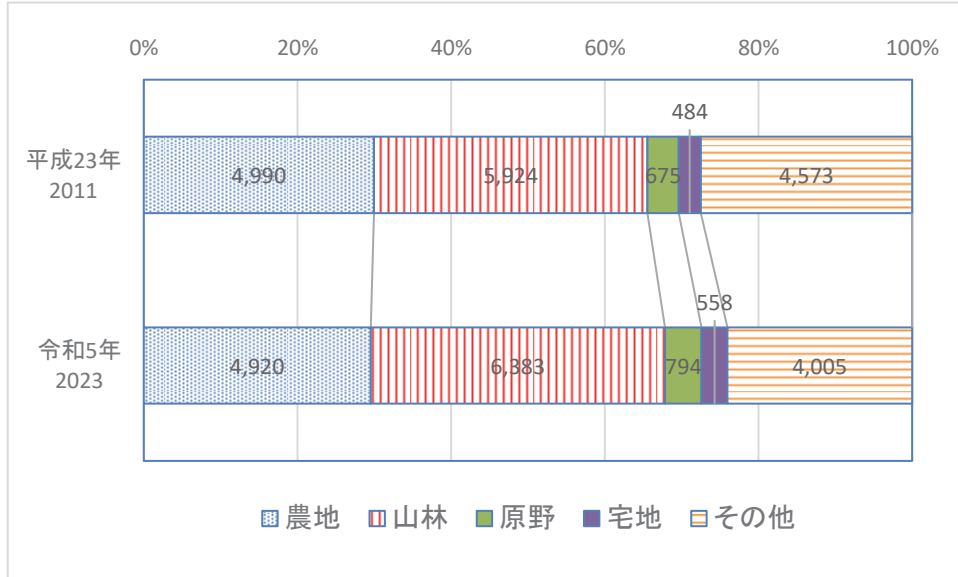
資料：平成30年度山形県買物動向調査

(2)土地利用

山林や農地等の自然的土地利用が約70%を占め、豊かな自然に恵まれています。また、これらの自然的土地利用は農業振興地域や森林地域等の指定によって保全されています。

広域的な交通体系の整備に伴い、用途地域周辺や公立置賜総合病院周辺に市街地が形成されたことから、宅地面積が平成23年から令和5年の12年で約74ha増加しています。

○地目別土地利用面積の動向

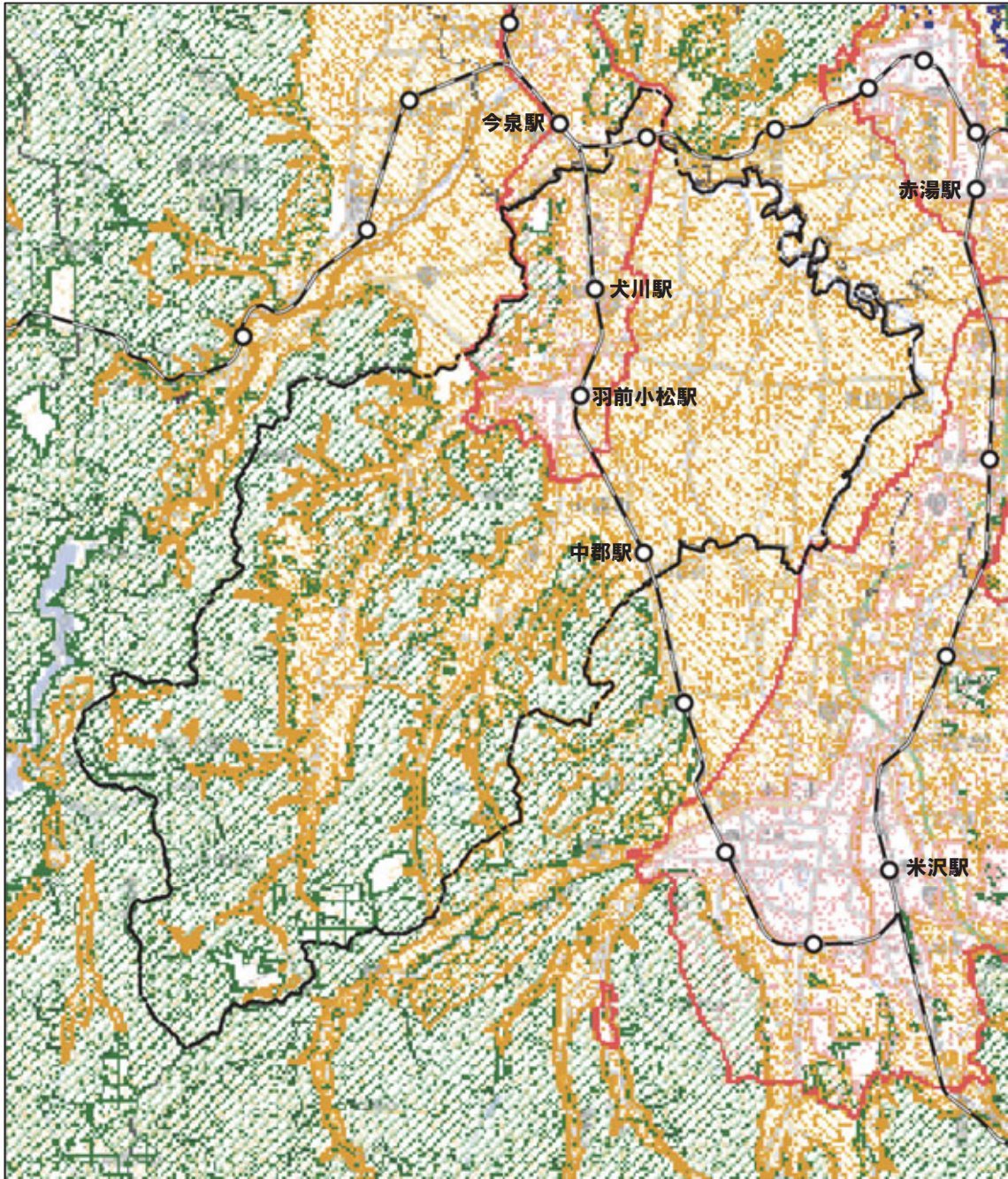


単位：ha、%

	平成23年 (2011)	令和5年 (2023)	令和5年 構成比	増減	
				R5-H23	R5/H23
農地	4,990	4,920	29.5%	-70	0.99
山林	5,924	6,883	38.3%	459	1.08
原野	675	794	4.8%	119	1.18
宅地	484	558	3.3%	74	1.15
その他	4,573	4,005	24.1%	-568	0.88
計	16,646	16,660	100.0%	14	1.00

資料：町統計署（固定資産課税台帳（各年1月1日現在））

○土地利用基本計画図（五法図）



図の中心位置:37.966,140.032(北緯,東経) 山形県東置賜郡川西町(印刷日:2024年09月25日)
 本図を作成した時点次第で、最新データが反映されていない場合があります。



都市地域	農業地域	地域森林計画対象民有林	特別保護地区
市街化区域	農用地区域	保安林	自然保全地域
市街化調整区域	森林地域	自然公園地域	原生自然環境保全地域
その他の用途地域	国有林	特別地域	特別地区

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム（国土交通省）

国土利用計画法9条に基づき、都道府県が策定する土地利用基本計画図を電子化し、インターネット上で情報発信等を行うシステムです。

(3)交通

本町は、置賜地域の骨格を形成する幹線道路の結節点に位置しており、広域的なアクセスに優れています。

米沢市と新潟県村上市を連絡するJR米坂線が本町の中央を南北方向に、また南陽市と白鷹町を連絡する山形鉄道フラワー長井線が本町の北部を東西方向に通っており、公立置賜総合病院の北西部で併走し、長井市方面に接続しています。

町の主要な道路軸は、国道287号バイパス及び国道287号が本町の中央を南北方向に、また新潟山形南部連絡道路(梨郷道路)及び国道113号が本町の北部を東西方向に通っており、主要地方道等の県道や主要な町道網が補完し、ネットワークを形成しています。国道287号バイパスは川西バイパス(Ⅱ期)の整備が進められており、本計画期間内に全線開通となる見込みです。

その他の公共交通としてデマンド交通(乗り合いタクシー)が町民の主要な交通手段となっています。

○国・県・町道の整備状況

	延長(km)			構成比(%)	
	総延長	改良済	舗装済	改良済	舗装済
国 道	12.8	12.8	12.8	100.0	100.0
県 道	80.0	75.4	77.8	94.3	97.2
町 道	534.6	327.7	287.6	61.3	53.8

資料：川西町の統計(令和5年3月31日現在)

○デマンド型乗合交通の利用状況

○1年間の延べ利用人数	7,868人			
●1日平均利用人数	平日	28.40人	(土日祝)	8.42人
●1日最大利用人数	平日	48人	(土日祝)	19人
●1日最小利用人数	平日	10人	(土日祝)	1人

資料：川西町の統計(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(4)産業

本町の産業は、第3次産業が中心で、従業者数は平成7年以降増加傾向で推移しているものの、第1次及び第2次産業の従業者数は減少し、全体的に減少しています。

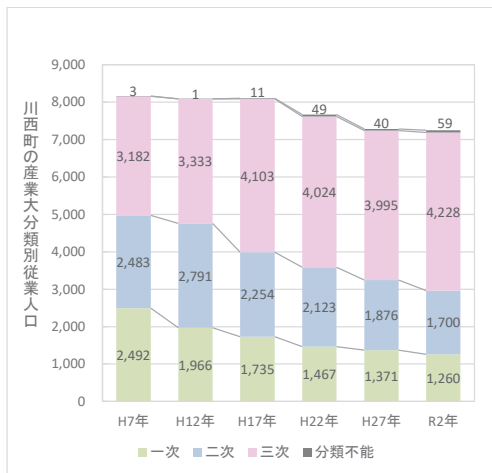
農家戸数は減少していますが、専業農家の割合は増加しています。

工業は、平成17年以降事業所数、従業者数、工業製造品出荷額ともに減少傾向で推移しています。

商業も同様に商店数、従業者数、年間商品販売額ともに減少傾向で推移しています。

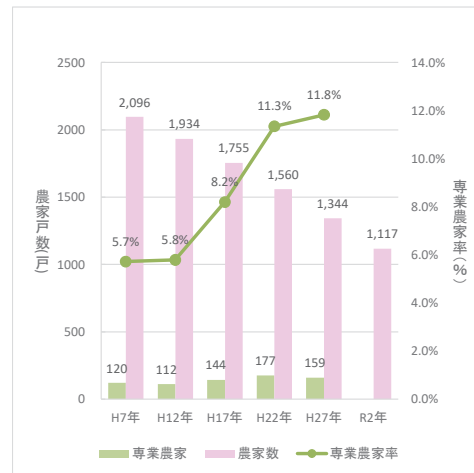
観光は、小松地区を中心に自然資源や歴史・文化資源等の地域資源を活かした観光施設が分布しており、多くの観光者が本町を訪れています。

○産業別就業者数の推移



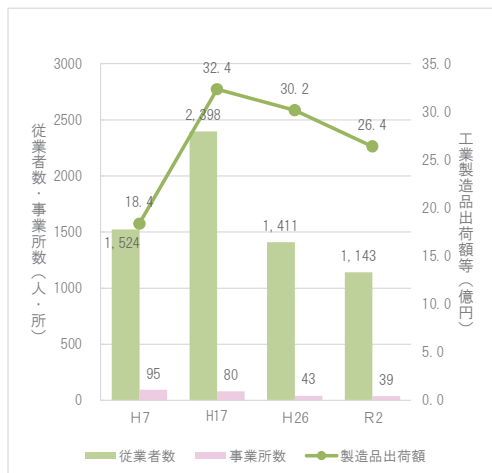
資料：国勢調査

○農家戸数の推移



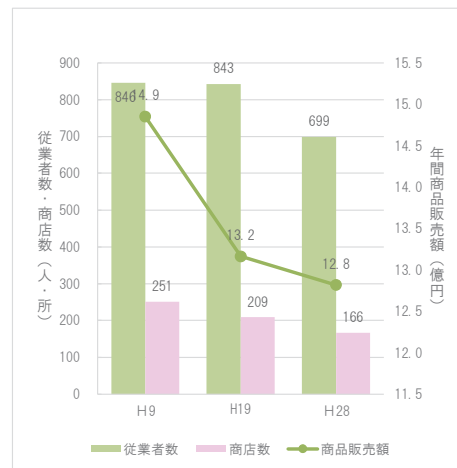
資料：農林業センサス

○製造業の動向



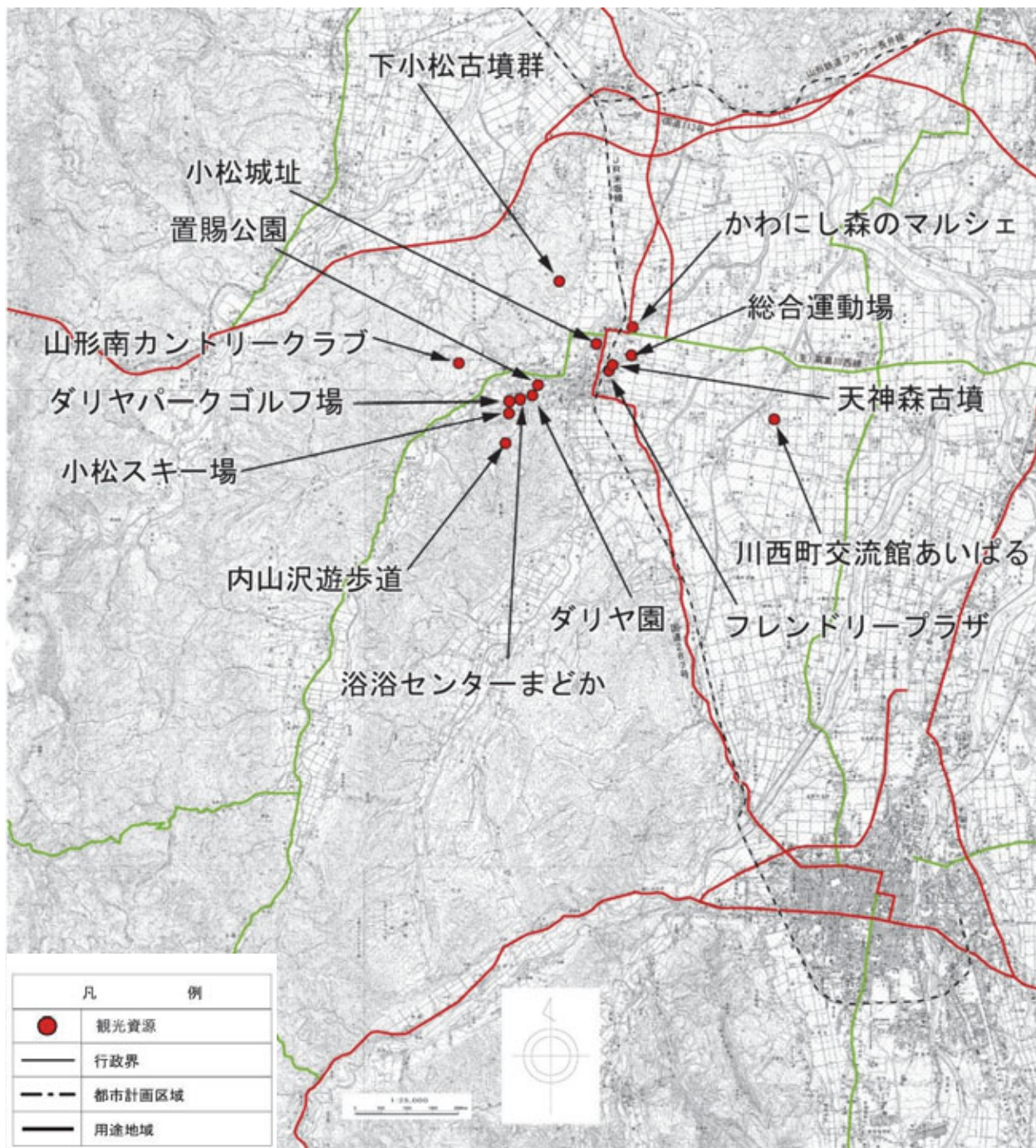
資料：工業統計調査等

○商業の動向



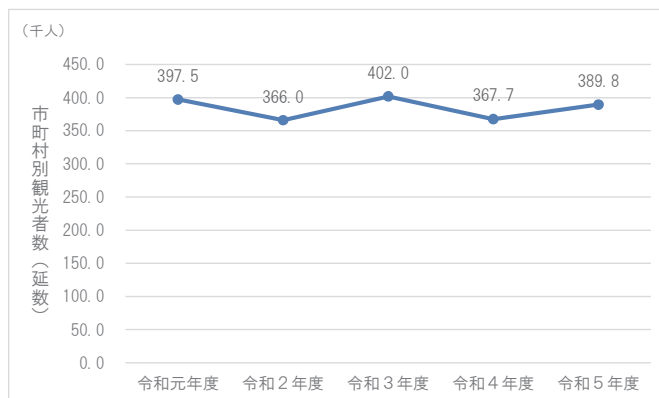
資料：商業統計調査等

○観光資源の分布図



資料：町資料

○川西町の観光客数の推移



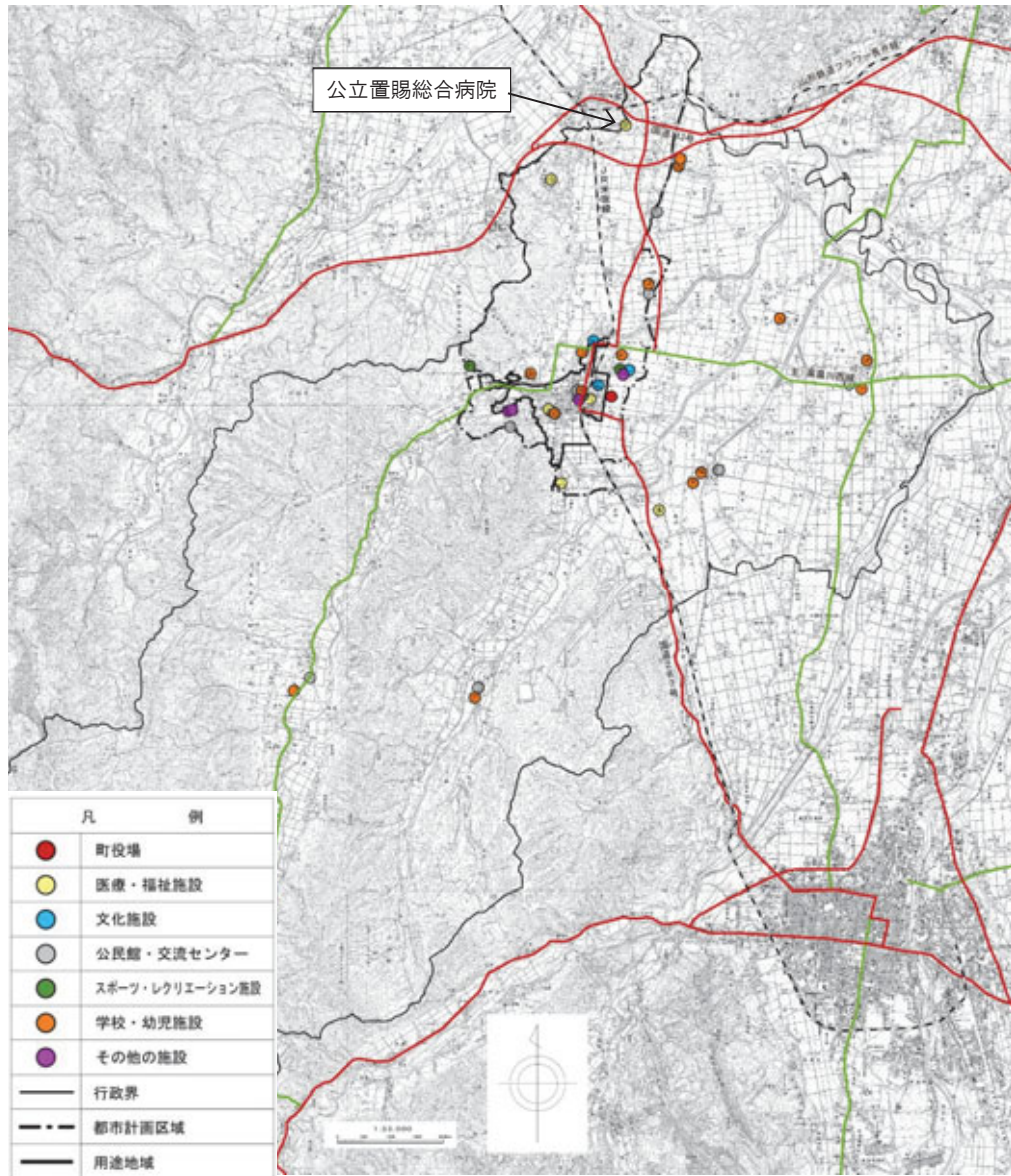
資料：山形県観光客数調査

(5) 都市施設等

都市施設は、用途地域を中心に集積しており、日常生活の利便性が高くなっているとともに、旧合併町村の中心部に集積しています。また、新たな広域の拠点として、公立置賜総合病院周辺に都市施設等の集積が高まることが予測されます。

また、既存公共施設の老朽化等に対応しながら計画的な改修等を行っていく必要があります。

○公共公益施設分布状況



資料：町資料

4 都市計画区域内の現状

(1) 都市計画区域・用途地域の指定状況

本町は、町域の北西部に都市計画区域が 1,982ha 指定されており、このうち羽前小松駅周辺に用途地域が 199.4ha 指定されています。

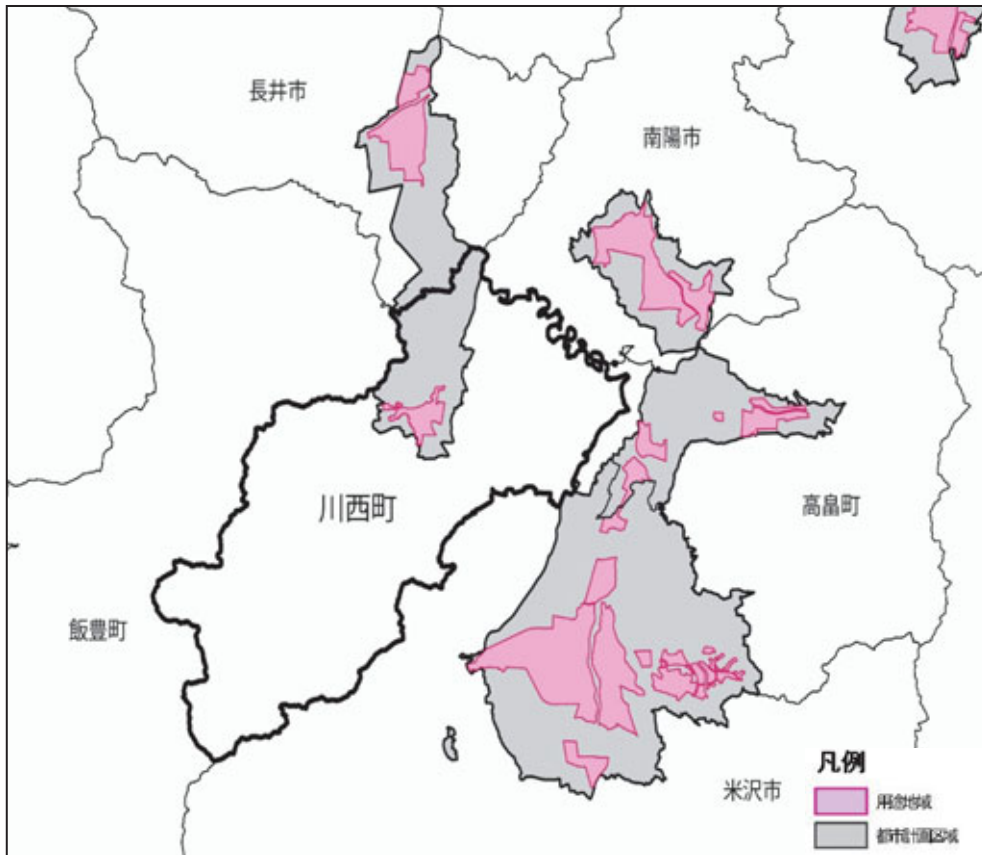
また、本町周辺については米沢市、長井市、南陽市、高畠町において都市計画区域及び用途地域が指定されており、本町北部において長井市の都市計画区域と接続しています。

○東南置賜地域における都市計画区域・用途地域内の人口・面積

項 目		単 位	米沢市	長井市	南陽市	高畠町	川西町	
人口	都市計画区域	平成 17 年	千人	84.7	20.5	28.5	16.5	7.2
		令和 2 年	千人	76.0	19.4	25.9	16.2	7.5
		令和 5 年	千人	71.0	17.5	25.5	14.8	6.4
面積	都市計画区域	令和 5 年	ha	8,830	2,313	2,025	2,515	1,982
	用 途 地 域	令和 5 年	ha	2,337.0	564.0	827.0	416.0	199.4

資料：令和 5 年都市計画現況調査（国土交通省）
注）令和 5 年の人口は 3 月 31 日現在

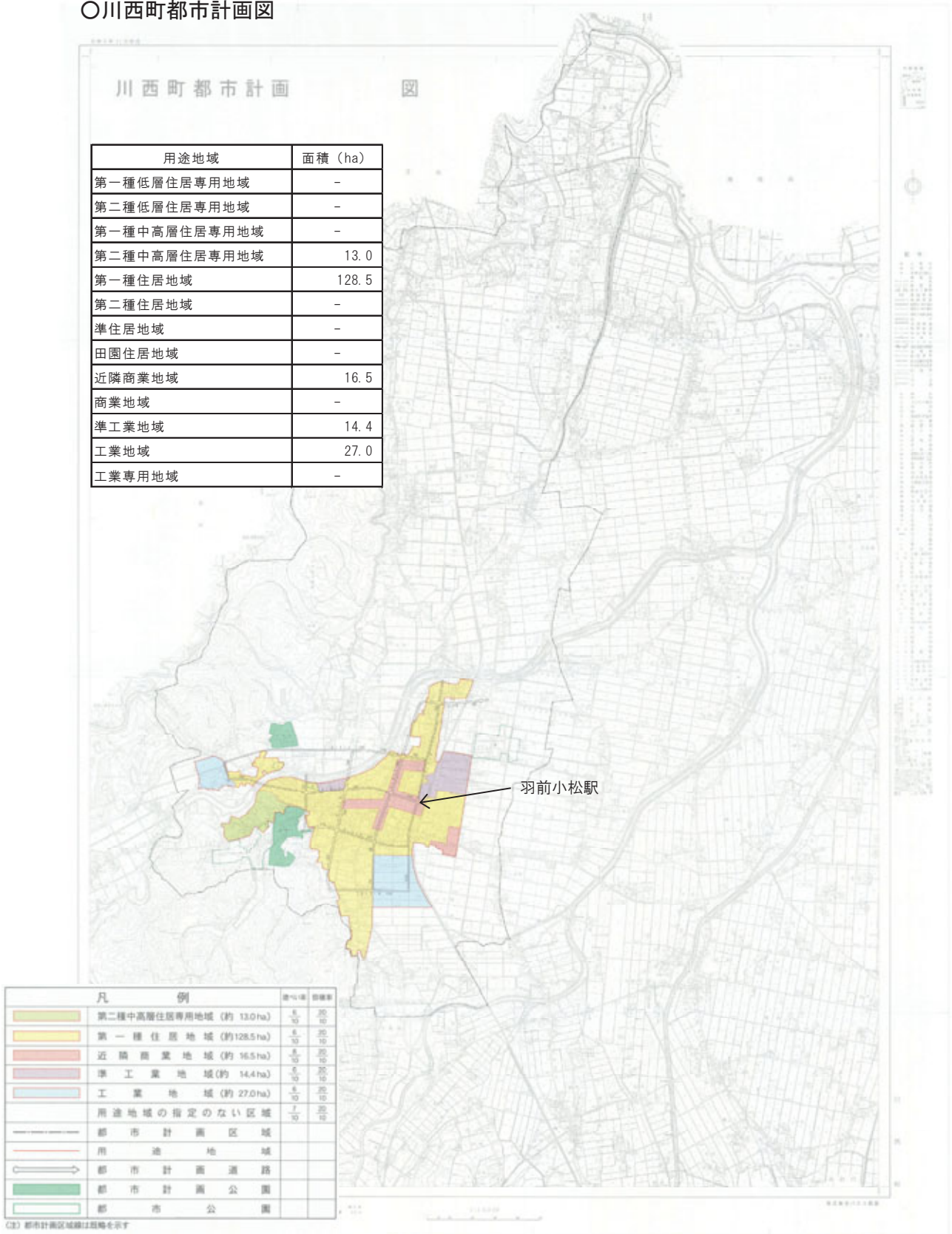
○都市計画区域・用途地域の指定状況



資料：国土数値情報（国土交通省）

本町の用途地域は、羽前小松駅西側の道路沿道に近隣商業地域が指定され、その周辺に住居系の用途地域が指定されており、小松地区を中心とした都市計画が指定されています。

○川西町都市計画図



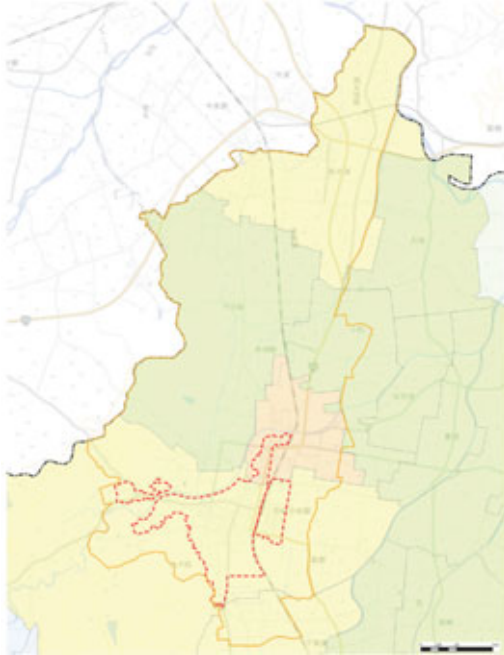
資料：町資料

(2) 都市計画区域内・用途地域内の人口

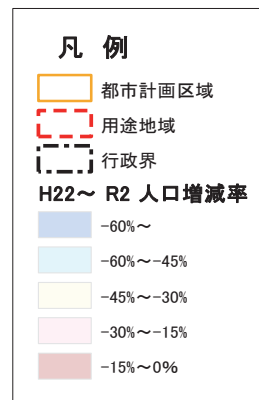
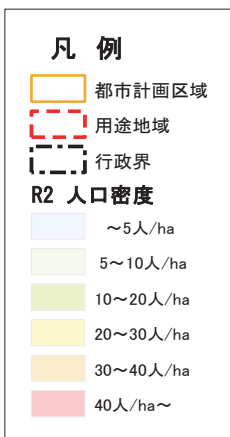
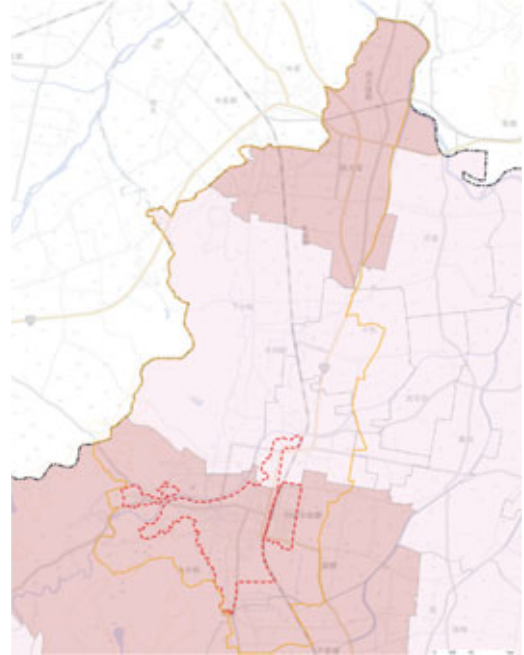
都市計画区域の人口密度は 10～40 人/ha（グロス）となっており、用途地域が指定されている小松地区周辺と公立置賜総合病院周辺の人口密度が高くなっています。

平成 22 年から令和 2 年における人口密度の増減をみると、町内の全ての地区で減少していますが、用途地域内は-15～0%となっており、他の地区と比較すると、人口の集積が高く、減少割合が低くなっていることがわかります。

○人口密度（令和 2 年）



○人口密度増減（平成22年～令和 2 年）



資料：各年国勢調査小地域集計

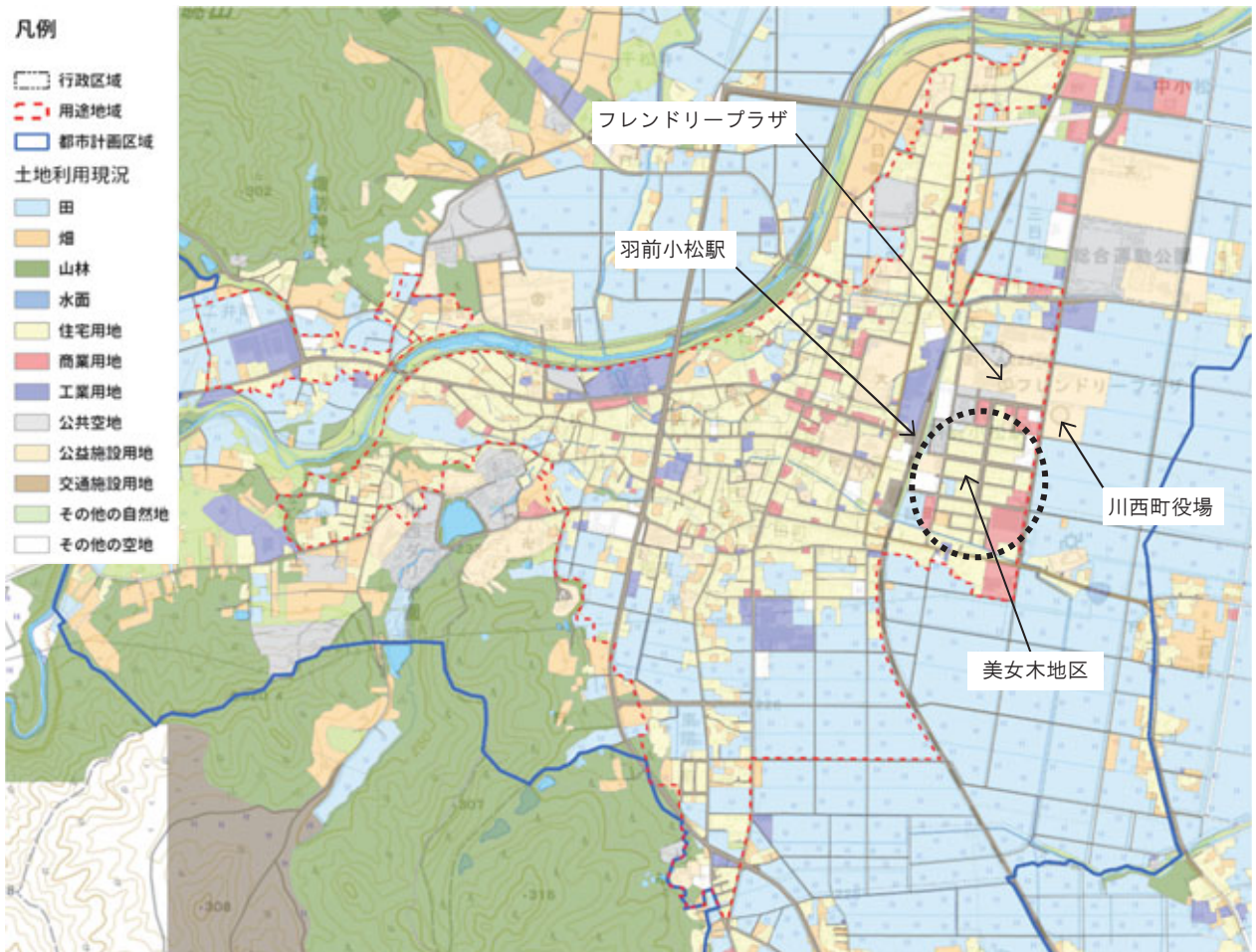
(3)用途地域内の土地利用

○土地利用現況

用途地域内の土地利用は、羽前小松駅周辺に商業施設、公共公益施設や住宅、商業、工業等の都市的土地利用が集積しているものの、用途地域の南部には田畑等の農地が残存しています。

また、羽前小松駅東側は美女木地区を中心とした住宅地や商業施設、フレンドリープラザや川西町役場等の公共公益施設が立地しています。

○用途地域内周辺の土地利用現況（令和5年現在）



注) 平成26年置賜地域都市計画関係基礎調査を基に更新

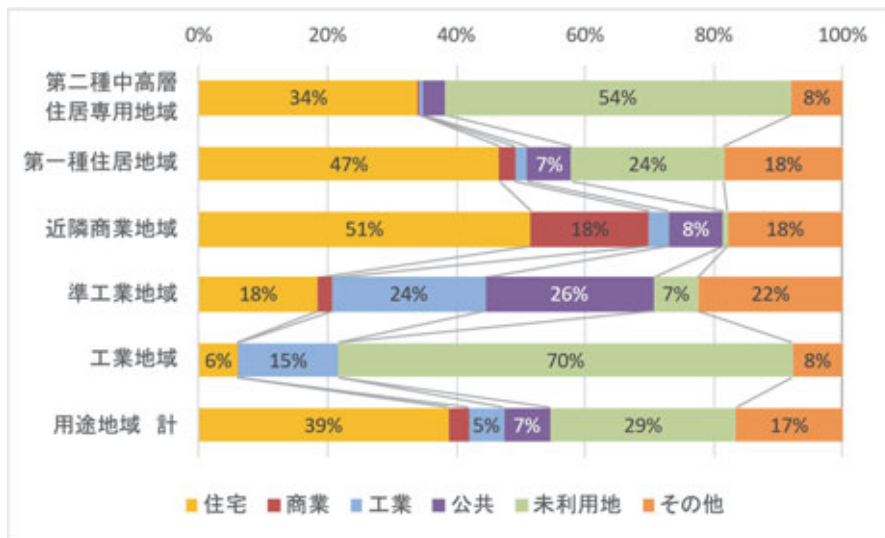
用途地域全体の土地利用区分別構成比をみると、宅地(住宅、商業、工業、公共の合計)が54%と高く、次いで未利用地が29%、その他が17%となっています。

住居系の用途地域(第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域)は、住宅が占める割合が最も高く、住宅を中心とした市街地の形成が進んでいます。一方、田畑等の未利用地が第二種中高層住居専用地域で54%、第一種住居地域で24%を占めており、宅地化が進んでいない地域があります。

商業系の用途地域(近隣商業地域)は、商業の占める割合が最も高く、商業を中心とした市街地の形成が進んでいます。

工業系の用途地域(準工業地域、工業地域)は、準工業地域において工業系の土地利用が進んでいますが、工業地域では水田等の未利用地が70%と市街化が進んでいない状況です。

○用途地域内の土地利用区分別面積（令和5年現在）



	用途地域	土地利用区分							
		宅地					未利用地	その他	計
		住宅	商業	工業	公共	宅地計			
面積(ha)	第二種中高層住居専用地域	4.4	0.0	0.1	0.4	5.0	7.0	1.0	13.0
	第一種住居地域	60.0	3.1	2.5	8.8	74.4	30.4	23.7	128.5
	近隣商業地域	8.5	3.1	0.5	1.4	13.4	0.1	2.9	16.5
	準工業地域	2.7	0.3	3.4	3.8	10.2	1.0	3.2	14.4
	工業地域	1.6	0.0	4.2	0.0	5.9	19.0	2.1	27.0
	計	77.2	6.5	10.6	14.4	108.8	57.6	33.0	199.4
構成比	第二種中高層住居専用地域	34.1%	0.0%	0.7%	3.4%	38.1%	53.8%	8.0%	100.0%
	第一種住居地域	46.7%	2.4%	1.9%	6.9%	57.9%	23.7%	18.5%	100.0%
	近隣商業地域	51.5%	18.5%	3.0%	8.5%	81.4%	0.7%	17.8%	100.0%
	準工業地域	18.5%	2.3%	23.7%	26.1%	70.6%	7.0%	22.4%	100.0%
	工業地域	6.1%	0.1%	15.5%	0.1%	21.7%	70.5%	7.8%	100.0%
	計	38.7%	3.3%	5.3%	7.2%	54.6%	28.9%	16.6%	100.0%

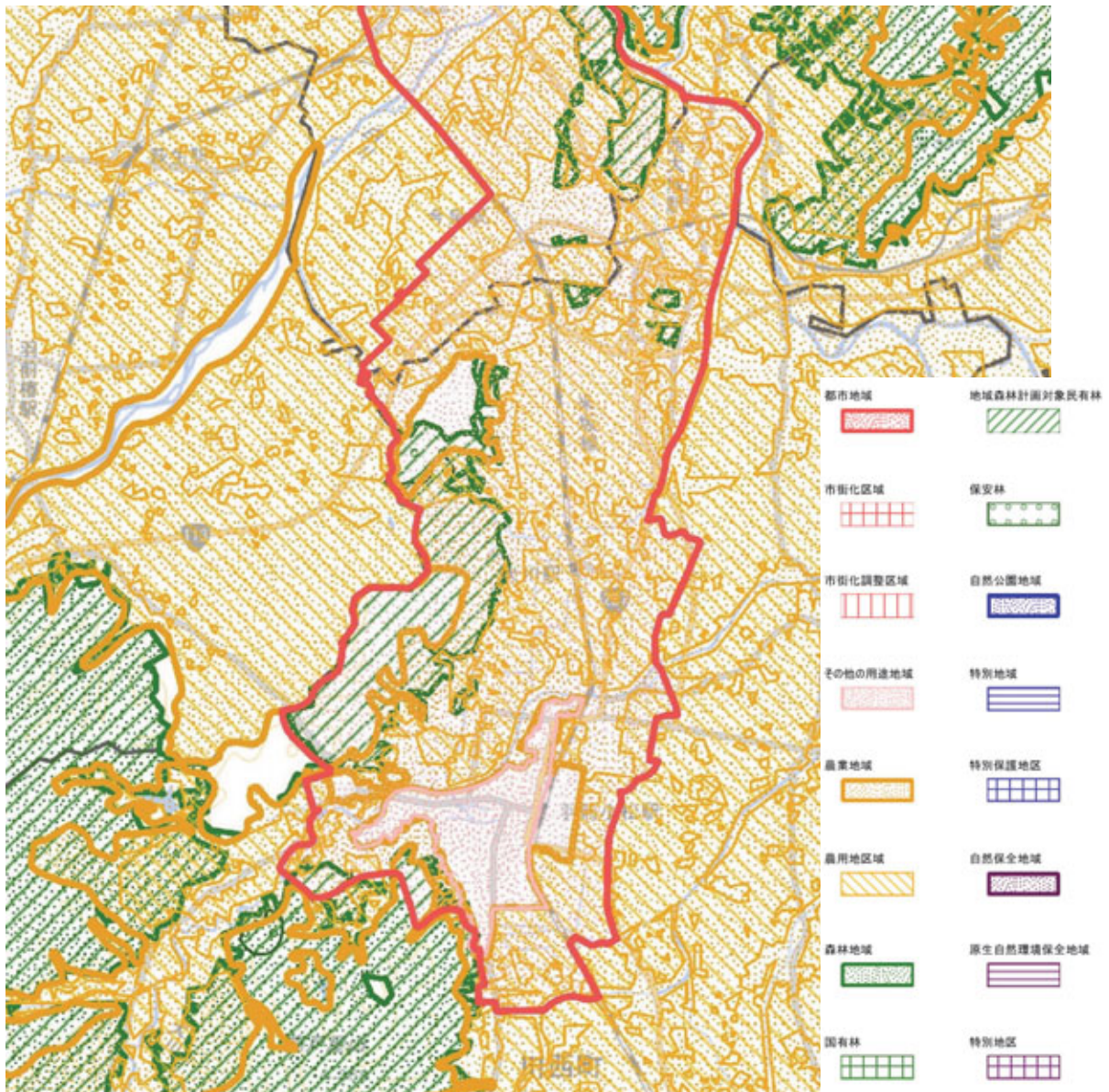
※未利用地は農用地と森林の合計、その他は道路用地を含む

○土地利用規制

都市計画区域内の土地利用規制は、羽前小松駅周辺に用途地域が指定されており、その境界から主として農業地域のほか、都市計画区域の西部で地域森林計画対象民有林が指定されています。

また、農業地域(農業振興地域)の大半は農用地が指定されていますが、用途地域周辺の既存宅地等は農業振興地域白地となっています。

○都市計画区域内の土地利用規制（令和6年現在）



出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム（国土交通省）

国土利用計画法9条に基づき、都道府県が策定する土地利用基本計画図を電子化し、インターネット上で情報発信等を行うシステムです。

(4)都市施設等の整備状況

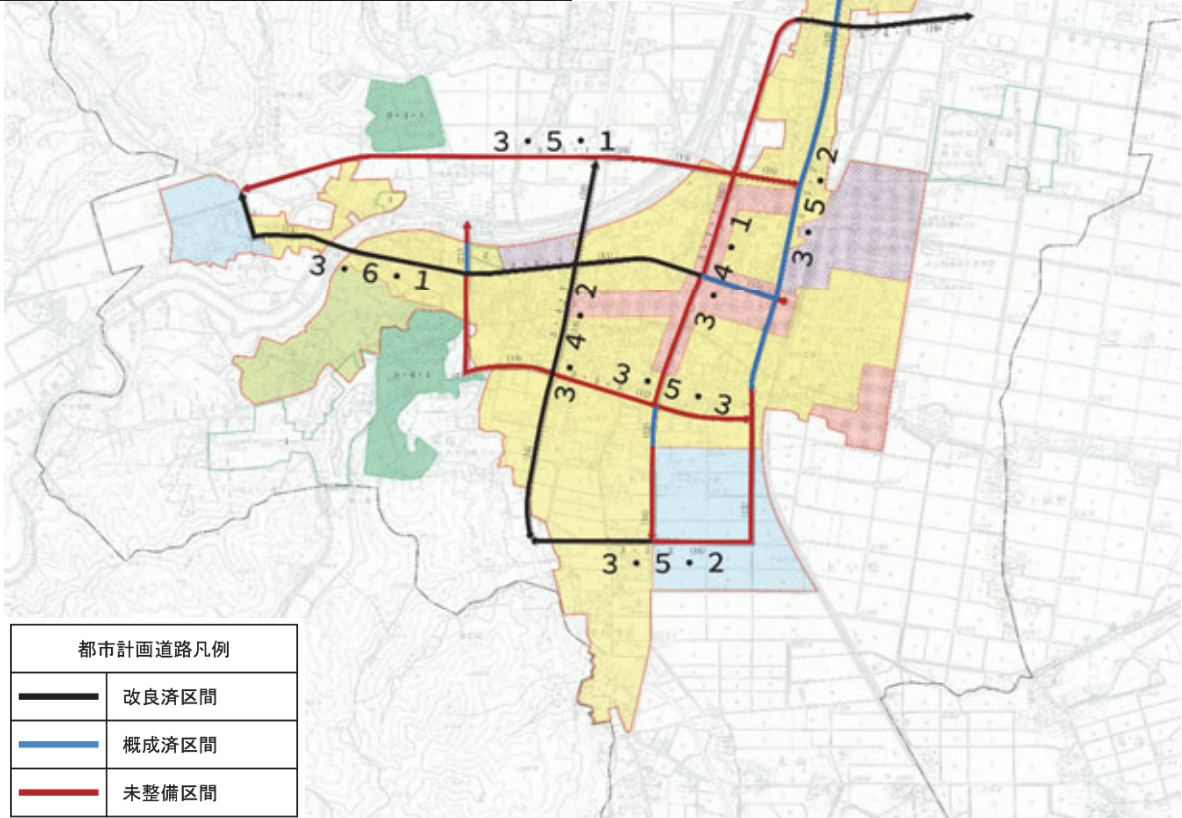
○都市計画道路

都市計画道路は、昭和56年に用途地域が指定されている羽前小松駅周辺の市街地に6路線、計11,310mが都市計画決定されており、このうちの5,610m(49.6%)が整備済又は概成済となっており、山形県平均の71.1%を下回っています。

また、未整備の区間は40年以上の長期未着手の区間となっています。

○都市計画道路整備状況（令和6年3月31日現在）

番号	路線名	代表幅員 (m)	延長 (m)	整備率		整備率 (%)	計画決定年月日	決定 主体
				整備済	概成済			
3・4・1	小松高畠線	16.0	2,400	530	100	26.3%	S56.6.24	県
3・4・2	鞆町下小松線	18.0	1,260	1,260	0	100.0%	S56.6.24	県
3・5・1	三日町二井町線	16.0	1,800	0	0	0.0%	S56.7.1	町
3・5・2	小松長井線	16.0	2,620	380	1,360	66.4%	S56.6.24	県
3・5・3	田町宮町線	18.0	1,360	0	110	8.1%	S56.7.1	町
3・6・1	小松駅二井町線	11.0	1,870	1,600	270	100.0%	S56.6.24	県
計			11,310	3,770	1,840	49.6%		



資料：山形県土木部都市計画課「山形県の都市計画 資料編」

○都市公園等

令和6年3月現在、6ヶ所(34.81ha)の都市公園が開設されています。都市公園の内訳をみると、2ヶ所(0.90ha)の住区基幹公園、4ヶ所(33.91ha)の都市基幹公園が開設されています。

一人当たり面積をみると、都市公園の一人当たり面積が23.9㎡/人(令和2年国勢調査人口)と目標値を上回っています。

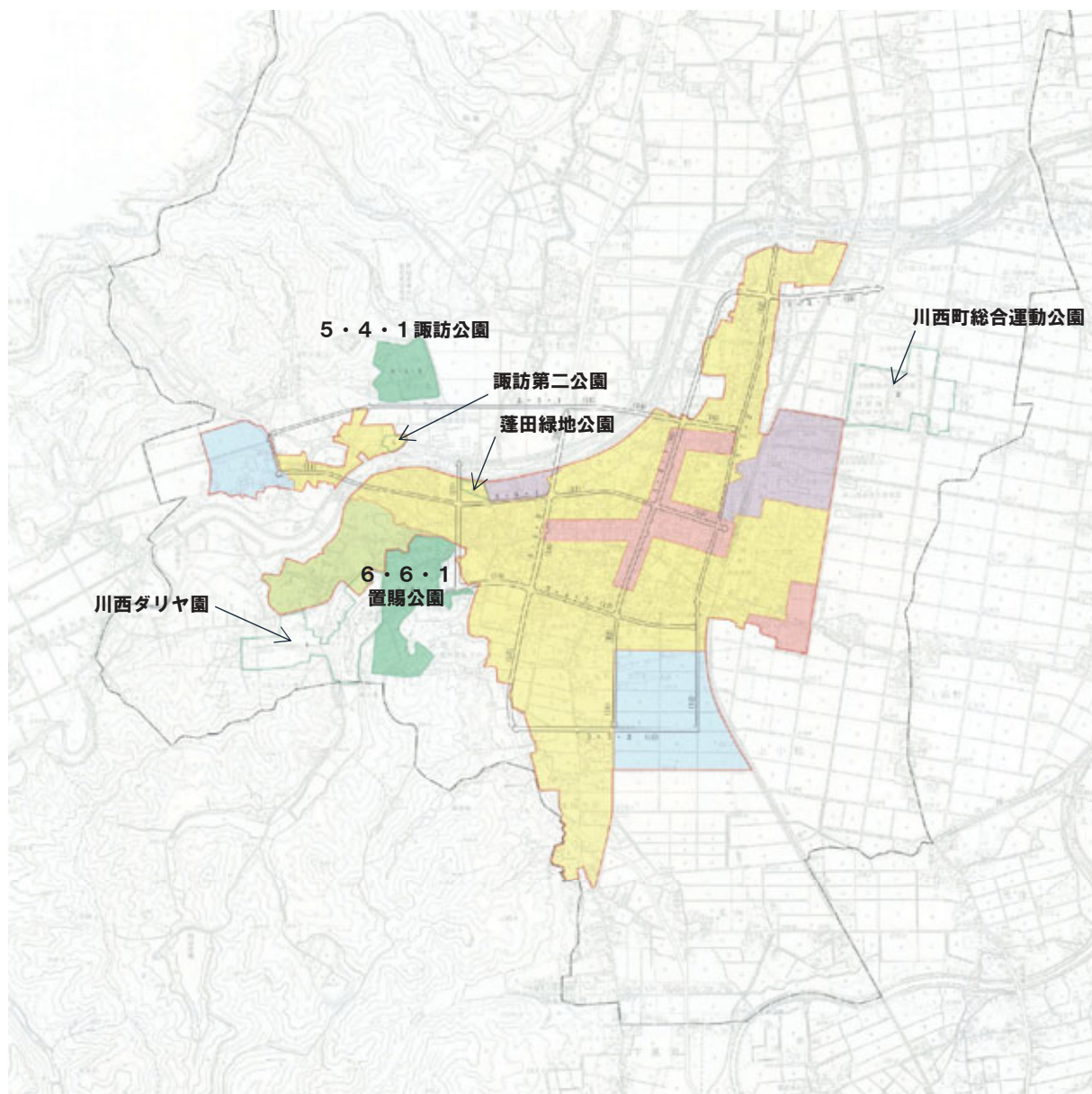
都市公園の内、置賜公園及び諏訪公園の2ヶ所(15.32ha)が都市計画決定されています。

○都市公園の開設状況(令和6年3月31日現在)

区分	箇所数	番号	名称	開設面積 (ha)	当初決定	一人当たり面積 (㎡/人)	(参考)目標 (㎡/人)
公園計	6			34.81		23.9	20.0
基幹公園	6			34.81		23.9	8.5
住区基幹公園	2			0.90		0.6	4.0
街区公園							
近隣公園	2		蓬田緑地公園	0.44			
			諏訪第二公園	0.46			
地区公園							
都市基幹公園	4			33.91		23.3	4.5
総合公園	2	5・4・1	置賜公園	9.00	S29.5.19		
			川西ダリヤ園	9.51			
運動公園	2	6・4・1	諏訪公園	6.32	S27.3.31		
			川西町総合運動公園	9.08			
特殊公園							3.5
風致公園							
特殊公園							
大規模公園							2.0
緑地							6.0
緩衝緑地							
都市緑地							
緑道							

資料：山形県土木部都市計画課「山形県の都市計画 資料編」、町資料

○都市公園の整備状況（令和6年3月31日現在）



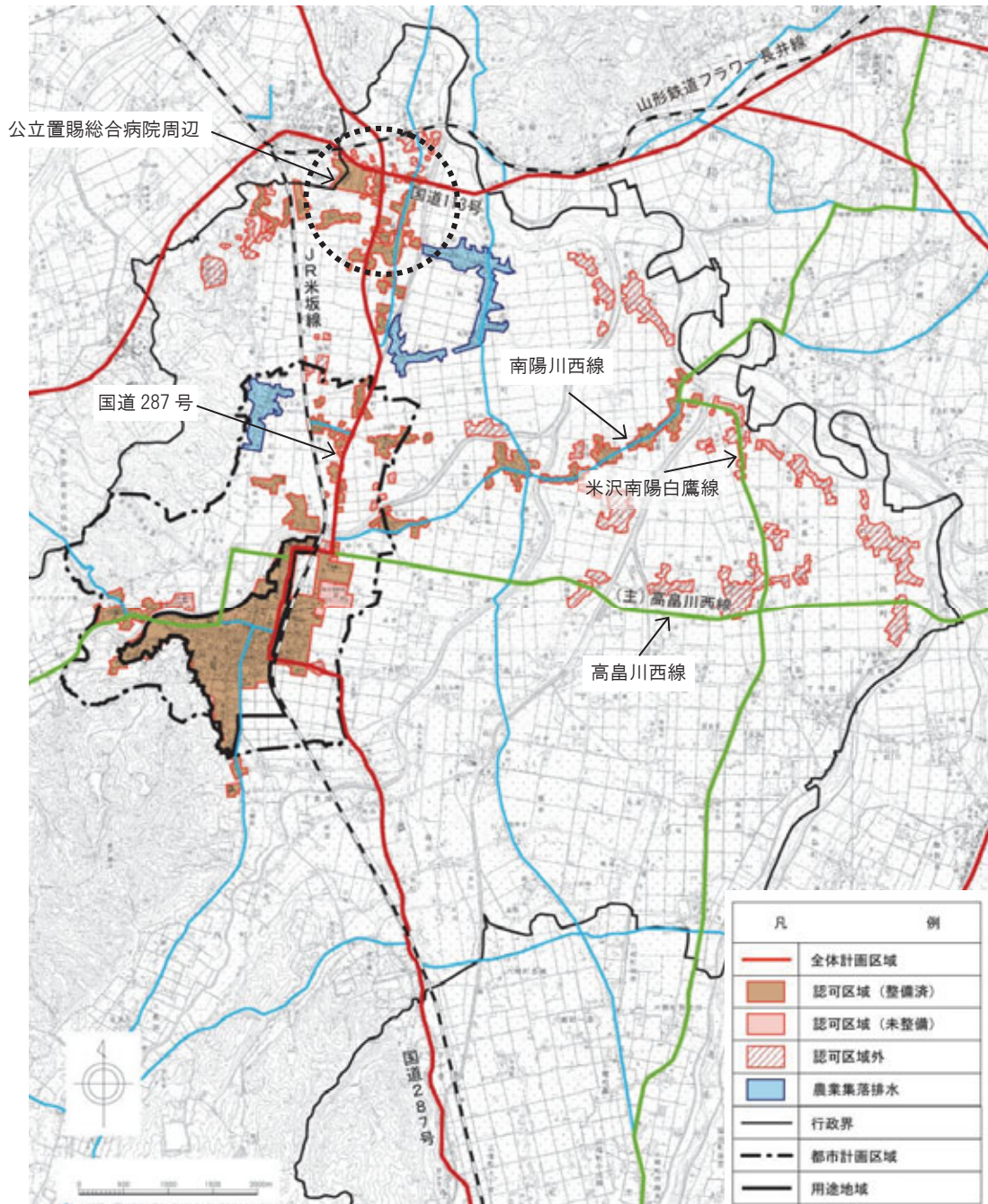
資料：山形県土木部都市計画課「山形県の都市計画 資料編」、町資料

○下水道

下水道の整備状況は、都市計画区域内では用途地域周辺及び公立置賜総合病院周辺の北部地区の集落と、両地域を連絡する国道沿いの一部において整備済みとなっています。

また、都市計画区域外では、町域の北東部に点在する集落地や県道等の幹線道路沿いで下水道が整備されています。

○下水道の整備状況（令和6年3月31日現在）



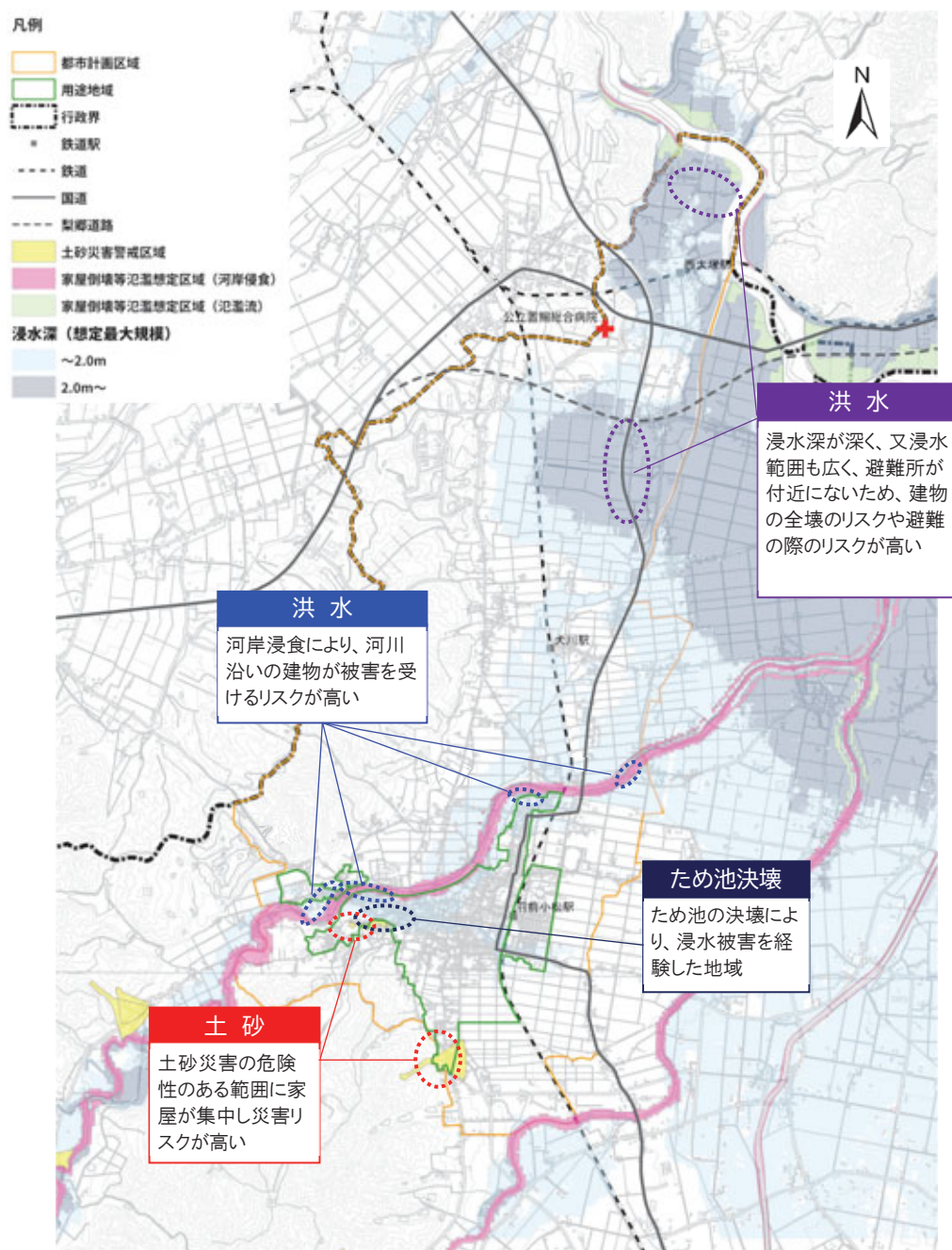
資料：山形県土木部都市計画課「山形県の都市計画 資料編」、町資料

(5) 災害の想定

本町の都市計画区域内における災害の想定をみると、市街地の北側を東西に流れる犬川沿いに想定最大規模降雨（千年に1回程度の豪雨）における家屋倒壊等氾濫想定区域が予測されています。また、市街地の西側及び南側の丘陵地には、土砂災害警戒区域等が指定されています。北部の大塚・犬川の一部地域には想定最大規模降雨における浸水深 2.0m以上の区域がみられます。

本町では、令和4年8月3日の豪雨により、丘陵地に位置していたため池が決壊する等の被害を経験しており、浸水による居住や避難への影響が懸念されます。

○都市計画区域内の災害想定



資料：浸水想定区域図データ（鬼面川、犬川、黒川、誕生川）（山形県）、浸水想定区域図データ（最上川）（国土交通省）

5 課題の整理

以上の上位計画・関連計画の整理、町の広域的な位置づけ、町の現状、都市計画区域内の現状、町民意向等を総合的に勘案し、都市機能・都市構造からみて、人口・世帯数、土地利用、交通、産業、都市施設の5つの視点から本町のまちづくりの課題を整理します。

(1)人口・世帯数の課題

項目	現況
現況等	<ul style="list-style-type: none"> ●人口は減少傾向が続いており、令和2年国勢調査で14,558人となっています。 ●世帯数は平成17年以降に漸増から減少に転じています。 ●令和2年の老年人口率は、県平均の33.8%より高い39.0%となっています。 ●高齢者のいる世帯は令和2年で74.6%と県平均の55.2%を大きく上回っています。 ●通勤流動、買物流動は米沢市がもっとも高くなっています。 <p>⇒人口減少、高齢化が進行しているとともに、就業・買い物も他市に依存しており、町の活気が低下しています。</p>
町民意向	<ul style="list-style-type: none"> ●「将来の町のあるべき姿」については、「子どもからお年寄りみんなが安心して快適に暮らせるまち」が最も高くなっています。 ●「今後、優先的に改善すべき点」については、「まちなぎわい・活気」が最も多く、次いで「買い物や娯楽等の日常生活の利便性」、「保健・福祉・医療サービス」、「道路交通の利便性」が求められています。 <p>⇒まちの活気が低下している中で、子どもからお年寄りみんなが安心して快適に暮らせるまちづくりが必要です。</p>
上位計画	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2期 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）」では、2040年（令和22年）の定住人口を12,000人と推計しています。 ●また、交流・関係人口のさらなる拡大を目指しています。 <p>⇒子ども、子育て世代、高齢者も含めた全ての人にとって暮らしやすく、住みつけたいまちづくりをめざしています。</p>
課題	<p>○暮らしやすい生活環境や就業の場等を創出することにより、まちの活気を回復し、人口の減少速度を緩めていくまちづくりが必要です。</p>

(2)土地利用の課題

項目	現況
現況等	<ul style="list-style-type: none"> ●町域の多くを森林や農地等の自然的土地利用が占めており、農業振興地域農用地や保安林、地域森林計画対象民有林等の法指定によって保全されています。 ●市街化や建物の新築、増改築等は、公立置賜総合病院周辺や国道等の沿道で活発化しています。 ●犬川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域や、用途地域に連なる丘陵地に土砂災害警戒区域等が指定されており、頻発する自然災害の影響が懸念されます。 <p>⇒豊かな自然に恵まれているとともに、用途地域が指定されている小松地区周辺に加えて交通結節点で利便性の高い北部で市街地が進展しつつあります。また、ため池の決壊による浸水や土砂流失により、中心市街地で大きな被害を受けました。</p>
町民意向	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の整備・開発については、「保全区域と開発区域に分けて必要に応じて開発」が最も多く、次いで「既成市街地の整備」となっています。 ●住宅地のあり方については、「自然環境に配慮して必要に応じて住宅地整備」が1位、「既存の範囲で改善」が2位になっています。 <p>⇒基本的に自然環境を残しつつ、計画的な整備が必要です。</p>
上位計画	<ul style="list-style-type: none"> ●「東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン（平成30年4月）」では、都市づくりの方向を以下のとおり位置づけています。 <ul style="list-style-type: none"> ■「広域連携」～都市間連携を推進する都市づくり～ ■「多様な交流」～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～ ■「まちなか賑わい」～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～ ■「安全・安心」～いのちを守る都市づくり～ <p>⇒「県境を越えた新たなネットワークにより、次世代の産業創出に向けた活力と魅力あふれる、人・歴史・文化が織りなす産業都市圏」の形成を目指しています。</p>
課題	<p>○豊かな自然環境を保全、活用するとともに、中心市街地の用途地域や都市計画道路の見直しを含めた環境改善の検討と、交通利便性を活かした新たな市街地の開発整備の検討が必要です。また、激甚化する自然災害への備えが必要です。</p>

(3)交通の課題

項目	現況
現況等	<ul style="list-style-type: none"> ●JR米坂線の羽前小松駅では、乗降客数が減少してきていることから、運行本数も少なくなっています。 ●町の骨格を形成する道路網は、国道287号及び国道287号バイパス、国道113号が主要な軸を構成し、県道や主要な町道等が補完しています。 ●用途地域を中心に決定されている都市計画道路の整備率は49.6%となっており、山形県平均の71.1%を下回っています。 ●公共交通は、デマンド交通（乗り合いタクシー）に移行しています。 <p>⇒幹線道路は地域内の市町村を結ぶ道路ネットワークの結節点となっていますが、市街地の都市計画道路の整備率は低くなっています。</p>
町民意向	<ul style="list-style-type: none"> ●町の改善点では「道路交通の利便性」、「鉄道やデマンド交通の利便性」が上位に位置しています。 <p>⇒幹線道路、歩道や自転車空間の整備、補修を推進する必要があります。</p>
上位計画	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路が6路線位置づけられています。 ●高規格幹線道路の新潟山形南部連絡道路の梨郷道路と国道287号バイパスの一部が開通し、引き続き整備が予定されています。 <p>⇒置賜地域だけではなく広域を結ぶ道路ネットワークの結節点になります。</p>
課題	<p>○広域的な幹線道路網の改変と、長期間未着手となっている都市計画道路網の見直しの検討等に対応した町内の幹線道路網の再構築が必要です。また、インクルーシブ社会[*]において誰にも優しい公共交通の利便性の向上やユニバーサルデザインに配慮した都市づくりが必要です。</p>

^{*}インクルーシブ社会とは、障がいの有無、国籍、年齢などに関係なく認め合い共生できる社会のこと。

(4)産業の課題

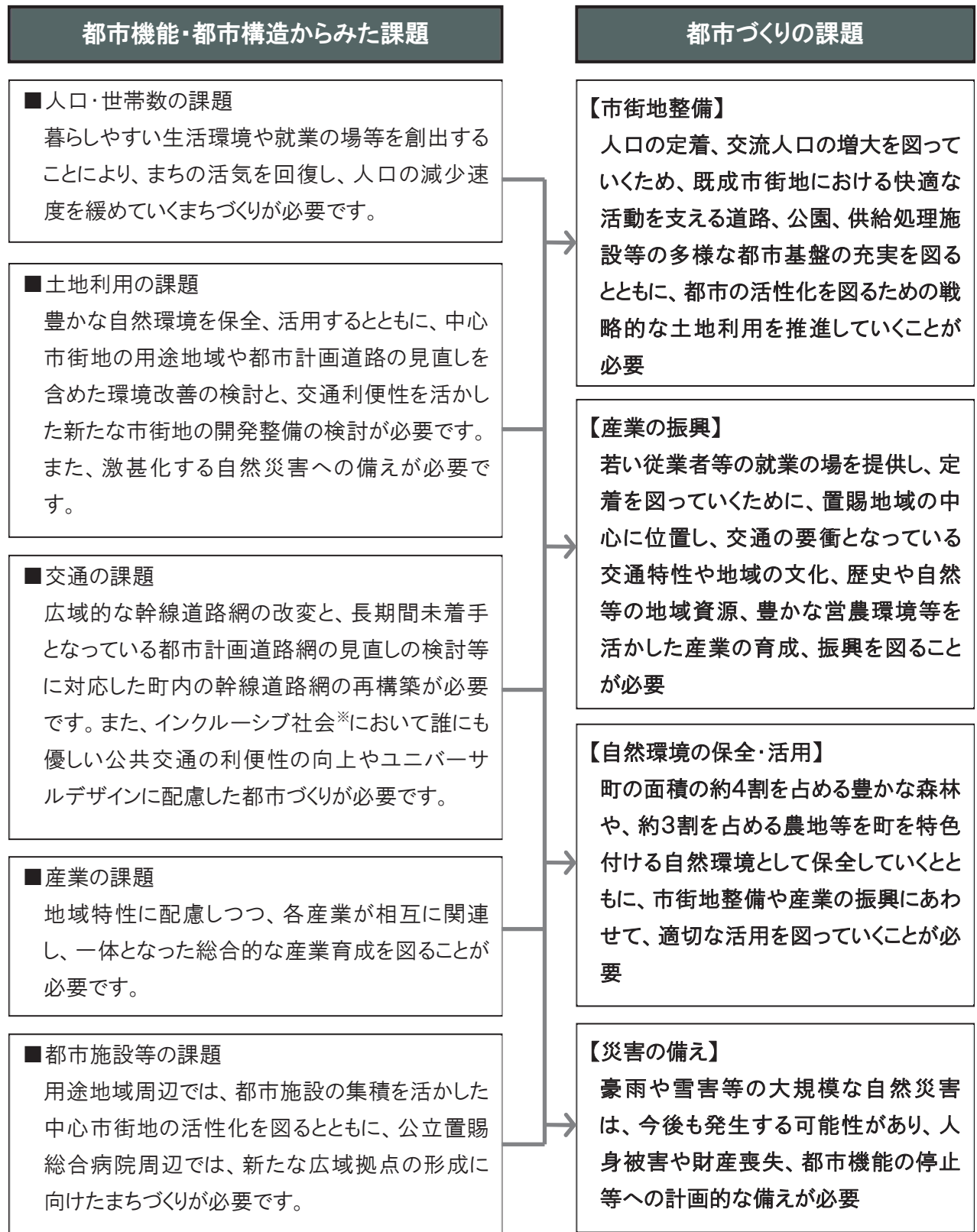
項 目	現 況
現 況 等	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次産業従業者は増加傾向、第1次及び第2次産業従業者は減少傾向で推移しています。 ●工業地域は、農地等の未利用地が70%を占めています。 ●工業製造品出荷額等は平成17年以降減少傾向で推移しています。 ●商業は年間商品販売額、商店数、従業者数ともに減少しています。 ●観光はダリヤ園を中心に浴浴センターまどか、フレンドリープラザ等が資源となっています。 <p>⇒主要な産業施設を中心に、関連産業の誘致や地域特性を活かした新規産業の誘致、育成が求められます。</p>
町 民 意 向	<ul style="list-style-type: none"> ●農地のあり方については、「今後とも農地として利用し、積極的に農業の振興を図る」が34.5%で最も多く、次いで「都市化とともに、必要に応じて農地が減少するのはやむを得ない」が25.1%となっています。 ●商業地のあり方は、「幹線道路沿道や駅前等の既存の商店街の活性化」が上位になっており、環境面で改善すべき点は、「買い物等の利便性」が2位になっています。 ●工業地のあり方については、「自然環境に配慮した新たな工業地整備」、「就業の場となる工業地整備」が上位になっています。 <p>⇒各産業の活性化が必要です。</p>
上 位 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわにし未来ビジョン(川西町総合計画)(令和3年3月)」では、「しごとづくり」を分野別の視点のひとつに位置づけ、以下の5つの施策の柱のものもと、「挑戦する」まちづくりを目指しています。 <ul style="list-style-type: none"> ■豊かさをもたらす強い農業づくり ■相互に連携する産業づくり ■多様な仕事を生み出す戦略づくり ■魅力ある観光づくり ■効果的で効率的な行政運営づくり <p>⇒町民、事業所、行政及び地域が協働して主要プロジェクトを推進することが求められています。</p>
課 題	<p>○地域特性に配慮しつつ、各産業が相互に関連し、一体となった総合的な産業育成を図ることが必要です。</p>

(5)都市施設等の課題

項目	現況
現況等	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園等の面積は、人口一人当たり約23.9㎡が供用されており、目標値の20㎡を大きく上回る面積が用途地域周辺に整備されています。 ●下水道は用途地域とその周辺、公立置賜総合病院周辺等で整備済みとなっています。 ●公共公益施設は特に用途地域内で各種施設が立地していて利用の利便性が高くなっています。 ●既存の公共施設等の一部は老朽化が進行しており、総合管理計画に基づきながら計画的な維持・管理を行っていく必要があります。 ●高度医療を提供する拠点病院である公立置賜総合病院が大塚地区に開院しています。さらに、公立置賜総合病院周辺のメディカルタウンに3件の診療所が開院しています。 <p>⇒都市施設は比較的充実しており、用途地域部分が日常生活の利便性が高い地区になっているとともに、公立置賜総合病院が新たな広域の拠点となっています。</p>
町民意向	<ul style="list-style-type: none"> ●「家の周りに子供を遊ばせる公園が少ない」等の意見があります。 <p>⇒都市施設等の配置バランスや既存施設の用途の見直し等の検討が必要です。</p>
上位計画	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画公園として、置賜公園、諏訪公園が位置づけられています。
課題	<p>○用途地域周辺では、都市施設の集積を活かした中心市街地の活性化を図るとともに、公立置賜総合病院周辺では、新たな広域拠点の形成に向けたまちづくりが必要です。</p>

(6) 課題の整理

都市機能・都市構造から見た課題を都市づくりの課題として整理すると、以下のように市街地整備、産業の振興、自然環境の保全・活用、災害の備えの4つの都市づくりの課題に集約できます。



※インクルーシブ社会とは、障がいの有無、国籍、年齢などに関係なく認め合い共生できる社会のこと。

第2章 基本構想

第2章 基本構想

1 町の将来像

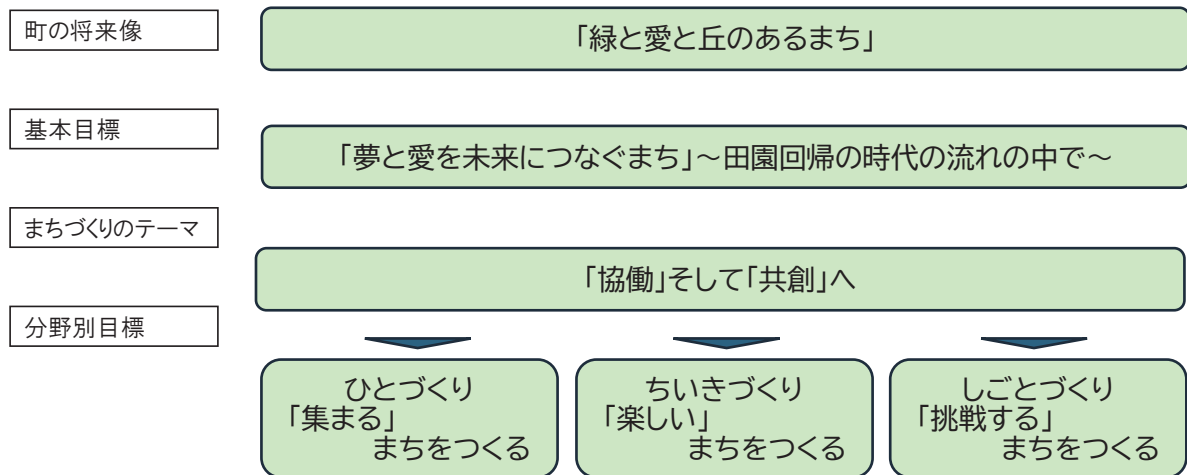
(1) 町の計画の体系

「川西町総合計画」は、町における各種計画や施策の最上位計画であり、町民と行政が目標を共有し、協働してまちづくりを進めていくための基本方針となるものです。

「都市計画マスタープラン」は、「川西町総合計画」の中の都市計画の部門を専門に扱う計画であり、都市計画マスタープランで定める『町の将来像』は、「川西町総合計画」の『町の将来像』に即したものである必要があります。

(2) 川西町総合計画の将来像

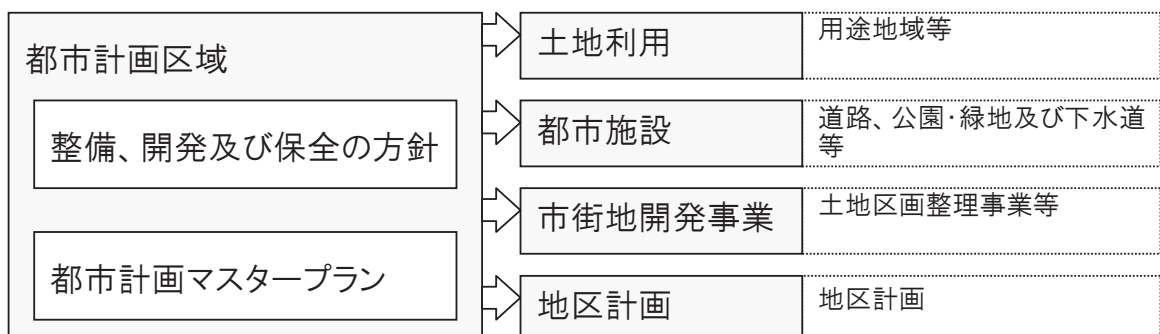
「川西町総合計画」における町の将来像、基本目標、まちづくりのテーマ、分野別目標は、次のような体系になっています。



(3) 川西町総合計画の分野別目標に対応した都市計画の目標設定

都市計画の目標設定は、「川西町総合計画」の分野別目標に即する必要があるため、他の分野の施策と連携しつつ、都市計画が取り扱う分野を勘案して、今後の総合計画の目標に対応する目標設定を行います。

都市計画の取り扱う分野



(4)都市計画における川西町の将来像

本町は、これまで置賜盆地の肥沃な土地を活かした農業を基幹産業として、新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や国道 287 号バイパス、国道 113 号や 287 号、JR 米坂線や山形鉄道フラワー長井線等の交通利便性を活かし、羽前小松駅の西側に市街地が発展するとともに、各種都市機能が立地し、町民の生活を支えてきました。モータリゼーションが進展した現在では、羽前小松駅の東側への商業施設の出店が進む等、都市機能の立地に変化がみられますが、引き続き市街地に都市機能が集積する都市構造となっています。

しかし近年は、都市及び市街地において人口減少が進行するとともに、店舗数の減少、生活サービスの提供が縮小する状況が見られます。また、利用者数の減少にともなう公共交通の縮小等、高齢化に対応した移動環境への対応が求められています。

さらに、本町では令和 4 年 8 月 3 日の集中豪雨によるため池の決壊等、市街地の浸水被害を経験しました。このような、近年の自然災害の頻発化・激甚化を受け、自然災害の危険性に対応し、将来にわたって安心して住み続けられる都市づくりが求められます。

これからのまちづくりは、人口減少下にあっても生活サービスの提供を維持するとともに、高齢になっても快適な暮らしを営むことができるよう取り組んでいくことが重要です。さらに、自然災害に強い強靱な都市構造を構築し、将来にわたって安全な暮らしを持続させていくことが重要です。これらの取組により、田園と調和した安全で快適な生活が持続するコンパクトなまちづくりを目指します。

川西町総合計画の考え方を、都市計画の観点から実現していくことを目指して上記のようなまちづくりを進めていく上での都市計画の目標を以下のように定めます。

川西町の将来像

「田園と調和した安全で快適な生活が持続するまちづくり」

□川西町の将来像について

本町は、令和 5 年度に本計画で定めた都市計画の方針の実現に向け、「都市計画マスタープラン」の一部（都市再生特別措置法第 82 条）と規定されている「川西町立地適正化計画」を策定しました。「川西町立地適正化計画」は、都市計画との関連が強い道路・公園・下水道等の分野はもとより、医療・福祉・商業・教育・子育て・防災等の“都市づくりに係わる幅広い分野の具体的な区域や施策”を定める計画です。

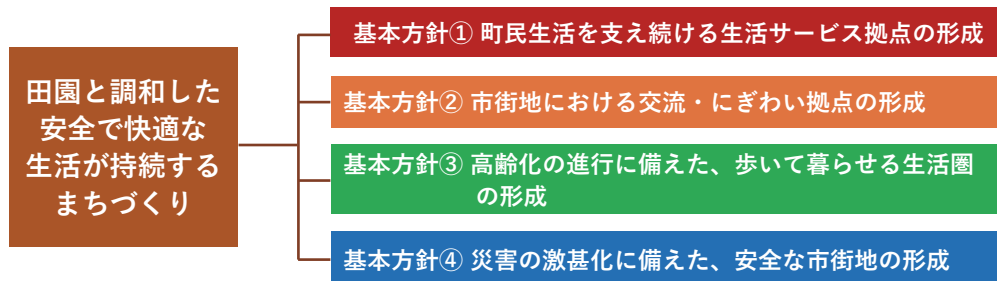
その際、都市計画における川西町の将来像について、人口減少下にあっても生活サービスの提供を維持するとともに、高齢になっても快適に暮らせることや、自然災害に強い強靱な都市構造を構築し、将来にわたって安全な暮らしを持続させていくことが重要と考え、コンパクトで安全な市街地を形成するとともに、田園と調和した都市構造の構築を目指し、本計画で目標とする都市づくりの将来像を「田園と調和した安全で快適な生活が持続するまちづくり」に改訂しました。

本計画の都市計画における川西町の将来像は、「川西町立地適正化計画」で改訂を行った内容を踏襲するものです。

2 将来都市構造

(1) 土地利用基本方針

都市構造の課題や本計画の将来像の実現に向けた基本方針を以下のとおり設定します。



○ 町民生活を支え続ける生活サービス拠点の形成

町民生活を支えてきた市街地の生活サービス拠点としての役割を維持・形成し続けるため、主要な施設の老朽化等に対応し、施設の更新に合わせて、生活利便性が向上するよう、様々な生活サービスの誘導、高度化を進め拠点性の強化を図ります。

これと連動して、市街地の人口密度を保ち、生活サービス施設を維持・確保するため、居住の誘導を図ります。具体的には、生活利便性が高い市街地に居住を誘導します。少子高齢化が進む社会であっても、将来にわたり地域コミュニティを確保するため、市街地中心部において、子育て世代等に魅力的な環境を整備するとともに、多世代居住の実現に向けた居住の誘導を図ります。

○ 市街地における交流・にぎわい拠点の形成

市街地のにぎわい低下に対応し、交流機能等の整備・強化を図ります。合わせて、交流機能等と連携した観光関連施設の充実による魅力的な観光地づくりに取り組みます。

加えて、このような都市機能の集積・強化と連動して、市街地のにぎわいを創出する基盤として、町民や観光客が歩いて楽しめる環境の整備を推進します。

○ 高齢化の進行に備えた、歩いて暮らせる生活圏の形成

人口減少に伴い利用者が減少傾向にある公共交通を、高齢化の進行に伴う移動制約者の増加に対応する日常生活の移動手段として存続できるよう、公共交通沿線への居住の誘導を図るとともに、駅の利用環境の向上及びデマンド交通の維持等により、一定の利用者の確保を図ります。

また、移動制約者の増加を見据え、歩いて暮らせる環境を整えるため、徒歩での安全な通行環境の確保を図ります。

○ 災害の激甚化に備えた、安全な市街地の形成

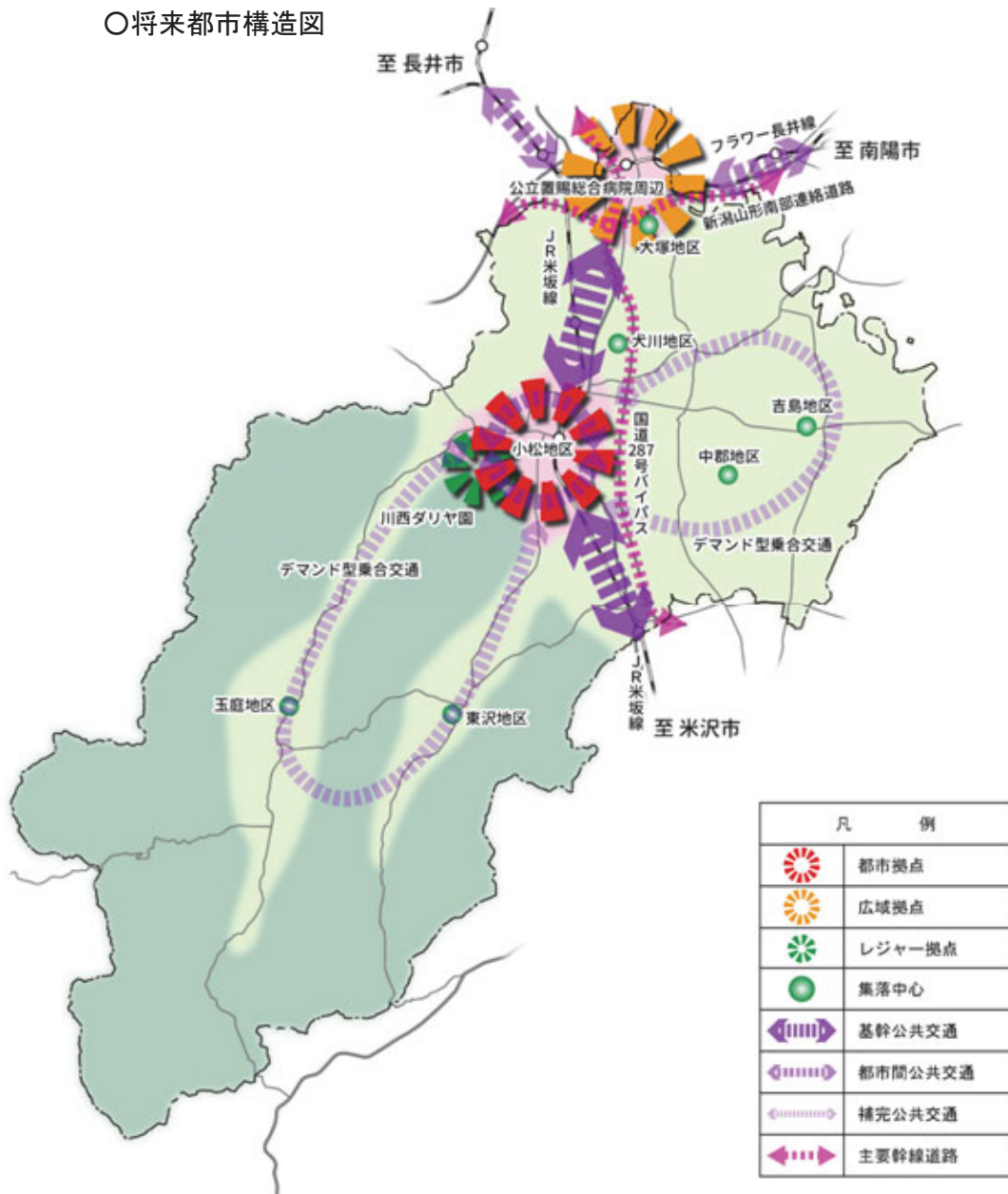
頻発化・激甚化する自然災害を未然に防ぐため、関係機関と連携し豪雨による決壊等の防止や急傾斜地への対応を図ります。加えて、自然災害の危険性の高い地区から危険性の低い安全な市街地への居住や都市機能の移転を促進する等の災害回避策を講じていきます。

想定最大規模降雨等の大規模な自然災害は、物理的に発生を防ぐことは困難であるため、被害を軽減するための避難環境の充実を図ります。さらに、災害情報の事前周知により、安全な市街地の形成や早期避難を図ります。

(2) 町の将来都市構造

本町の現状や計画の目標、基本方針を踏まえ、目標とする将来都市構造を以下のように設定します。

○ 将来都市構造図



〈拠点〉

	地区の特性	設定する場所	拠点の維持・形成の方針
都市拠点	医療、福祉、子育て、商業、行政、文化、教育等の都市機能が集積している地区	羽前小松駅を中心とした市街地	医療、福祉、子育て、商業、行政、文化、教育等、本町全域を対象とした生活サービスを提供する核として、機能の維持・強化を図る
広域拠点	町域を超えた広域な都市サービスを提供している地区	公立置賜総合病院周辺	置賜地域全体の健康、福祉等の拠点として、機能の維持・強化を図るとともに、これらの機能集積を活かした居住の集積を図る
集落中心	集落コミュニティの拠点となっている地区	各集落の交流センター周辺等	地域のコミュニティにおける活動の場の確保等、持続可能な集落環境の形成を図る

〈軸〉

	交通軸の特性	対象となる交通軸	交通軸の維持・形成の方針
基幹公共交通	町内移動及び町内外の移動の役割を担う公共交通	J R 米坂線	都市拠点が提供する日常生活サービスを受けられるよう、公共交通機能の維持を図る
都市間公共交通	町域を超えた広域的な移動を主とした公共交通	フラワー長井線	広域拠点が提供する生活サービスを受けられるよう、公共交通機能の維持を図る
補完公共交通	基幹公共交通に接続する2次交通	川西デマンド型乗合交通	基幹公共交通を補完し、町内の各所から都市拠点、広域拠点へのアクセスを確保しつづけるため、公共交通機能の維持を図る
主要幹線道路	都市間及び都市拠点と広域拠点を接続する広域交通軸	新潟山形南部連絡道路（国道113号） 国道287号バイパス	置賜地域の内外を連絡するとともに、地域の骨格を形成し、主要な拠点間を有機的に接続する広域交通軸の維持、整備を促進する



第3章 基本計画

第3章 基本計画

1 土地利用計画

本町は、現在の土地利用を基本としながら、本計画の将来像である「田園と調和した安全で快適な生活が持続するまちづくり」の実現に向けて、町内の主要な土地利用の配置方針を定めます。

特に、羽前小松駅周辺の中心市街地においては、「川西町中心市街地まちづくり計画」と連動したコンパクトで計画的な土地利用を推進します。








また、自然的土地利用については、基本的に保全するとともに、都市的土地利用の進展が予測される町北部の公立置賜総合病院周辺や新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）と国道287号バイパスの沿道については、計画的な土地利用の規制・誘導について検討します。

(1)住宅地

- 住宅地は、本町に暮らす人々が日常生活を営む場です。このため、道路や公園等の生活利便施設の充実により居住環境の向上を図り、住みやすいまちづくりを進めます。
- 効率的な市街地形成を図るため、住居系用途地域を指定している既存住宅地について、空家・空店舗のリノベーションや、空地の利活用による居住の促進を図ります。
- 町北部の、交通の利便性が高くなる公立置賜総合病院周辺については、周辺環境との調和に配慮しながら、若者から高齢者等の多様な世代が居住することができる新たな住宅地の形成を誘導します。
- 農地保全エリアや中山間地域の既存の住宅地については、住環境の維持保全を図ります。

【北部新規住宅地】

・公立置賜総合病院周辺地区については、総合病院等の医療厚生施設で働く人等、若者から高齢者等の多様な世代が居住することができる住宅地整備を誘導します。

凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域
	行政界



【中心市街地住宅地】

・羽前小松駅を中心に、土地の有効利用を促進しながら、商業・サービス機能と居住機能が共存する、歩いて暮らせる生活空間の形成を図ります。

【その他の住宅地】

・農地保全エリアや中山間地域交流エリアの既存の住宅地については、住宅地環境の維持保全を図ります。

(2)商業地

- 商業地は消費者への物品、情報等の供給地として、町民の生活を支える商業活動の中心となる地域です。また、商業施設や金融機関をはじめ、多くの人々が集まる交流の場、就業の場であり、都市の個性を象徴する地域です。
- 現在の各種施設の集積状況を基本に羽前小松駅周辺に商業地を配置し、整備・拡充を図ります。
- 空家・空店舗のリノベーションや空地の活用による起業の促進とにぎわいの創出を図ります。
- 公立置賜総合病院周辺や新潟山形南部連絡道路(梨郷道路)及び国道 287 号バイパス等の沿道ポテンシャルを活用した商業機能を誘導し、利便性が高く、にぎわいのある地区の形成を図ります。

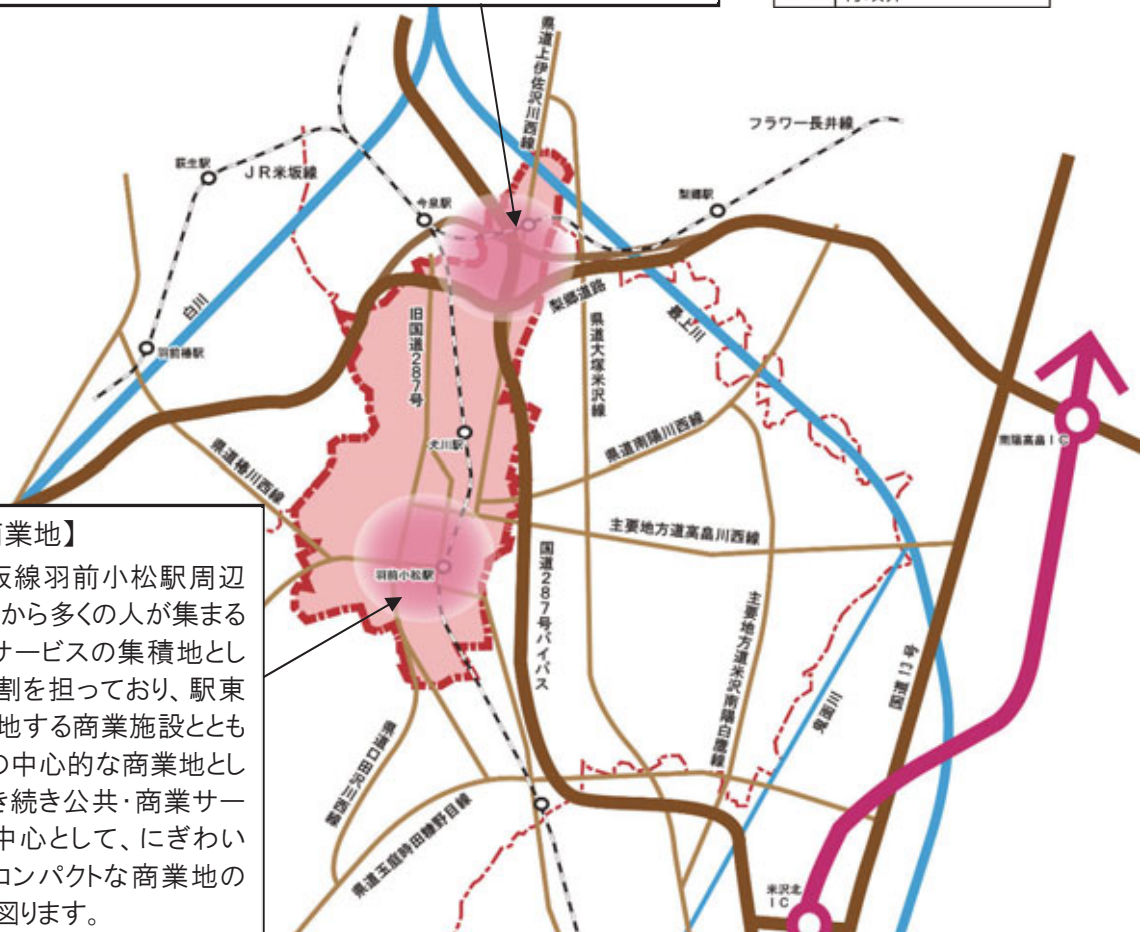
【北部商業地】

・公立置賜総合病院周辺地区は、周辺環境に配慮しながら、主要幹線道路沿道に立地する沿道サービス型商業施設や医療厚生施設等を計画的に誘導するとともに、総合病院等の医療厚生施設等の従業者や居住者の日常生活を支える近隣商業施設等の新たな商業地を誘導していきます。

凡 例	
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域
	行政界

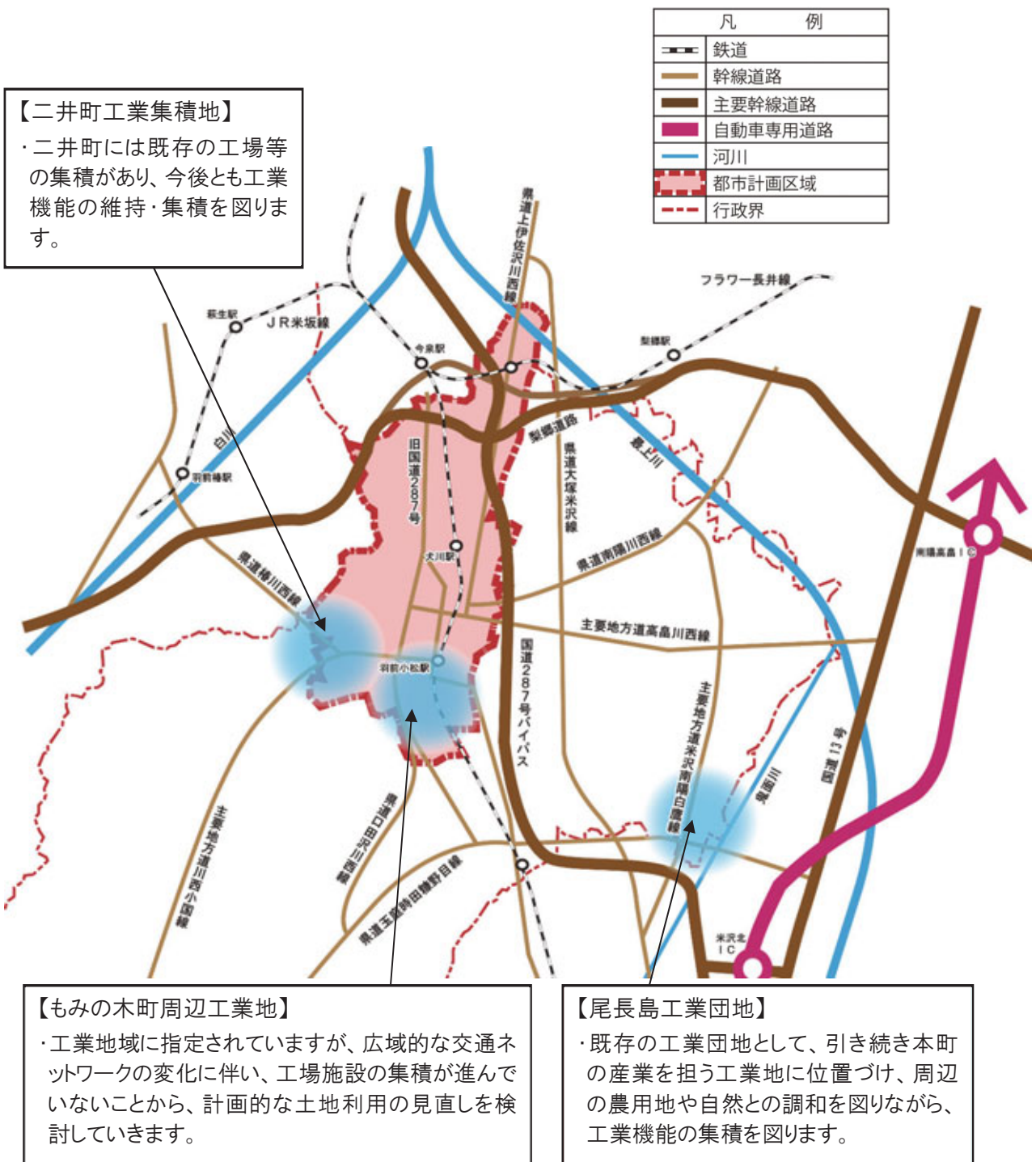
【中心商業地】

・JR米坂線羽前小松駅周辺は、古くから多くの人が集まる商業・サービスの集積地としての役割を担っており、駅東側に立地する商業施設とともに、町の中心的な商業地として、引き続き公共・商業サービスの中心として、にぎわいのあるコンパクトな商業地の形成を図ります。



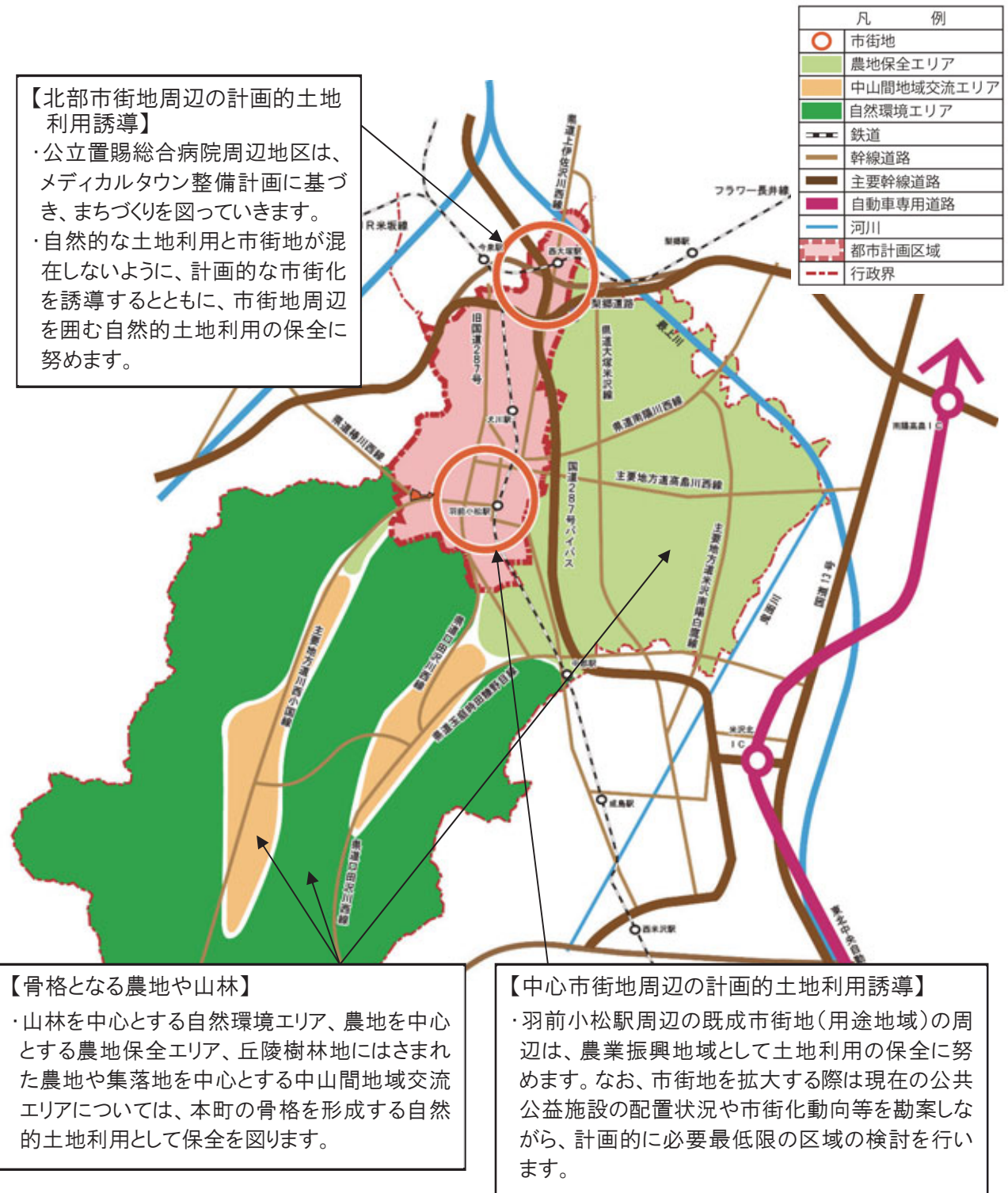
(3)工業地

- 工業地は、生産活動を通して、産業や経済の発展に重要な役割を担っています。また、今後の定住を支える就業の場として、まちの活力を創出する地域です。
- 本町では、現在の各種施設や機能の集積状況を基本にするとともに、主要幹線道路等の優れた交通条件を生かした工業地の形成に資する工業機能の整備、誘導を図ります。



(4) 自然的土地利用

- 本町の骨格を形成する農地や山林については、重要な生産基盤や景観構成要素であり、引き続き保全することを基本とします。また、市街地（用途地域）周辺については、市街地の景観や環境保全、市街地の一体感醸成のためにできる限り自然的土地利用を維持することに努めます。
- 幹線道路の沿道や拠点的な施設が立地する地区については、市街地整備の見通しを検討、調整しながら、計画的な土地利用の誘導を図ります。





2 交通施設計画

交通施設は、人や物の流動を円滑に処理する機能や、将来の土地利用や良好な住環境の形成を支援・誘導する機能を有しています。

交通施設は、都市づくりの中で非常に重要な役割を果たすものであり、整備が進められている主要幹線道路ネットワークの効果を活用することを前提に、交通施設整備の基本方針を次のように定めます。

(2) 幹線道路

- 幹線道路は、町内の主要な地域相互を連携し、市街地の骨格を形成し、町内で発生集中する多様な交通を上位の主要幹線道路に導く役割を持っている道路で、日常生活や産業活動に密着している身近な施設です。
- 本町では、町内を東西南北にネットワークしている主要地方道や県道をはじめとする主要な道路を位置づけます。また、国道 287 号は重要な南北路線として、幹線道路に位置づけます。

【主要地方道・県道等主要道路】

・ 日常的に利用する市街地周辺の生活道路は、災害時の避難路・誘導路として、また、積雪時においても十分な通行スペースが確保できるように、必要に応じて狭い道路の解消に努めていくものとし、車両及び歩行者の通行に支障をきたさない十分な幅員の確保が図られるように要望していきます。加えて、南北方向の骨格を形成する国道 287 号バイパスと本町の中心市街地(用途地域)を接続する新たなアクセス軸の整備を検討します。



凡	例
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	都市計画区域
	行政界

(3)公共交通

- 日常生活や経済活動を支えていくために、町全体の公共交通体系や効率的なネットワークの形成・整備が求められています。
- 高齢化進展等による交通弱者対策など、インクルーシブ社会^{*}に対応した交通環境づくりに努めます。

【鉄道】

- ・通勤・通学や、子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者の交通手段として重要な役割を果たすJR米坂線、山形鉄道フラワー長井線は利便性の向上を働きかけます。

【デマンド型乗合交通】

- ・デマンド型乗合交通は、町民の公共交通機関として、利便性の向上を図ります。

【駅前空間】

- ・羽前小松駅等については、駅にアクセスする自家用車、タクシー、自転車及び歩行者の利用を考慮し、町の玄関口にふさわしい空間づくりに努めます。

(4)都市計画道路

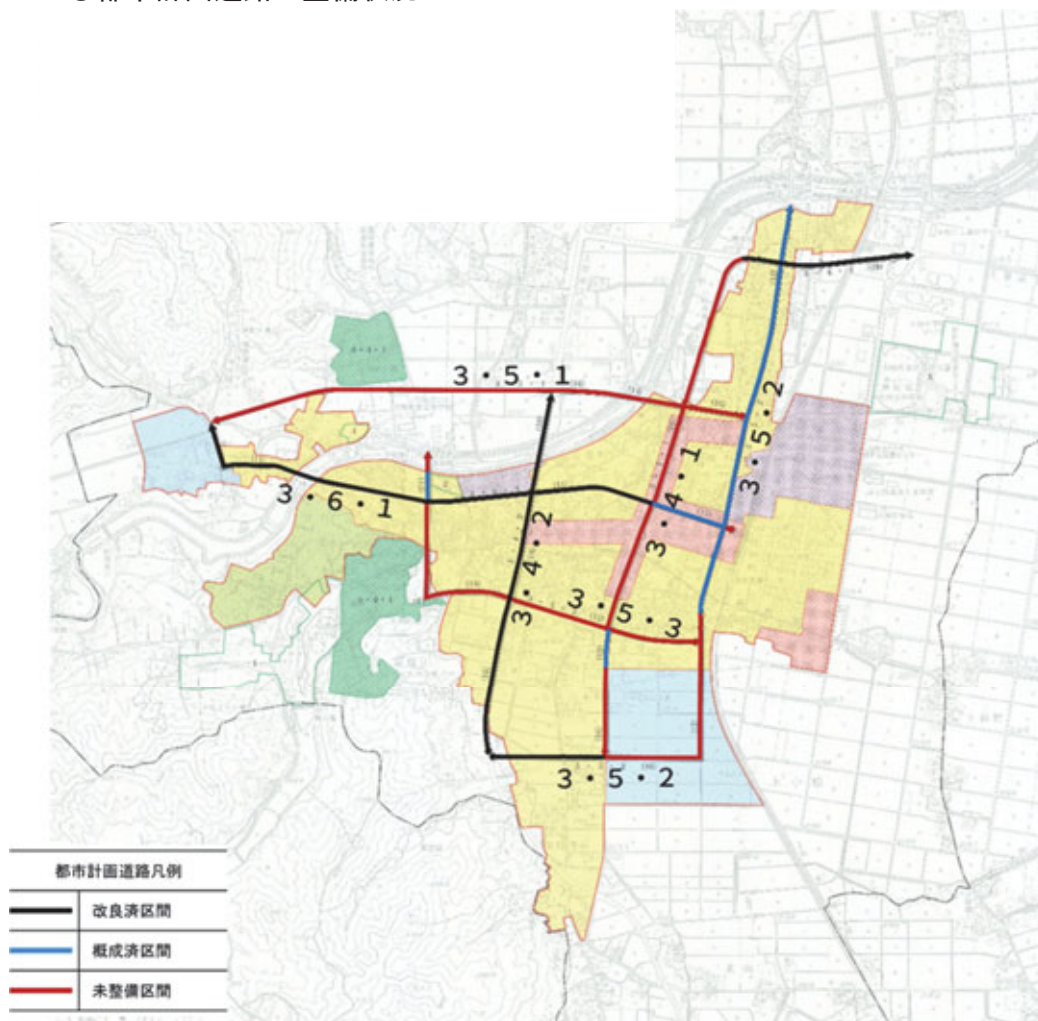
- 都市計画道路は、当初決定後長期間未着手になっている路線があることから、これらの路線については、沿道の土地利用や計画及び将来交通需要予測等を踏まえ、都市計画道路網の見直しを検討します。

① 都市計画道路の整備状況と見直しの方針

- ・現在の都市計画道路ネットワークは、概ね 400～500mピッチで計画されており、適切な配置になっています。
- ・3・4・1小松高畠線の一部、3・4・2桐町下小松線、3・5・2小松長井線及び3・6・1小松駅二井町線は概ね整備済みまたは概整備みとなっており、基本的な市街地の骨格は完成しており、これを補完する2路線が未整備となっています。
- ・未整備の路線については、国道 287 号バイパスの整備による交通処理負担の軽減を勘案しつつ、通学路や観光ネットワーク等の歩行者ネットワーク整備の必要性、積雪時の対応等を勘案して、路線の必要性や幅員の見直しを行います。
- ・市街地の拡大に伴い、JR米坂線の東西を連絡する交通手段の検討を行います。

^{*}インクルーシブ社会とは、障がいの有無、国籍、年齢などに関係なく認め合い共生できる社会のこと。

○都市計画道路の整備状況



※概成済：現況幅員が都市計画決定幅員の2/3以上ある区間

○都市計画道路の整備状況

都市計画道路名称	代表幅員 m	幅員 m	延長 m	整備済 m	概成済 m	未整備 m	整備特性
3・4・1 小松高畠線	16	12～16	2,400	530	100	1,770	新設・現道拡幅
3・4・2 桐町下小松線	18	16～18	1,260	1,260			整備済
3・5・1 三日町二井町線	16	12～16	1,800			1,800	新設
3・5・2 小松長井線	16	12～16	2,620	380	1,360	880	現道拡幅
3・5・3 田町宮町線	18	12～18	1,360		110	1,250	新設
3・6・1 小松駅二井町線	11	11～15	1,870	1,600	270		現道拡幅

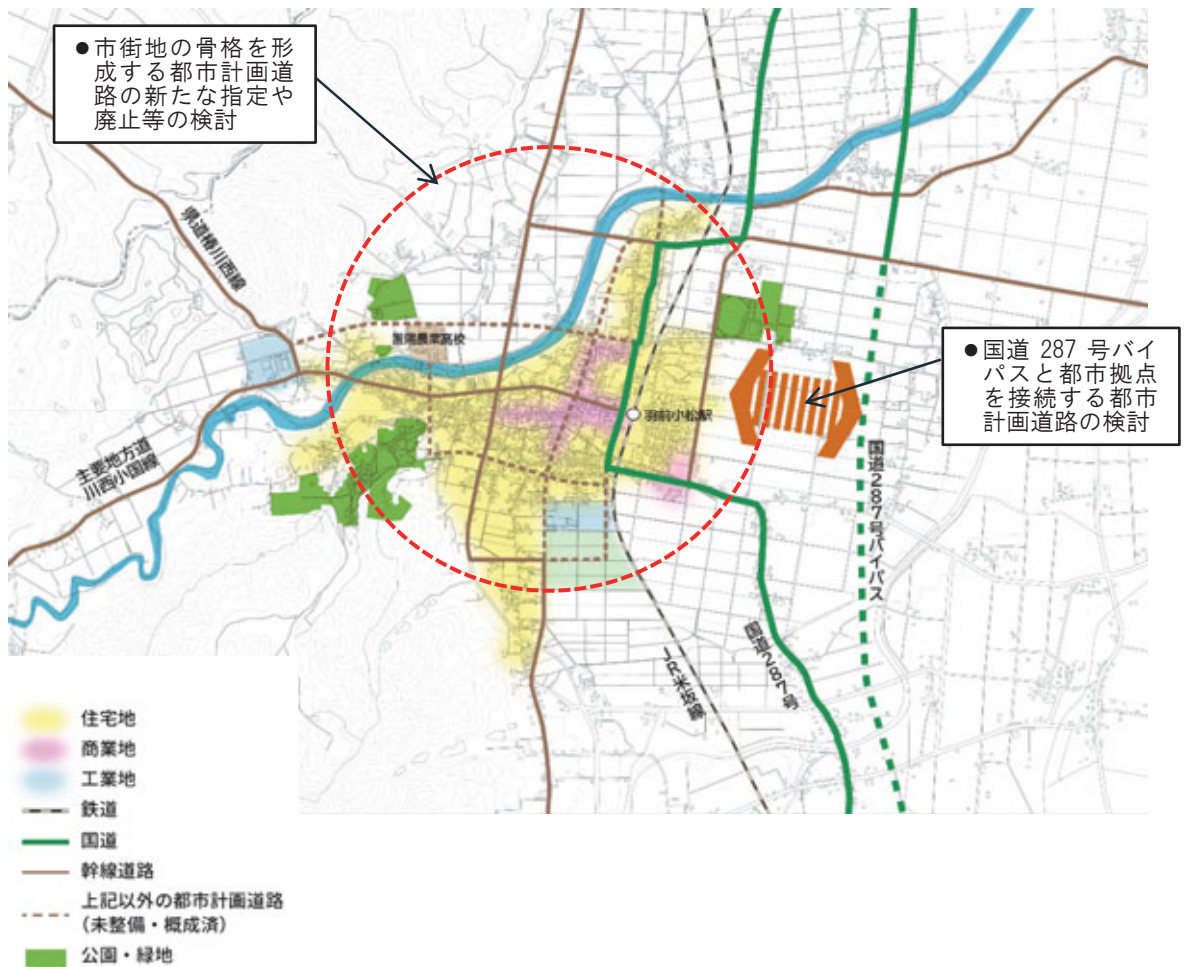
【参考】山形県の都市計画道路見直し基本方針(平成16年度山形県都市計画道路見直しガイドライン)

昨今の社会情勢を背景に、道路の役割や必要性が変化した長期未着手となっている都市計画道路について、これからの都市計画との整合や事業性の観点から総合的な検証を行い、都市の将来像の実現に向けた都市計画道路の見直しを行うものとする。

② 新規都市計画道路

- ・整備が進められている国道 287 号バイパスと、都市拠点に位置づけた本町の主要な都市機能が集積する羽前小松駅周辺の市街地を連絡する区間について、都市計画道路の新たな指定を検討します。
- ・また、都市拠点（用途地域）の市街地環境を形成する既往の都市計画道路の整備率は 49.6%（整備済又は概成済（令和 6 年 3 月 31 日現在））となっており、当初決定から 40 年以上が経過していることから、道路の機能や役割を検証し、必要に応じて都市計画道路の新たな指定や廃止等について検討します。

○新規の都市計画道路の方針



3 公園・緑地計画

公園・緑地は、日常生活に潤いを与えるとともに、都市災害の緩衝、地域コミュニティの醸成、身近な健康づくり等、多様な役割を担っています。

本町では、公園・緑地が有する機能が適切に発揮されるように、その保全、整備を進めます。

(1) 都市公園等の緑地・スポーツ施設

- 本町では、川西ダリヤ園や川西町総合運動公園等の都市公園が整備されており、日常生活に身近な緑とオープンスペースとして、その維持、整備に努めます。
- 計画的整備が行われた美女木地区では広場や公園が整備されており、市街地の重要な公園・緑地空間として維持していきます。
- 公立置賜総合病院周辺地区については、今後の開発や市街化の進展に合わせて、必要となる公園や緑地の整備を検討します。
- 川西町総合運動公園や川西パークゴルフ場等、来外者との交流を図り、公立置賜川西診療所と連携して健康増進を図るスポーツ・レクリエーション施設の維持・充実について検討します。
- 山形県景観条例で眺望景観資産に指定された国指定史跡の下小松古墳群が分布する丘陵地は、本町にとって重要な歴史・景観資源であり、市街地に隣接している緑地であるため、町内外の人々が安全で快適に利用できるような施設の維持・充実について検討します。



(2)災害時に対応する機能を有する公園・緑地

- 火災や風水害、地震等の災害時に市街地から避難できる避難地と、避難地にアクセスする避難路の確保を図ります。
- 市街地(用途地域)については、市街地に近接して置賜公園、川西ダリヤ園、川西町総合運動公園等があり、短時間での避難が可能なことから、これらの都市公園を緊急の避難地に位置づけ、指定避難場所である小中学校、高等学校、川西町総合運動公園等へ誘導するものとします。これらの避難地へ誘導する避難路については、交通施設計画に基づき適正な整備を推進するとともに、必要に応じて、沿道の建物の不燃化や、セットバック(道路境界から塀や建物の壁を控えて作り、ゆとりのある道路空間を整備すること)等の方策を併用して、安全で円滑な避難が行えるようにします。
- 公立置賜総合病院周辺地区については、開発や市街化の動向に応じて、計画的に避難が行える避難地や避難路の整備を誘導するものとします。

凡 例	
	都市公園
	指定避難場所
	鉄道
	幹線道路
	主要幹線道路
	自動車専用道路
	河川
	現在の用途地域
	都市計画区域
	行政界

注)川西町総合運動公園は、都市公園と指定避難場所の両方に指定されています。





4 河川・下水道計画

河川は治水機能のほか、利水、親水、緩衝等の多面的な機能を有しています。また、下水道は公共用水域の水質保全という環境保全機能や降雨時の防災機能を有する重要な都市施設であり、こうした機能や役割を踏まえ、その整備方針を以下のように定めます。

(1) 汚水処理施設の整備

- 用途地域内の市街地については、公共下水道が整備済みとなっていることから、適正な維持管理を図っていきます。
- 公立置賜総合病院周辺地区については、一部で特定環境保全公共下水道が整備済みになっており、今後の市街地整備や開発動向に合わせて、計画的な排水施設の整備・充実を図っていきます。
- その他の区域については、幹線道路周辺で一部特定環境保全公共下水道が整備されているほかは、農業集落排水や合併処理浄化槽による処理となっており、維持管理を図っていきます。

(2) 潤いのある水環境の形成

- 身近な水辺空間として、レクリエーション機能の充実や緑化等を推進し、潤いのある生活環境整備を進めます。

5 その他の都市施設計画等

山形県で都市計画に定める「都市施設」には、前記の「道路」、「公園・緑地」、「河川・下水道」のほかに以下のような施設があります。また、都市計画には、「都市施設」以外に、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の「市街地開発事業」や、「地区計画」があります。これらについては、今後必要が生じた時点で都市計画に位置づけていきます。

- 駐車場、自動車ターミナル
- 汚物処理場、その他の供給施設又は処理場
- 学校
- 市場、と畜場、火葬場
- 一団地の住宅施設

6 景観計画

豊かな自然に恵まれた本町の自然景観を保全するとともに、質の高い市街地景観を創出するため、景観に関する方針を以下のように定めます。

なお、本町における景観計画に基づく景観行政団体は山形県であり、山形県景観条例に基づく「景観計画」を基本に、景観形成に努めます。

(1)ふるさとを象徴する景観の保全

- 本町の南西部に連なる森林や北東部に広がる田園、町内を流れる河川等のふるさとを象徴する景観を保全・継承します。
- 山形県景観条例で眺望景観資産に指定されている下小松古墳群等を歴史的な景観資産として維持保全していきます。

■眺望景観資産（条例第26条）

眺望景観資産になれる眺め

- 1 将来の世代に引き継いでいくべき良好な眺めを資産として指定します。景観を眺めるふさわしい場所も併せて指定するのが眺望景観資産です。
- 2 眺めの主たる対象物は条例及び規則で次のように定めています。
 - (1) 建造物
 - (2) 樹木
 - (3) 田畑
 - (4) 山
 - (5) 河川
 - (6) 海岸
 - (7) 市街地又は集落の区域、道路及び沿道の建築物

眺望景観資産の提案・指定・施策の推進

- (1) 市町村
- (2) NPO法人
- (3) 一般社団法人
- (4) 一般財団法人
- (5) 町内会などの地縁による団体

は、眺望景観資産を提案することができます。個人が提案することはできませんが、地域の人たちで共有できる大事な眺めであれば、町内会を通じて提案していただくことができます。

提案していただいた眺めは、市町村及び山形県景観審議会の意見を聴いて、知事が指定することになります。

指定後は、県民共通の資産として、普及啓発につとめるとともに、地域づくり・まちづくりに活かすようにつとめます。

※山形県景観条例解説(県資料より)

(2)本町の骨格を形成する緑地の保全

- 本町の南西部に広がる丘陵樹林地を、都市の骨格を形成する緑地に位置づけ、引き続き保全していきます。
- 本町の北東部に広がるまとまりのある田園地帯を、都市の骨格を形成する緑地に位置づけ、引き続き保全していきます。



7 防災計画

本町の災害履歴や発生予測を踏まえ、町民の生命、財産、生活を守り、安全に安心して暮らすことができる都市づくりをめざし、防災に関する方針を以下のように定めます。

土砂災害や洪水による危険性がある区域は、可能な限り発災の防止を図るとともに、発災の防止が困難な場合には、被害の軽減や回避に努めます。同時に、確実な人命保護に向け、災害時の危険情報の発信や避難環境を充実していきます。

(1) 避難環境の充実

想定最大規模降雨のような大規模な災害においては、その被害を防ぎきることは困難であり、こうした災害から人命を守るため、避難環境を整えることが重要であることから、早期の避難情報の発信等により、より早く、安全に、また確実に避難できる環境の充実を図っていきます。

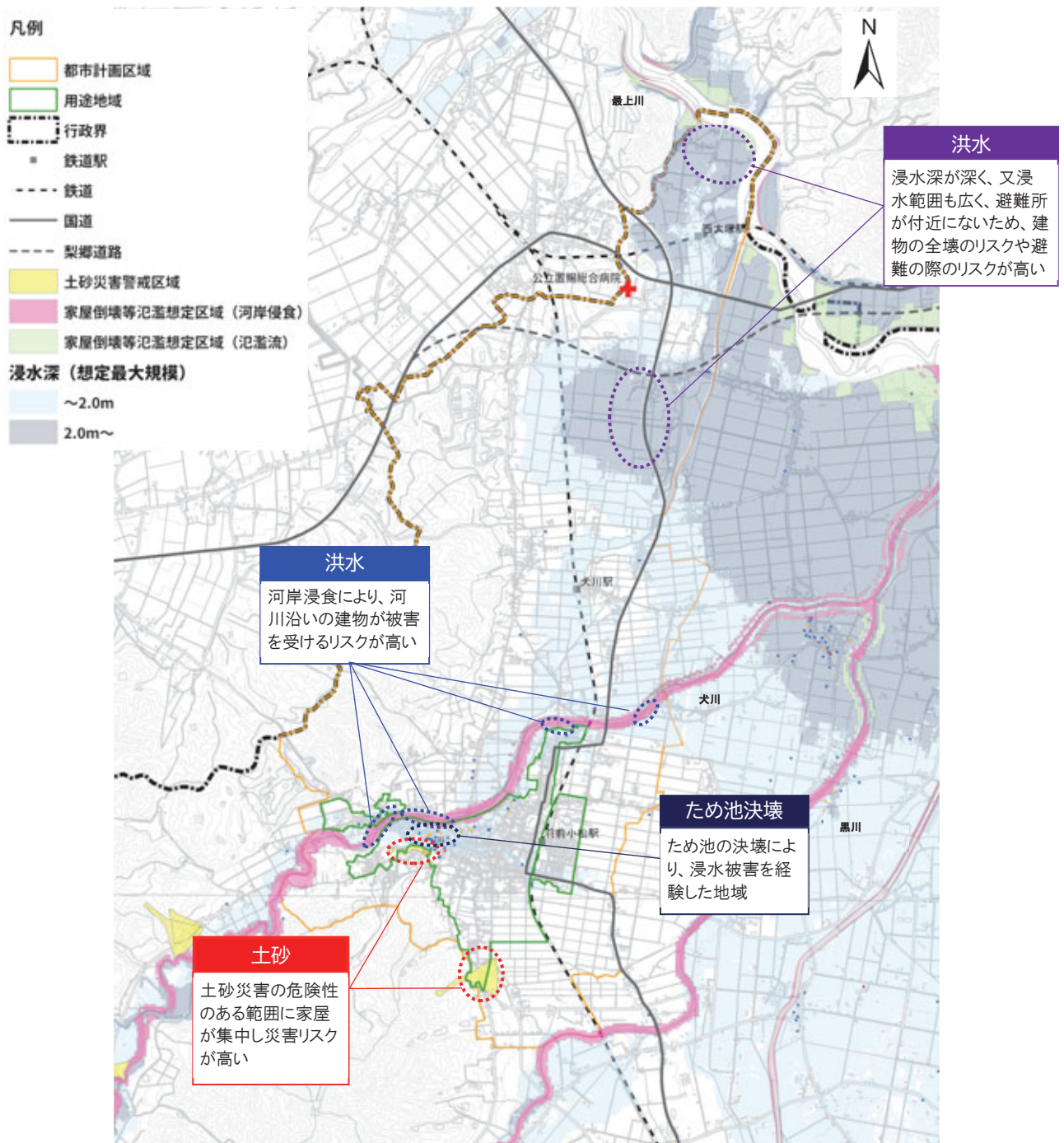
(2) 災害情報の周知

町民の安全な暮らしを確保し、早期の避難を可能とするためには、町民が災害情報を十分に把握しておくことが重要であることから、ハザードマップの周知徹底等を行い、町民一人ひとりが災害情報を把握・理解できるようにしていきます。

(3) 災害の危険性への対応

町民の安全な暮らしを確保するため、防止可能な災害は土砂災害対策やため池改修等の防止策を講じていきます。一方、防止が困難な災害については、その被害を回避するため、土砂災害や洪水による建物の全壊の危険性があるエリアについては、居住誘導区域や都市機能誘導区域には設定せず、同時に移転策を講じることで、被害の回避に努めます。

○防災計画図



資料：浸水想定区域図データ（鬼面川、犬川、黒川、誕生川）（山形県）、浸水想定区域図データ（最上川）（国土交通省）

防災上の危険性の高いエリア	対応方針
土砂災害による建物の全壊の危険性があるエリア	⇒ リスク回避 ：土砂災害のリスクの低い場所への移転促進
洪水による建物の全壊の危険性があるエリア	⇒ リスク低減 ：避難マニュアルの充実 ：家屋倒壊等氾濫想定区域外の安全な場所への移転促進
洪水による建物の全壊の危険性及び避難の危険性の高いエリア	⇒ リスク低減 ：避難マニュアルの充実 ：洪水に対する安全な住宅建築の移転促進
ため池の決壊により浸水被害を経験したエリア	⇒ リスク回避 ：ため池の災害復旧及び機能強化による強靱化

防災計画に基づき、本町における安全・安心な暮らしを実現するため、以下の施策の実施に向け取り組んでいきます。

施 策		該当地区	実施主体
①避難環境の 充実	マイタイムライン ^{※1} の作成による避難計画の強化	全地区	町
	総合防災訓練の実施	全地区	町
	水防訓練の実施	全地区	町
	啓発活動の実施	全地区	町
	避難行動要支援者 ^{※2} の個別避難計画の作成	全地区	町
②災害情報の 周知	ハザードマップ ^{※3} の周知による災害危険性の認識向上	全地区	町
	ハザードマップの更新	全地区	町
	災害時の危険情報の早期発信	全地区	町
③災害の危 険性への 対応	最上川河道掘削	蔵久	国
	洪水に対する安全な住宅建築の情報提供	蔵久 犬川	町
	家屋倒壊等氾濫想定区域 ^{※4} 外の安全な場所への移転を促す	矢ノ目 片町 諏訪	町
	土砂被害リスクの低い市街地への移転を促す	東陽寺前 宮町	町
	ため池の災害復旧及び機能強化による強靱化	上小松	町

※1 マイタイムライン：住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）のこと。台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助となる。

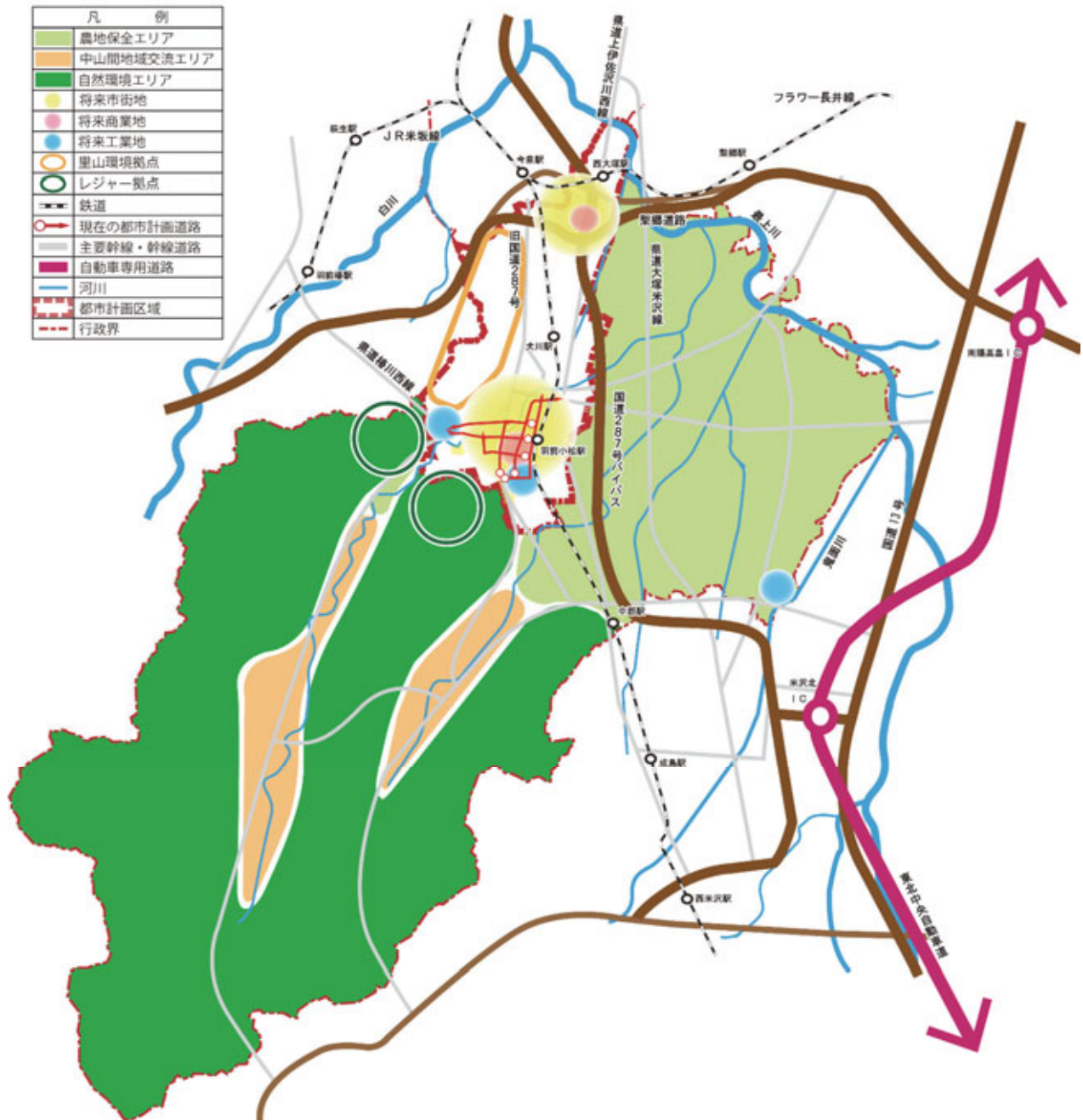
※2 避難行動要支援者：障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の災害時に自ら避難することが困難な方々を指す。平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の名簿作成が市町村の義務とされた。

※3 ハザードマップ：一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」のこと。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもある。

※4 家屋倒壊等氾濫想定区域：想定最大規模降雨が生起し、近傍の堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物の倒壊・流出をもたらすような氾濫等が発生することが想定される区域を示す。

- 以上の検討結果を整理し、川西町の将来の都市計画の目標を示したのが、以下の都市計画マスタープラン図です。

○都市計画マスタープラン





第4章 地域別構想

第4章 地域別構想

1 地域別構想の位置づけ

地域別構想は、本町の都市づくりの実現に向けて設定した全体構想を基本に、商業・業務機能、行政機能、医療・福祉機能、文化・スポーツ機能等の多様な機能が集積し、本町の都市づくりを牽引する『都市拠点』と『広域拠点』について、土地利用や都市交通の方針等を示すもので、今後はそれぞれの『拠点』にふさわしい都市機能の集積を計画的に進めながら、都市の魅力と活力の向上に取り組んでいきます。

なお、都市づくりの方針の実現には時間を要するため、長期的な見通しを定めて取り組んでいく必要があります。また、市街地環境や道路・公園の整備の検討等、今後、実施・展開すべき都市づくり事業の多くが具体的な整備内容が固まっていない状況にあることから、都市づくりに関わる人々と共有しやすい形で示していく必要があります。

■市町村マスタープランにおける「地域別構想」の基本的考え方（都市計画運用指針より抜粋）

地域別構想の地域の設定は、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施策を位置付ける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい。

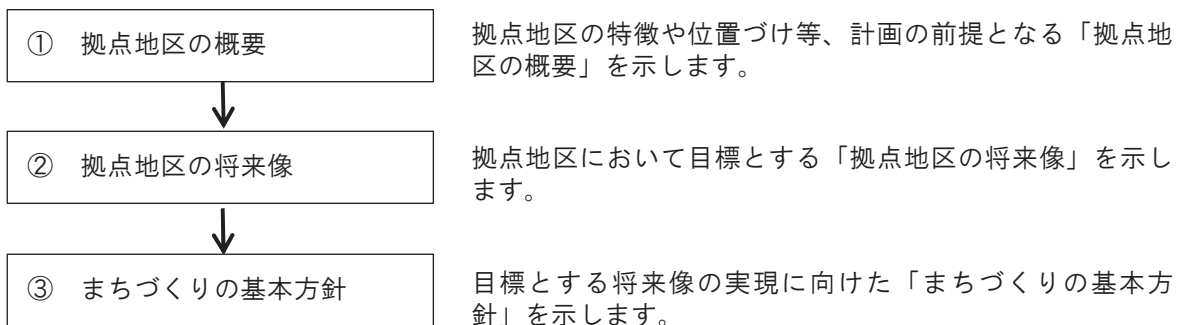
地域別構想は、基本構想に示された整備方針等を受け、地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途・形態、地域の課題に応じ、地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保等のために配慮すべき事項等の方針を明らかにすることが望ましい。

なお、地域別構想は、初めから必ずしも全ての地区について定め、又は定める内容を同水準とする必要はなく、当該地域の実情、町民の合意形成の熟度等に応じて、順次、段階的に作成することも考えられる。

2 計画の構成

地域別構想の構成は、以下のとおりとします。

○計画の構成



3 地区別構想

(1) 都市拠点

① 拠点地区の概要

羽前小松駅周辺の市街地は、商業をはじめとした町民の暮らしを支える医療、福祉、子育て、商業、行政、文化、教育機能等の都市機能が集約しているとともに、川西町固有の歴史、伝統、文化が育まれてきた地区であり、本町の「顔」としての役割を担ってきました。

また、日本最大規模の川西ダリヤ園、温泉も楽しめる浴浴センターまどか、川西ダリヤパークゴルフ場、小松スキー場等の憩い・観光・レクリエーション機能が隣接しており、羽前小松駅西側に広がる古くからの市街地と羽前小松駅東側に整備したニュータウンが一体となって都市の生活サービスを提供する市街地が形成されています。

② 拠点地区の将来像

基本構想では、羽前小松駅周辺の市街地を「都市拠点」と位置づけ、医療、福祉、子育て、商業、行政、文化、教育等、本町全域を対象とした生活サービスを提供する核として、機能の維持・強化を図ることとしています。

都市拠点は、賑わいや魅力を一層高めるための都市機能の強化とともに、【であいの丘】、【ふれあいの丘】、【にぎわいの丘】、【ささえあいの丘】の4つの丘の有機的な結びつきを強化しながら、拠点地区全体の集客力や回遊性の向上を推進することとしています。また、人口の減少が予測される中、中心市街地に訪れる人や関わる人（関係人口）の拡大を通じた賑わいや、若者が魅力を感じる生活環境と都市機能の強化に取り組んでいくこととします。

③ まちづくりの基本方針

1) 土地利用と市街地整備の方針

- 羽前小松駅周辺を中心とした交通結節機能やフレンドリープラザ等の文化施設等を中心とした文化拠点【であいの丘】と、ダリヤ園を中心とした観光拠点【ふれあいの丘】を活かした“にぎわいづくり”に取り組みます。
- 住みたくなる、住み続けたい地域づくりに向けて、居住地として必要な利便性を確保するため、日常的な買い物サービスのほか、公共公益サービスの持続的な提供を行えるよう、各種機能の維持に努めます。
- 古くから住宅・商業・工業等の土地利用が混在する駅周辺の中心部においては、それぞれの土地利用や暮らしやすい環境を形成するため、現行の都市計画用途地域を基本とした土地利用を誘導します。
- 人と人、人と地域が関わり合い、相互理解を深める場・機会の創出を図るとともに、空き家・空き店舗等の未利用の不動産を活用した起業・創業の支援や計画的な住宅地等の開発を誘導します。
- もみの木町周辺の工業地は、現行の農地利用を勘案し、これまでの経緯や事業者及び地権者の意向に配慮しながら、計画的な土地利用の見直しを検討していきます。

2) 道路・交通体系の整備の方針

- 都市拠点の東部を南北方向に縦断する主要幹線道路（国道 287 号バイパス）の整備を促進するとともに、都市拠点と接続するネットワークを構築します。
- 広域的な幹線道路の整備が進んできていることや、長期間未着手となっている都市計画道路が多く残存していることから、都市計画道路網の見直しを検討します。

- 都市拠点に位置づけた【であいの丘】、【ふれあいの丘】、【にぎわいの丘】及び【ささえあいの丘】の4つの丘の有機的な結びつきを強化しながら、地区全体の集客力や回遊性の向上を推進します。
- JR米坂線を挟んだ東西の市街地相互を連絡する交通軸の整備を推進します。
- 安心して学校に通える安全な通学路の確保等、歩行者にやさしい安全な生活道路の整備や、インクルーシブ社会[※]において誰にも優しい公共交通の利便性の向上やユニバーサルデザインに配慮した都市づくりに努めます。

3) 公園・緑地体系の整備の方針

- 川西ダリヤ園を中心とした観光拠点やその周辺におけるアウトドア活動の振興等、魅力的な体験の機会の提供を検討し、地域全体の交流機能と関係人口の拡大に努めます。
- 既存の都市公園の適正な維持管理を継続するとともに、地域のニーズに応じたオープンスペースとしての有効利用を図ります。
- 一級河川犬川やまちなかの水路は、身近な水辺空間として地域に潤いをもたらしており、引き続き関係機関と連携しながら、適正な環境の保全を促進します。
- 川西ダリヤ園に隣接する丘陵部の樹林地を、日常生活に身近な緑地に位置づけ、維持、保全していきます。

4) 公共公益施設の整備の方針

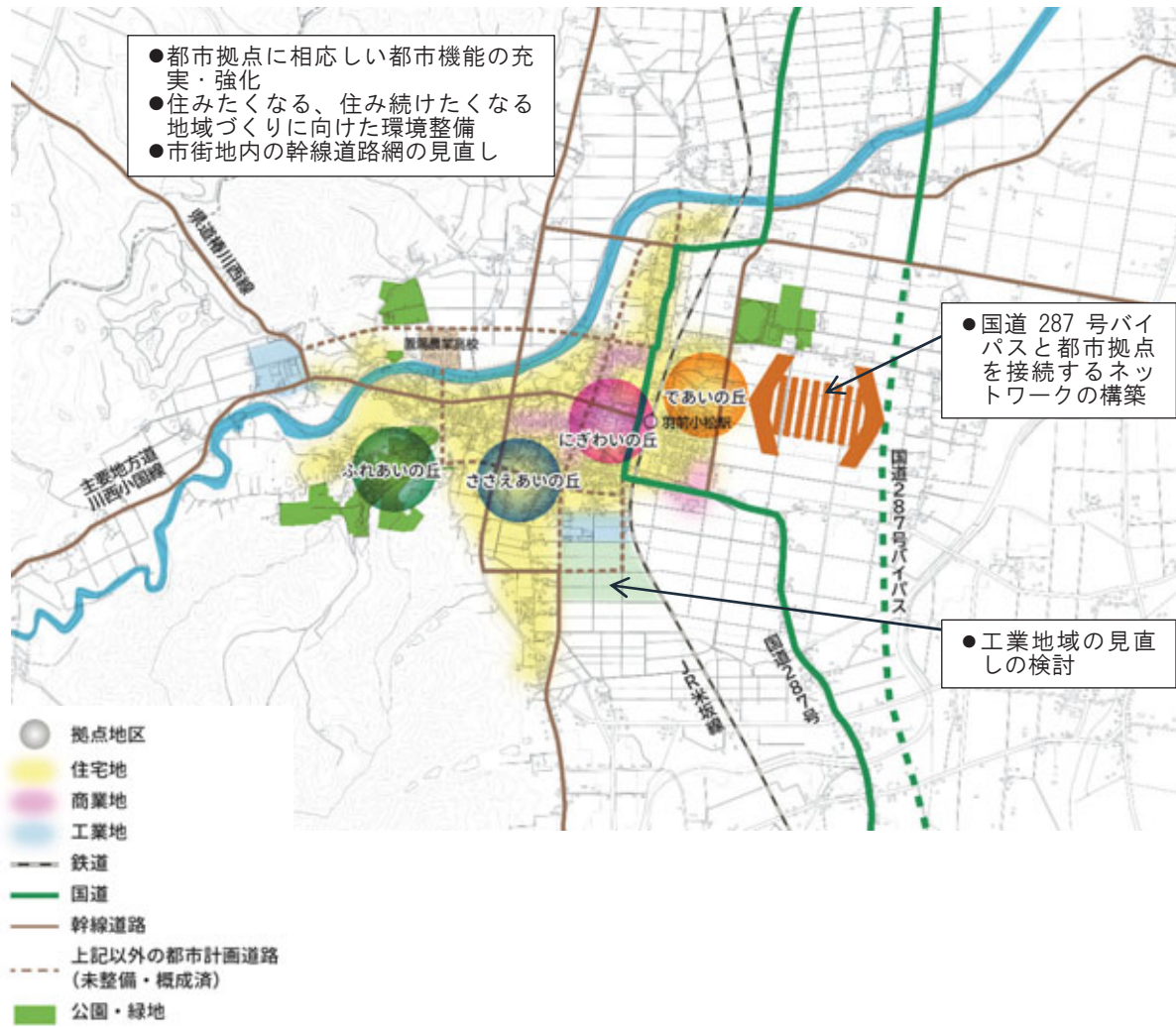
- 川西まちなかテラス【にぎわいの丘】に文化機能・集客機能・公園機能・イベント機能、観光情報の発信機能等を整備するとともに、JR米坂線を挟んだ東西地域のアクセスの改善を検討します。
- 少子高齢化の進行に伴う医療、介護需要の増加を見据え、子どもからお年寄りまですべての人が互いに支えあい、健やかな暮らしを送ることができるよう、公立置賜川西診療所の施設整備等を含めその周辺【ささえあいの丘】に「医療」「福祉」「子育て」「住環境」の機能を集約し、本町における地域共生の拠点の形成を図ります。

5) 安全・安心のまちづくりに向けた整備の方針

- 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、川西町地域防災計画に基づき防災・減災対策を実施し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 犬川沿いに想定最大規模降雨における家屋倒壊等氾濫想定区域が予測されていることから、土砂災害や洪水による危険性がある区域は、可能な限り発災の防止を図るとともに、発災の防止が困難な場合には、被害の軽減や回避に努めます。
- 発災時は、確実な人命保護に向け、災害時の危険情報の発信や避難環境の充実に努めます。

[※]インクルーシブ社会とは、障がいの有無、国籍、年齢などに関係なく認め合い共生できる社会のこと。

○都市拠点の基本方針図



(2) 広域拠点

① 拠点地区の概要

置賜地域の中心部に位置する公立置賜総合病院周辺は、置賜地域の中核医療施設として、計画的に医療、商業、住宅等が融合した「メディカルタウン」の形成が進められています。

また、新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や国道 287 号バイパスが交差するとともに、梨郷道路のインターチェンジに隣接する地理的な優位性を有しています。

現在、公立置賜総合病院や梨郷道路のインターチェンジの周辺の多くは、農業振興地域農用地に指定され、農業基盤整備の受益を受けている状況にあります。無秩序な開発を抑制するため、重点的に整備すべき区域を検討するとともに、道路等の都市基盤施設と一体となった土地利用計画の規制・誘導方策の検討が求められています。

② 拠点地区の将来像

基本構想では、公立置賜総合病院周辺地区を「広域拠点」と位置づけ、置賜地域全体の健康、福祉等の拠点として、機能の維持・強化を図るとともに、これらの機能集積を活かした居住の集積を図る地区として、計画的な市街化を促進し、町域を超えた広域な都市サービスを提供していくこととします。

③ まちづくりの基本方針

1) 土地利用と市街地整備の方針

- 公立置賜総合病院は、最新鋭の高度医療機器を配置し、置賜地域の医療体制の拠点となる中核医療施設と位置づけます。
- 公立置賜総合病院の周辺は、新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や国道 287 号バイパスが交差する交通便利性や民間の活力を活用しながら、公共的機能を併せ持つ医療、従業者や居住者の日常生活を支える商業機能、住宅等の居住機能が融合する地域づくりを検討します。
- また、周辺環境との調和に配慮しながら、若者から高齢者等の多様な世代が働き、休息し、暮らすことができる市街地の形成を誘導します。

2) 道路・交通体系の整備の方針

- 新潟山形南部連絡道路（梨郷道路）や国道 287 号バイパスを骨格に、地域内の土地利用計画と整合したネットワークの構築を検討します。
- 都市拠点と連絡する国道 287 号バイパス及び西回り幹線の 2 軸の道路網の走行性の向上を促進します。
- 通勤・通学や、子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者の交通手段として重要な役割を果たす JR 米坂線、山形鉄道フラワー長井線は利便性の向上を働きかけます。

3) 公園・緑地体系の整備の方針

- 自然的な土地利用と市街地が混在しないように、計画的な市街化を誘導するとともに、市街地周辺を囲む自然的土地利用の保全に努めます。
- 今後の開発や市街化の進展に合わせて、公立置賜総合病院周辺の自然的な環境を活かした、地域を特徴づける公園や緑地の整備を検討します。

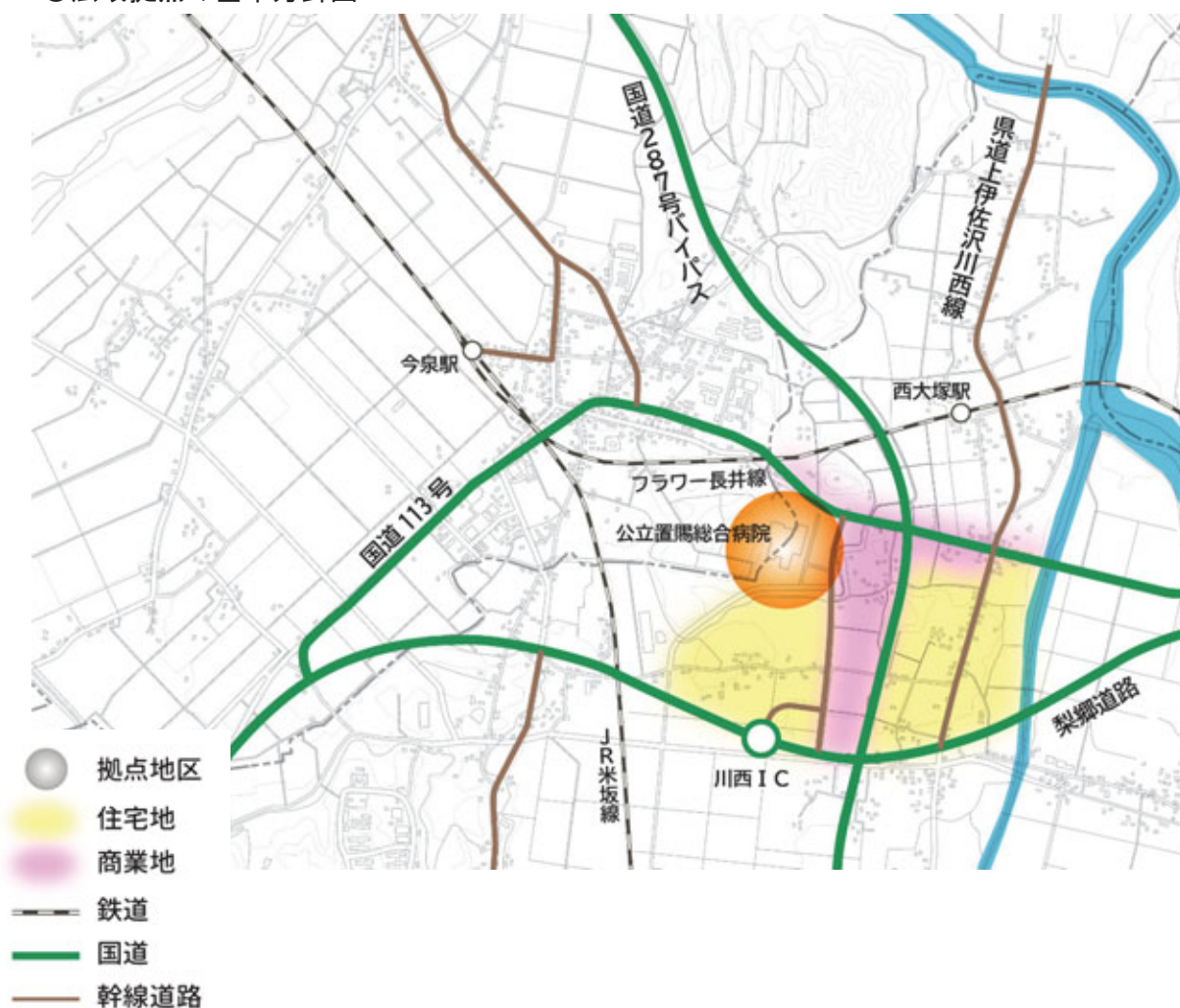
4) 公共公益施設の整備の方針

- 公立置賜総合病院の利用者、従業者、周辺居住者の利便性を補完する公共公益施設の整備を検討します。
- 今後の市街地整備や開発動向に合わせて、計画的な排水施設の整備・充実を図ります。

5) 安全・安心のまちづくりに向けた整備の方針

- 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、川西町地域防災計画に基づき防災・減災対策を実施し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 開発や市街化の動向に応じて、計画的に避難が行える避難地や避難路の整備を誘導するものとします。
- 河川沿いの一部の地域に想定最大規模降雨における浸水深 2.0m以上の区域が予測されていることから、発災時は確実な人命保護に向け、災害時の危険情報の発信や避難環境の充実に努めます。

○広域拠点の基本方針図



第5章 実現化方策

第5章 実現化方策

1 都市計画の実現

本計画で検討した都市計画を実現していくためには、整備する区域や都市施設の区域を都市計画決定し、実施事業として具体化していくことが必要です。

都市計画の決定主体は都市計画の内容によって異なり、主要なものを例示すると以下のようになっています。川西町の都市計画区域においては、用途地域等は町が決定できますが都市計画区域の拡大や国や県が管轄する都市計画道路の決定は山形県が決定主体となり、国の同意が必要なものもあります。

都市計画の実現に向けては、国や県との調整を図りながら、都市計画事業として具体化に向けた働きかけと精査を行い、都市計画決定の手続きを進めていくことが必要です。

都市計画の内容			決定主体		
			市町村 知事同意	県	
				大臣同意 不	大臣同意 要必
都市計画区域					○
用途地域等の区域区分			○		
都市施設	道路	高速自動車国道			○
		一般国道			○
		都道府県道		○	
		市町村道	○		
	公園・緑地	10ha 以上（国が設置するもの）			○
		10ha 以上（県が設置するもの）		○	
		その他	○		
	下水道	公共下水道（2以上の市町村に排水区域がわたるもの）		○	
		公共下水道（上記以外）	○		
		流域下水道		○	
		その他	○		
	河川	一級河川			○
二級河川			○		
準用河川		○			
市街地 開発事業	土地区画整理事業	50ha を超えるもの（国又は県が施行するもの）		○	
		その他	○		
	市街地再開発事業	3ha を超えるもの（国又は県が施行するもの）		○	
		その他	○		
地区計画等			○		

※都市計画の内容にはこれ以外のものもありますが、本表では主要なものを例示しています。

2 用途地域の決定・変更

都市計画マスタープランに基づいて市街地の土地利用を実現していくためには、用途地域の決定や変更を行うことが必要です。

既定の用途地域については原則として現在のまま維持し計画的な活用を推進します。工業地域に指定されているもみの木町周辺地区は、広域的な交通ネットワークの変化に伴い、工場施設の集積が進んでいないことから、計画的な土地利用の見直しを検討していきます。

公立置賜総合病院周辺地区については、今後の市街化の動向を勘案しながら、用途地域指定の検討を行います。



3 都市計画道路の見直し

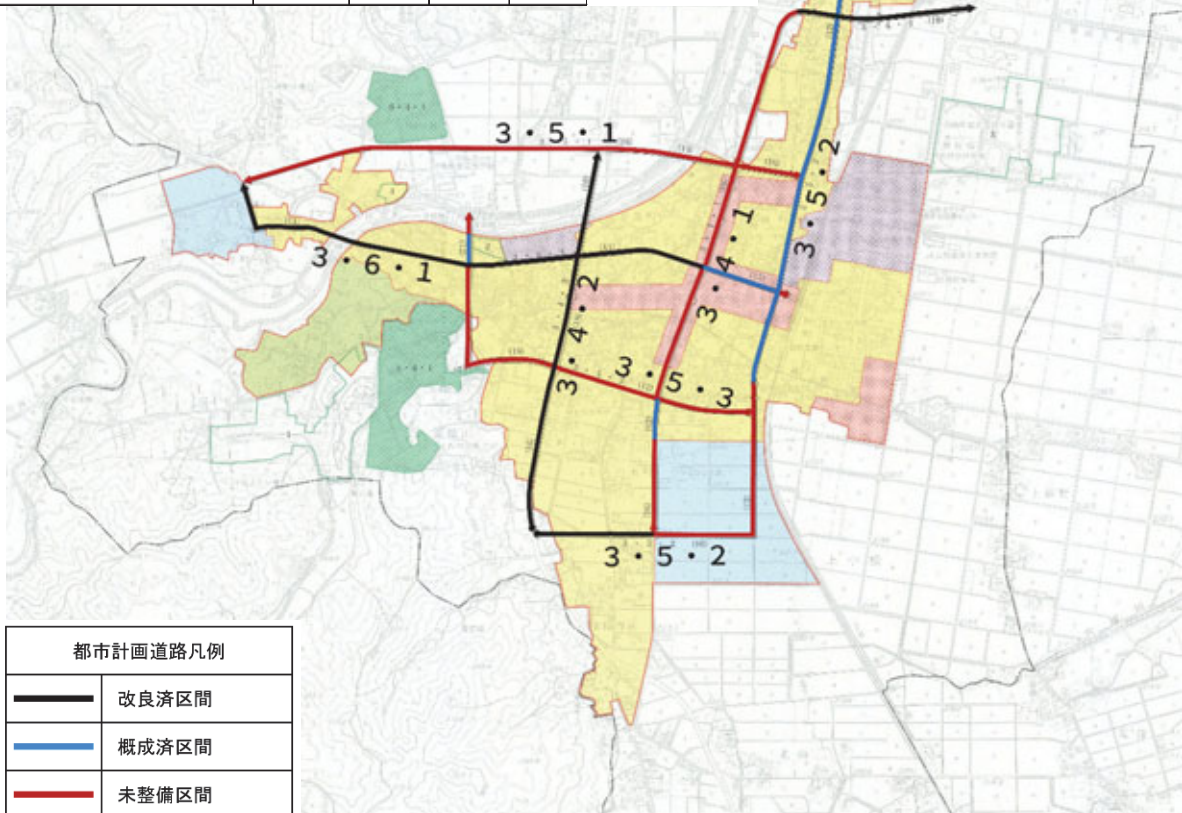
都市計画道路は、自動車等の円滑な交通処理を担うだけでなく、良好な市街地(用途地域)の環境を形成し、目標とするまちづくりを計画的に支援、誘導する基盤となる都市施設です。

本町の都市計画道路は、昭和56年に用途地域が指定されている羽前小松駅周辺の市街地に6路線、計11,310mが都市計画決定されており、このうち未整備の都市計画道路は、当初決定から40年以上が経過しています。このため、少子高齢化の進展等を背景とした社会経済状況の変化や、インクルーシブ社会[※]において誰にも優しい公共交通の利便性の向上やユニバーサルデザインに配慮した道路ネットワークの形成が求められる等、都市計画道路の役割の変化に対応した検証を行い、適正な見直しが必要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省では道路の機能や役割を検証のうえ「必要がある場合には、都市の特性に応じて都市計画の変更を行うべきである」と提言していることから、広域的な幹線道路網の改変や、都市計画マスタープランに基づく都市づくりの支援、誘導に資する都市計画道路の見直し及び国道287号バイパスと本町の中心市街地を連絡するアクセス路を検討します。

○都市計画道路の整備状況（令和6年3月31日現在）（再掲）

番号	路線名	代表幅員 (m)	延長 (m)	整備率		整備率 (%)	計画決定年月日	決定 主体
				整備済	概成済			
3・4・1	小松高畠線	16.0	2,400	530	100	26.3%	S56.6.24	県
3・4・2	柳町下小松線	18.0	1,260	1,260	0	100.0%	S56.6.24	県
3・5・1	三日町二井町線	16.0	1,800	0	0	0.0%	S56.7.1	町
3・5・2	小松長井線	16.0	2,620	380	1,360	66.4%	S56.6.24	県
3・5・3	田町宮町線	18.0	1,360	0	110	8.1%	S56.7.1	町
3・6・1	小松駅二井町線	11.0	1,870	1,600	270	100.0%	S56.6.24	県
計			11,310	3,770	1,840	49.6%		



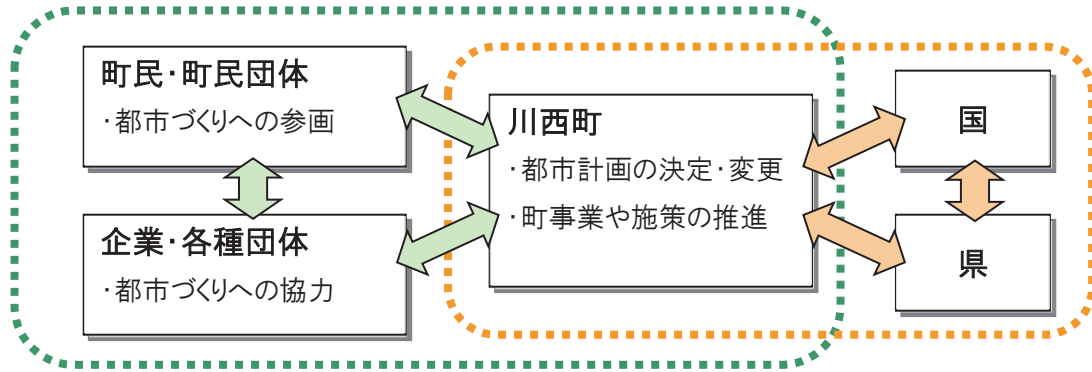
資料：山形県土木部都市計画課「山形県の都市計画 資料編」

※インクルーシブ社会とは、障がいの有無、国籍、年齢などに関係なく認め合い共生できる社会のこと。

4 実現化のための役割分担の構築

都市計画マスタープランを実現するためには、行政だけではなく町民・町民団体や企業等が、都市計画マスタープランの将来像を共有し、その方向に向かって都市づくりを推進するように協力するとともに、適切な役割分担が必要です。

また、都市計画マスタープランを決定し、個別の都市計画を実現していくためには、町の都市計画施策について県や国に十分に理解を得られるように調整、協議を図っていくことが必要です。



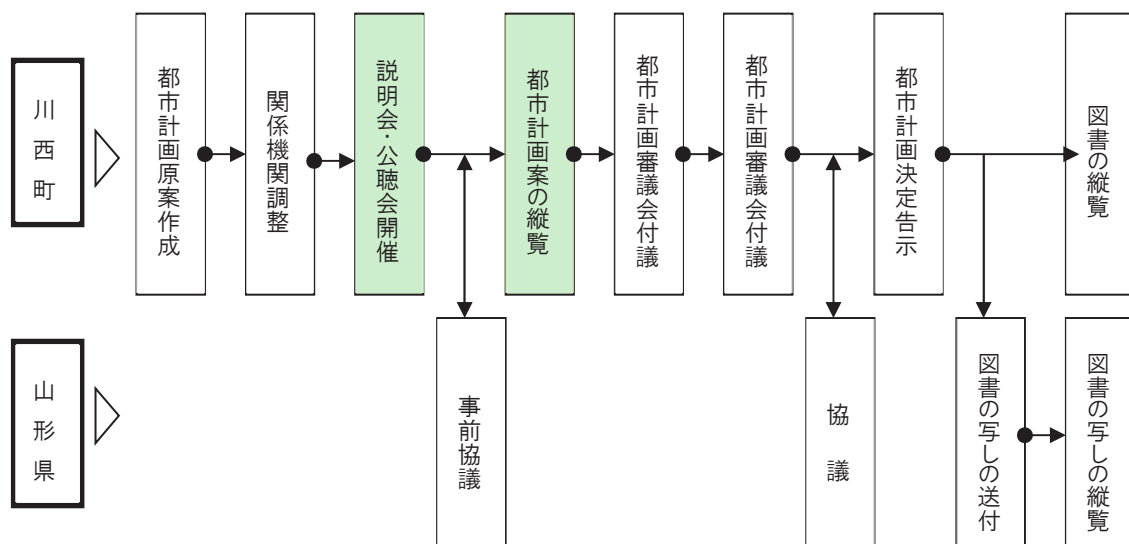
5 町民主体のまちづくりの推進

本都市計画マスタープランに基づいて各種都市計画を決定していくことは、川西町の計画的な都市づくりのために必要な施策ですが、決定によって様々な効果が発揮されるのと同時に、合わせて町民の生活に各種の制約が発生することになります。

町民主体のまちづくりを進めていくためには、町民が都市計画を理解し、都市計画によるメリットやデメリットを把握できるように、機会を捉えて十分な情報提供や説明を行っていくことが必要です。

このような機会として、本都市計画マスタープランの説明会や広報等による情報提供を行っていくほか、以下に示すような都市計画決定の手続き段階の公聴会や縦覧等の都市計画法に定められた機会があり、これらを利用して都市計画の内容について説明し、ご理解を得ていきます。

○川西町決定の場合の都市計画決定手続き（県決定も基本的な流れは同じ：緑色部分が説明等の機会）





川西町都市計画マスタープラン

